

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 公営企業金融公庫法案

資金運用部預託金利の特例に関する法律の一部を改正する法律
中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律
関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

就学困難な児童のための教科用図書等の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律

学校給食法の一部を改正する法律
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
港灣法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
建設省設置法の一部を改正する法律

同日公正取引委員会委員長横田正俊君から内閣を経由して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十四条第一項の規定による左の報告書を受領した。

昭和三十三年度公正取引委員会年次報告書
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省情報 近藤 晋一君
文化局長 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報文化局長近藤晋一君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十二日外務省情報文化局長田中三男君は転動したので、政府委員は自然消滅となった。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、公営企業金融公庫法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公営企業金融公庫法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

公営企業金融公庫法案
公営企業金融公庫法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十八条)

第三章 業務(第十九条—第二十二條)

第四章 公営企業債券(第二十三条—第二十七条)

第五章 会計(第二十八条—第三十四條)

第六章 監督(第三十五条—第三十七條)

第七章 補則(第三十八條—第三十九條)

第八章 罰則(第四十条—第四十一条)

附則 一条

第一章 総則

第一条 公営企業金融公庫は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に對し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営企業 地方公共団体が行う事業のうち、主としてその經費を当該事業の經營に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものをいう。

二 地方債 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定によつて許可を受けた公営企業に係る地方債で、政府資金による引受が行われなものをいう。

(法人格)
第三条 公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)
第四条 公庫は、事務所を東京都に置く。

(資本金)
第五条 公庫の資本金は、五億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

(登記)
第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第七条 公庫でない者は、公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第九条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)
第十条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員るときは、その職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員及び職員)
第十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員及び職員)
第十二条 役員及び職員は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び職員)
第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員及び職員)
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十五条 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(職員)
第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員)
第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)
第十八条 公庫は、役員及び職員に
対する退職手当の支給の基準を設
けようとするときは、あらかじめ、
主務大臣の承認を受けなければ
ならない。これを變更しようとし
るときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条に掲げる
目的を達成するため、次の業務を
行う。
一 地方債の資金の貸付又は証券
発行の方法による地方債の応募
二 前号に掲げる業務に附帯する
業務

2 公庫は、前項第一号の場合にお
いて、当該地方債について地方自
治法第二百五十条の規定による許
可があるまでの間において特別の
必要があり、かつ、当該許可があ
ることの見込が確実であるときに
限り、当該許可に係る地方債の額
を限度として、資金の貸付をする
ことができる。

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務の開始の
際、業務方法書を作成し、主務大
臣の認可を受けなければならない。
これを變更しようとするときも、
同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき
事項は、政令で定める。

(業務の委託)

第二十一条 公庫は、特別の必要が
ある場合においては、地方公共団
体に対し、資金の貸付に關する調
査事務の一部を委託することがで
きる。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け
て、金融機関に対し、資金の貸
付、元利金の回収その他貸付及び
回収に關する業務を委託すること
ができる。ただし、資金の貸付の
決定については、この限りでな
い。

(事業計画及び資金計画)

第二十二条 公庫は、四半期ごとの
事業計画及び資金計画を作成し、
主務大臣の認可を受けなければな
らない。これを變更しようとする
ときも、同様とする。

第四章 公営企業債券

(債券の発行)

第二十三条 公庫は、公営企業債券
(以下「債券」という。)を発行す
ることができる。

2 公庫は、前項の規定により債券
を発行しようとするときは、主務
大臣の認可を受けなければならない。
(一般担保)

第二十四条 債券の債権者は、公庫
の財産について他の債権者に先だ
つて自己の債権の弁済を受ける権
利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法
の規定による一般の先取特権に次
ぐものとする。

(発行事務の委託)

第二十五条 公庫は、主務大臣の認
可を受けて、債券の発行に關する
事務の全部又は一部を銀行又は信
託会社に委託することができる。

2 商法(明治三十二年法律第四十
八号)第三百九条から第三百十一
条まで(受託会社の権限及び義務)
の規定は、前項の規定により委託
を受けた銀行又は信託会社につい
て準用する。

(政府保証)
第二十六条 政府は、法人に対する
政府の財政援助の制限に關する法
律(昭和二十二年法律第二十四号)
第三条の規定にかかわらず、国会
の議決を経た金額の範囲内におい
て、債券の元本の償還及び利息の
支払について保証することができ
る。

(政令への委任)

第二十七条 前四条に規定するもの
のほか、債券に關し必要な事項
は、政令で定める。

第五章 会計

(予算及び決算)

第二十八条 公庫の予算及び決算に
關しては、公庫の予算及び決算に
關する法律(昭和二十六年法律第
九十九号)の定めるところによ
る。

(国庫納付金)

第二十九条 公庫は、毎事業年度の
損益計算上利益金を生じたとき
は、これを翌事業年度の五月三十
一日までに国庫に納付しなければ
ならない。

2 前項の規定による国庫納付金は
同項に規定する日の属する会計年
度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並
びに同項の規定による国庫納付金
の納付の手続及びその帰属する会
計については、政令で定める。

(短期借入金)

第三十条 公庫は、第二十三条の規
定により、債券を発行して資金の
調達をしようとする場合において
て、発行までの間の資金繰上必要
があるときは、当該債券の引受契
約が成立し、又はその引受契約の
成立の見込が確実である場合に限
り、かつ、発行しようとする当該
債券の金額の限度において必要な
金額を限り、当該債券の発行によ
り調達する資金の前借として、主
務大臣の認可を受けて、金融機関
から短期借入をすることができ
る。

2 前項の規定による短期借入金
は、当該短期借入金に係る債券の
発行があつたときは、その発行に
より調達した資金をもつて直ちに
償還しなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する場合
のほか、資金の借入をしてはなら
ない。

(余裕金の運用)

第三十一条 公庫は、次の方法によ
る場合のほか、業務上の余裕金を
運用してはならない。
一 国債の保有
二 資金運用部への預託
三 銀行への預金

(資金の交付)

第三十二条 公庫は、業務を行うた
め必要があるときは、第二十一条
第二項の規定により業務の委託を
受けた金融機関(以下「受託者」と
いう。)に対し、資金の貸付に必要
な資金を交付することができる。

(会計帳簿)
第三十三条 公庫は、主務大臣の定
めるところにより、業務の性質及
び内容並びに業務の運営及び経理
の状況を適切に示すため必要な帳
簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)
第三十四条 会計検査院は、必要が
あると認めるときは、受託者につ
き、当該委託業務に係る会計を検
査することができる。

第六章 監督

(監督)

第三十五条 公庫は、主務大臣が監
督する。ただし、公庫を当事者又
は参加人とする訴訟については、
法務大臣が監督する。

(役員の解任)

第三十六条 主務大臣は、公庫の役
員が第十三条各号の一に該当す
るに至つたときは、これを解任しな
ければならない。
2 主務大臣は、公庫の役員が次の
各号の一に該当するに至つたとき
は、これを解任することができる。
一 この法律又はこの法律に基く
命令に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の言渡を
受けたとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執る
ことができないとき。

(報告及び検査)
第三十七条 主務大臣は、この法律
を施行するため必要があると認め
るときは、公庫若しくは受託者に
對して報告をさせ、又はその職員
に公庫若しくは受託者の事務所に
立ち入り、業務の状況を若しくは帳

簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(主務大臣)

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

(恩給)

第三十九条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という)又は同条に規定する公務員とみなされるもの(以下本条において「公務員とみなされる者」という)が引き続いて公庫の職員になつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者若しくは公営企業金融公庫の職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公庫の職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公庫の職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公庫の職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するを含む)及び前項の規定は、公庫の職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

6 公庫は、第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用する)のとき、十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

第八章 罰則

第四十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十一條 第七條の規定に違反して公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、第十一條第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日)において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた後、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9 (登録税法の一部改正)
登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ七」を「第二号ノ八」に改め、同条中第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六の次に次の一号を加える。
二ノ七 公営企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

10 (印紙税法の一部改正)
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五号第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。
五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

11 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三号第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四号第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。
(大蔵省設置法の一部改正)
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。
六ノ三 公営企業金融公庫を監督すること。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五号第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。
五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

11 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三号第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四号第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。
(大蔵省設置法の一部改正)
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。
六ノ三 公営企業金融公庫を監督すること。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五号第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。
五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

11 (所得税法の一部改正)
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三号第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。
(法人税法の一部改正)
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第四号第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。
(大蔵省設置法の一部改正)
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。
六ノ三 公営企業金融公庫を監督すること。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道東北開

発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

15 予算執行職員等の責任に関する

法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(地方税法の一部改正)

16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二号の四第一項第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

17 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「長期借入金」の限度額を「長期借入金」の限度額とし、公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第 号)第三十

条の規定による短期借入金を除く。に改め、同項第三号中「北海道東北開発公庫」の下に、「及び公営企業金融公庫」を加え、同条第三項中「北海道東北開発公庫」の下に、「公

営企業金融公庫」を加える。

(自治庁設置法の一部改正)

18 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六号の二 公営企業金融公庫を監督すること。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公営企業金融公庫を監督すること。

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 ただいま議題となりました公営企業金融公庫法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業に、その資金を融通する公営企業金融公庫を創設することとし、これに必要な事項を定めるものであります。

その内容の大体を申し上げますと、公庫は、全額政府出資の法人とし、その資本金は五億円とし、公庫の役員及び職員について定め、公庫の業務は、公営企業の地方債につき資金の貸付を行つとともに、必要限度において、いわゆる起債の前貸資金を貸しつけることとし、なお公庫は、業務の一部を地方公共団体及び金融機関に委託できるものとしております。また公庫は、主務大臣の認可を受け公営企業債券を発行することができるものとし、その

債券の発行については、政府がその元金の支払いを保証するものとし、昭和三十三年度においては七十億円の発行を予定しております。この公庫には、公庫の予算及び決算に関する法律の適用があるほか、利益金の国庫納付、余剰金の運用等について所要の規定を設け、なお短期借入金、公営企業債券の前借りとして、必要な場合に限り金融機関から借り入れるものとしております。そのほか監督の規定及び罰則を設けるとともに、補則において、公庫の主務大臣は内閣総理大臣及び大蔵大臣とすること等がその主要点となっております。

地方行政委員会におきましては、三月七日、田中内閣総理大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ねて、慎重審査に当りましたが、その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

三月三十日、討論に入り、大沢委員は、「本法案は、地方公共団体の多年の要望にこたえて、地方公共団体の公営企業を推進し、住民福祉の増進に寄与せんとするものであり、地方財政上望ましい立法である」という理由で、本法案に賛成する旨を述べられ、さらに次の付帯決議案を提出されました。

大沢委員提出の付帯決議案は、

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意し、その適正かつ円滑な運営をはかるべきである。

一、公庫の資本金及び政府保証による公庫債の発行限度額は今後さらに増額すること。

一、公庫資金の利率は極力引き下げ、かつ公庫において既発行の公庫地方債につき低利借入れを行つてより措置すること。

一、将来、公庫において地方団体に對する一時借入金の融通を行つてより措置すること。

一、公庫の融資に當つては貧弱市町村の公営企業を優先せしめること。

右決議する。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

日程第三、とん税法案

日程第四、特別とん税法案

日程第五、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

日程第六、印紙税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「資金の貸付」を「貸付」に改め、同条第二項中「及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三条の二に規定する資金(以下「資金」といふ)からの受入金」に改める。

第三条中「並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計から

る特定物資納付金処理特別会計から

る特定物資納付金処理特別会計から

る特定物資納付金処理特別会計から

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案外四件

の繰入金)を、「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金並びに一般会計からの資金への繰入金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(資金)

第三条の二 この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2 資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。

(資金の経理方法)

第三条の三 資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(資金の運用及び運用利益金の処理)

第三条の四 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に繰入するものとする。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に、「資金からの繰入金」を加える。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

とん税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

とん税法案

とん税法

噸税法(明治三十二年法律第八十八号)の全部を改正する。

(課税物件)

第一条 外国貿易船の開港への入港には、この法律により、とん税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「外国貿易船」とは、噸税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第五号(定義及び第八八条(外国とみなす地域)の規定により同法の規定の適用上外国貿易船とされるものをいい、「開港」とは、同法第二条第十一号(定義)に規定する開港をいう。

2 この法律において「純トン数」とは、船舶積量測定法(大正三年法律第三十四号)第八条(純トン数の定義)に定める純トン数をいう。

(課税標準及び税率)

第三条 とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

(納税義務者)

第四条 とん税は、外国貿易船の船長(船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者。以下同じ)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者がとん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者がとん税を納付しなければならない。

に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでごとに八円

二 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数一トンまでごとに二十四円

(納税義務者)

第四条 とん税は、外国貿易船の船長(船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者。以下同じ)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者がとん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者がとん税を納付しなければならない。

(納期及び納付の方法)

第五条 とん税は、外国貿易船が開港に入港した場合に、その出港の時まで(当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日以内)に、政令で定めるところにより、納付しなければならない。

(納税の告知)

第六条 税関長は、とん税を徴収しようとするときは、納税義務者に對し、その納金額及び納付場所を指定して、納税の告知をしなければならない。

(非課税)

第七条 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合(これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む)において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。

一 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

二 検疫のみを目的として一時入港する場合

三 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

四 出港後二十四時間以内他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

2 前項ただし書の規定によりとん税を課する場合において、その貨物の積卸が第五条の規定による納期を経過した後に行われるときは、そのとん税は、同条の規定にかかわらず、当該貨物の積卸前に納付しなければならない。

(積量の測定)

第八条 税関長は、とん税の徴収のため必要があると認めるときは、外国貿易船についてその積量の測定をすることができる。

に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合(これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む)において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。

一 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

二 検疫のみを目的として一時入港する場合

三 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

四 出港後二十四時間以内他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

2 前項ただし書の規定によりとん税を課する場合において、その貨物の積卸が第五条の規定による納期を経過した後に行われるときは、そのとん税は、同条の規定にかかわらず、当該貨物の積卸前に納付しなければならない。

(積量の測定)

第八条 税関長は、とん税の徴収のため必要があると認めるときは、外国貿易船についてその積量の測定をすることができる。

(担保)

第九条 とん税の課税標準を決定するため外国貿易船について前条の規定による積量の測定をしなければならない場合において、その開港でこれを行うことが困難であるとき、その他やむを得ない理由により、とん税を納付すべき外国貿易船がその納付前に出港しようとするときは、税関長の承認を受けるとん税の額に相当する担保を提供しなければならない。

2 國稅法第八條第二項(納期日の指定)の規定は、前項の規定による担保の提供があつた場合におけるとん税の徴収について、同法第九条(担保の種類及び提供の手続)及び第十条(担保を提供した場合の充当又は徴収)の規定は、当該担保について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「國稅徴収の例」とあるのは、「國稅徴収法(同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く)の例」と読み替へるものとする。

(國稅徴収法の適用)

第十条 とん税の徴収については、國稅徴収法(明治三十年法律第二十一號)を適用しない。

(審査の請求及び訴訟)

第十一条 國稅法第九十條から第九十四條まで(審査の請求及び訴訟)の規定は、とん税の賦課又は徴収に關する処分について不服がある場合について準用する。

(罰則)

第十二條 偽りその他不正の行為により、とん税を免かれ、又は納付すべきとん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の實行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の場合においては、とん税を納付すべき者から、国税徴収法(同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。)の例により、直ちにそのとん税を徴収する。

(罰則規定)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)

第十四条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第三十九条(通告処分)の不履行と告発)の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替へるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の噸税法(以下「旧法」という。)の規定によつて課した、又は課すべきであつたとん税については、この附則に特別の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧法第一条第一項ただし書の規定によるとん税の一時納付があつた場合において、同項ただし書の規定により当該納付に係る外国貿易船につきその開港においてとん税を納付する

ことを要しないこととされていた期間がこの法律の施行後にわたつてゐるときは、当該外国貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港に最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法(昭和三十一年法律第 号)の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除するものとする。

4 前項の場合においては、旧法第一条第一項ただし書の例によらないものとする。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表の関税訴訟審査会の項中「関税」の下に「及びとん税」を加える。

7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法(明治三十二年法律第八十八号)」を「とん税法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

第三条中「噸税法第一条第一項本文の規定」を「とん税法第三条

第一号に規定する税率」に改める。

8 関税法の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法(昭和三十一年法律第 号)の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項(担保)の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

第十八条第一項中「及び前条」及び「及び出港届」を削る。

第九十五条第一項中「前条」の下に「とん税法第十一条(審査の請求及び訴訟)において準用する場合を含む。」を加える。

第九十九条中「第十七条(出港手続)」を削る。

第百十四条第三号中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

9 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法(明治三十二年法律第八十八号)」を「とん税法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

第四条及び第五条中「噸税法」を「とん税法」に改める。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

とがでない場合には、船長に代つてその職務を行う者(以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについては、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 産業投資特別会計法の二部を改正する法律案外四件

(国税徴収の例による場合の措置)
第八条 とん税法第九條第二項(担保を提供した場合の徴収等)前条第二項において準用する場合を含む。若しくは第十二條第三項(罰則の適用があつた場合の徴収)又は第十條第三項においてその例によることとされる 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「国税徴収法」という。)第九條第三項から第十項までの規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、同条第三項から第十項までの規定にかかわらず、滞納に係るとん税額及び特別とん税額の合算額について、同条第三項から第十項までの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれ同条第三項から第十項までの規定により徴収すべきとん税に係る延滞加算税額及び特別とん税に係る延滞加算税額とす。

2 第五條第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

3 国税徴収法の規定の適用がある場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税徴収法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。
(端数計算)
第九條 特別とん税及びとん税は、国庫出納金等端数計算法(昭和二十

十五年法律第六十一号)の規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

(罰則)
第十条 偽りその他不正の行為により、特別とん税を免かれ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の遂行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の場合においては、特別とん税を納付すべき者から、国税徴収法(同法第三十一條ノ二から第三十一條ノ四まで及び第三十一條ノ六を除く。)の例により、直ちにその特別とん税を徴収する。
(罰則規定)
第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

(犯罪事件の調査及び処分)
第十二條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十一章(犯罪事件の調査及び処分)の規定は、特別とん税に係る犯罪事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第三十九條(通告処分の不履行と告発)の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替へるものとする。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 証券を以てする歳入納付に關する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又ハ噸税」を「トン税又ハ特別トン税」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第十七条第一項の表の關稅訴訟審査会の項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第二十三條中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第四十條第二項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「とん税法(昭和三十三年法律第 号)の下に「特別とん税法(昭和三十三年法律第 号)」を加える。

第三條の見出しを「(とん税等の免除)」に改め、同條中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三條第一号」の下に「及び特別とん税法第三條第一号」を加える。

4 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「とん税法(昭和三十三年法律第 号)の下に「特別とん税法(昭和三十三年法律第 号)」を加える。

第四條中「又はとん税法」を「とん税法又は特別とん税法」に改める。

第五條中「とん税法」の下に「特別とん税法」を加える。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年二月二十一日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野平蔵

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

日本国有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

印紙税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野 鶴平殿

(小字は衆議院修正)

印紙税法の一部を改正する法律案
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

記載金高十万円以下ノモノ	二十円
同十万円以上二十万円以下ノモノ	三十円
同二十万円以上五十万円以下ノモノ	五十円
同五十万円以上一百万円以下ノモノ	百円
同一百万円以上二百万円以下ノモノ	二百円
同二百万円以上五百万円以下ノモノ	五百円
同五百万円以上一千万円以下ノモノ	千円
同一千万円以上	千円

第四条に次の三項を加える。

金高記載アル証書ニシテ二以上ノ事項ヲ併記シアル証書ヲ異ニスル二以上ノ証書ニ該当シ且其ノ記載金高ヲ該二以上ノ証書ニ係ル金高ニ分割シ得ザルモノニ関シテハ当該二以上ノ証書ニ付定マリタル税率ニ依リ算出シタル金額中最モ高キ金額ニ相当スル印紙税ヲ納ムベシ

金高記載ナキ約束手形又ハ為替手形ヲ振出シタルトキハ第一項ノ証書ヲ作成セザリシモノト看做ス前項ノ約束手形又ハ為替手形ニ付金高ノ補充ヲ為シタルトキハ当該

補充ヲ為シタル者其ノ補充ノ時ニ第一項第八号又ハ第九号ノ証書ヲ作成シタルモノト看做ス
第五条第七号中「三千円」を「二万円」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。
- この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 たいだいま議題となりました五つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。産業投資特別会計は、経済の再建、産業の開発及び貿易の振興の目的をもつて設置されたものであります。その財源は、きわめて弾力性に乏しく、今後の経済の情勢に適應した投資を行うに際して、財源の不足が見込まれますので、その財源の一部を補足すべき原資の確保をはかるため、この会計に資金を設け、一般会計からの繰入金等をもつてこれに充てることとし、昭和三十一年度補正予算において、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れようとするものであります。なお資金は、設置の目的から、この会計の歳入歳出を通じて使用することとし、また、その資金を投資に使用しない場合は、資金運用部に預託し、その利子は資金に組み入れることとしております。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「剰余金と公債、借入金金の償還財源に関する財政法第六條の精神から見て疑問があること、また、三十一年度の自然増収は、まず緊急性のある食糧会計の赤字を補てんすべきであること、また自然増収は低額所得者の減税に充てるべきであること、さらにまた、三十三年度の繰入額百五十億円の使途は不明であるから、行き過ぎの措置と思はれること、これらの理由によつて本法案に反対する」との反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、とん税法案について申し上げます。

今回、諸般の事情よりいたしまして、現行のとん税一本の制度を改め、とん税と特別とん税との二つの法案に分ち、その税率を引き上げようとするものであります。

とん税法案の内容の概略を申し上げますと、税率については、現行の純トシ数一トシとに五円を八円に、一分を一時に納付する場合は、一トシとに十五円から二十四円に引き上げようとするものであります。その他、納税義務者、納付の時期、納税の告知、罰則の改正等所要の改正を行い、全文を書き改めております。なお、この税率引き上げにより、昭和三十三年度において約一億七千六百万円の増収が見込まれております。

委員会の審議におきましては、とん税と特別とん税に分けた理由いかん、とん税を地方に譲与しない理由はどういふわけか、また、港灣施設の費用等について質疑応答がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましてところ、大矢委員より、「とん税についても地方自治体に譲与すべきであること、また、立法形式はむしろ一本化するべきである」との反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別とん税法案について申し上げます。

本案は、別途提出されております地方税の外航船舶の固定資産税引き下げ措置とも関連いたしまして、開港所在の市町村等に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について特別とん税を新たに設けようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、第一に、税率は、その純トシ数一トシとに十円、一分を一時に納付する場合には三十円としております。第二は、その徴収は、税関がとん税と合わせて徴収することとし、その納税義務者、納期等については、とん税の場合と同様とする等、所要事項を規定いたしております。なお、この特別とん税による昭和三十三年度の収入は約五億八千六百万円と見込まれ、これは別途、他の法律で、開港所在の市町村等に譲与することになっております。

委員会の審議におきましては、固定資産税との関係等について質疑応答がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、提案の理由並びに内容について申し上げます。政府は、昭和二十四

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案外四件

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 特定多目的ダム法案

年度において、日本国有鉄道の歳入不足を補てんするため、三十億五千二百三十六万三千円を貸付をなし、その償還期限を、当初、昭和二十八年三月一日と定めたのであります。その後、日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、二回にわたり、その償還期限の延長の措置を講じてきたのであります。本年四月三十日にその償還期限が到来することとなつておるのであります。しかし、日本国有鉄道の財政状況からして、予定通り政府貸付金の全額を償還することが困難な状況にあり、その中で、日本国有鉄道の返済能力を考慮して、右の政府貸付金をさらに延長し、分割償還の方法によつて返済せしめようとするものであります。すなわち、昭和三十三年度においては六億五千二百三十六万三千円を償還し、残額二十四億円を、昭和三十三年度から三十六年度までの各年度において六億円ずつ分割償還しようとするものであります。

委員会における審議におきましては、国鉄借入金金の総額及びその内訳いかん、運賃改訂と債務償還との関係いかん、経営合理化の問題、財政再建の方針等について質疑応答がありました。詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、平林委員より、「今回の償還計画は、運賃値上げを前提とするものであるがゆゑに反対する」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、為替手形、約束手形に関する税率の改正等を行おうとするものであります。その内容の概略を申し上げます。現行税率は、記載金額にかかわらず定額十円となつておりました。を、借用証書との関連等を勘案いたしまして、最低、記載金額十万円以下のものを二十円より、最高、記載金額一千万円超のものを千円までの六段階の階級別定額税率に改めようとするものであります。ただし、一覽払、外貨表示、金融機関相互間の手形については、その性格等にかんがみ、定額二十円の税率としております。その他、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、記載金額三十万円以下のものを三十円の税率一段階を新設する修正が行われたのであります。

委員会の審議におきましては、階級別定額に改める理由いかん、税率の引き上げが急激過ぎるのではないかという点、予算収入の見積りが過少ではないか等の質疑応答がありました。詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、八木委員より、「今回の改正案は、信用取引を著しく圧迫するものである。中小企業の利用する手形については、現状のままに据え置くべきである。税率の引き上げは、もっと緩和した段階によるべきものである。政府の実態調査については、非常に不十分な点がある。また歳入見積りは過少に過ぎる」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって、衆議院送付案

通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

まず、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、とん税法案

特別とん税法案

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

以上、三案全部を問題に供します。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、印紙税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、特定多目的ダム法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事岩沢忠恭君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定多目的ダム法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

特定多目的ダム法案

特定多目的ダム法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 多目的ダムの建設(第四条―第十四条)

第三章 ダム使用権(第十五条―第二十八条)

第四章 多目的ダムの管理(第二十九条―第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法(明治二十九年法律第七十一号)の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第八條第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用(以下「特定用途」といふ。)に供されるものをい

ふ。余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(もつぱら特定用途に供されるものを除く)を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいふ。

(特定用途のための流水占用の制限)

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第十八条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利(以下「流水占用権」といふ。)を有するほか、ダム使用権を有する者(以下「ダム使用権者」といふ。)でなければならぬ。

第二章 多目的ダムの建設

(基本計画)

第四条 建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画(以下「基本計画」といふ。)を作成しなければならない。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 建設の目的

二 位置及び名称

三 規模及び型式

四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

五 ダム使用権の設定予定者

六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

七 工期

八 その他建設に關する基本的事項

3 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定めらるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

(ダム使用権の設定予定者の要件)
第五条 ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、第十五条第二項各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

(ダム使用権の設定予定者の地位の承継)
第六条 相続人、合併により設立される法人その他のダム使用権の設定予定者の一般承継人は、被承継人が有していたこの法律の規定に基づく地位を承継する。

(建設費の負担)
第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十条 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について第七条第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうちの十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

2 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

(受益者負担金)
第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

(負担金等の帰属)
第十一条 前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

は、その者がすでに納付した第七条第一項の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

(ダム使用権設定前の多目的ダムの利用)
第十三条 ダム使用権の設定予定者は、第三条の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

(建設の完了)
第十四条 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その多目的ダムを河川の附属物として認定するものとする。

第三章 ダム使用権
(設定の要件)
第十五条 ダム使用権は、建設大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。する者の申請によつて設定する要件に適合すると認められた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

2 建設大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認められた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一 申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによつて営もうとする事業に

ついて必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

(設定の申請の却下)
第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めるときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三 基本計画を廃止したとき。

(設定)
第十七条 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附属物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行われなければならない。

一 設定の目的

二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

2 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならない。

(流水の貯留が確保される地域)
第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条

第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土面に接する線によつて囲まれる地域とする。

(性質)

第二十條 ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第二十一條 ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)

第二十二條 ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

第二十三條 抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

(取消の処分等)

第二十四條 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも従前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五條 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占用を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができ、

2 前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、建設大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は同一の流水占用権につき他の者が河川法第十八条の規定による許可を受け、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができ、

(登録)
第二十六條 ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。
3 前二項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(納付金)
第二十七條 ダム使用権の設定を受ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定

めるところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。

(負担金等の還付)
第二十八條 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付された第七條第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。

ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対し還付する額は、第七條第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。

2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。

第四章 多目的ダムの管理

(建設大臣の管理)
第二十九條 多目的ダムで、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が、河川法第六條第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

(操作の基本原則)
第三十條 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、

及び公害を排除し、又は軽減することともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。

(操作規則)
第三十一條 建設大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。
3 建設大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することともに、ダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきかなければならない。

(放流に関する通知等)

第三十二條 建設大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認め、場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(管理費用の負担)
第三十三條 多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、河川法第二十四條第一項又は第二十七條の規定にかかわらず、都道府県知事がその多目的ダムを管理するときは当該都道府県及びダム使用権者、建設大臣がその多目的

ダムを管理するときは国及びダム使用権者が負担するものとし、国が負担する費用のうち二分の一は、その多目的ダムの存する都道府県が負担するものとする。

2 前項の規定は、流水占用権を有しないダム使用権者については、適用しない。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による費用の負担の割合その他その負担に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(建設大臣の権限)
第三十四條 基本計画の作成の公示があつた後は、次の各号に掲げる処分は、河川法の規定にかかわらず、建設大臣が行う。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な工作物の新築、改築若しくは除却又は河川の敷地若しくは流水の占用に関する河川法第十七條から第十九條まで又は第二十一條の規定による許可

二 前号の許可（基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。）を受けた者に対する河川法第二十条又は第二十二條の規定による許可の取消その他の処分

三 河川法第十七条から第十九条までの規定による許可のうち第一号の許可(基本計画の作成の公示前にされた許可を含む)以外の許可を受けた者に対する同法第二十條の規定による許可の取消その他の処分、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるための必要なもの

四 河川法第五條の規定によつて同法の規定が準用される水流、水面又は河川についての前各号の処分は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(特別の納付金)

第三十五條 第十三條の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供している者は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに關し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十一條の二の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。

(強制徴収)

第三十六條 第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の負担金、第三十三條第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七條若しくは前条の納付金(以下この条において「負担金等」という)を納付しない者があるときは、建設大

臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

二 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

三 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

四 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

五 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(罰則)

第三十七條 次の各号に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に訴願をすることができ、

一 第十六條の規定によるダム使用権の設定の申請の却下

二 第二十二條の規定によるダム使用権の移転、分割、併合又は設定の目的の変更の許可の申請の却下

三 第二十四條の規定によるダム使用権の取消又は変更の処分

四 第二十五條第一項の規定によるダム使用権の譲渡の命令

五 第二十五條第二項の規定によるダム使用権の取消の処分

六 第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の負担金、第三十三條第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七條若しくは前条の納付金の決定

(政令への委任)

第三十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(建設中又は既設のダムに關する経過措置)

二 この法律の施行の際、現に建設大臣と流水を特定用途に供しようとし、又は供している者が共同して建設し、又は設置しているダム(余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物で、もつぱら特定用途に供されるもの以外のものを含む。以下同じ)は、その者の持分が國に歸属した時において、多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

三 この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十條の規定は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

四 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ三の次に次の一条を加える。

第十五條ノ四 ダム使用権ニ關シルダム使用権登録簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 設定
ダム使用権価格 千分ノ一

二 取得
ダム使用権価格 千分ノ一

三 相続
ダム使用権価格 千分ノ一

四 相統以
ダム使用権価格 千分ノ一

五 因ノ原
ダム使用権価格 千分ノ一

六 因ノ取得
ダム使用権価格 千分ノ一

七 抵当權ノ取得
千分ノ六・五

八 債權金額
千分ノ六・五

九 信託ノ登録
千分ノ一

十 ダム使用権價格
千分ノ一

十一 滞納処分以外ノ原因ニ因ルダム使用権又ハ抵当權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五

十二 抹消シタル登録ノ回復
六十円

十三 仮登録
六十円

十四 附記登録
六十円

十五 登録ノ更正、変更又ハ抹消
每一件 三十円

十六 登録ノ更正、変更又ハ抹消
每一件 三十円

(河川法の一部改正)

五 河川法の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

主務大臣ハ前項但書ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ代テ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ關スル第七條乃至第二十一條ノ処分ヲナサントスルハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

第七條中「第六條但書」を「第六條第一項但書」に改める。

第四十九條第四項を同条第六項とし、同条第三項中「此ノ法律

ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

地方行政庁ハ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ關スル第七條乃至第二十一條ノ規定ニ依ル処分ヲナサントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條第二項ノ規定ハ主務大臣ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサントスルトキニ之ヲ準用ス

(工場抵当法の一部改正)

五 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。

六 ダム使用権

第二十三條第四項中「工業所有權又ハ自動車」を「工業所有權、自動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第二十八條第二項及び第三項中「特許庁又ハ陸運局長」を「特許庁、陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第四十七條中「工業所有權又ハ自動車」を「工業所有權、自動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正)

七 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(発電の用に供する多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十一条の二 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第 号)

第二条第一項に規定する多目的ダムで、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているものについては、当該多目的ダムを、建設大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二号第一項第三号に掲げる固定資産と、当該多目的ダム及び当該ダムにつき同法第二十七条に規定する方法と同一の方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価額とみなして、この法律の規定(第二十条を除く。)を適用する。この場合において、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者が、地方税法第三百四十八条第一項の規定により固定資産税を課することができないうる者以外の者であるときは、第四条第二項中「課税標準となるべき額の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする。

8

四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年(一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。)の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流

9

(建設省設置法の一部改正)

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

【岩沢忠恭君登壇、拍手】

○岩沢忠恭君 ただいま議題となりました特定多目的ダム法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、建設大臣の直轄施行にかゝる多目的ダムの建設及び管理に關し、特別の措置を講ずるとともに、多

目的ダムを利用する電気事業者等に対して、ダム使用権を創設しようとするものであります。

その内容のおもなる点について申し上げます。第一は、従来、建設大臣が建設しておりました多目的ダムは、電気事業者等との共同設置にかかり、工事事は、当該事業者から委託を受けて施行しておりましたが、これを建設大臣の設置と相持たせ、これを建設大臣が単独で建設することにいたしました。また、個々のダムの建設に際しては、あらかじめ電気、水道等の他種事業の調整をはかつて、基本計画を定めることとし、この計画樹立について、関係行政機関との協議その他所要の措置を設けております。第二に、電気、水道事業者等は、多目的ダムの建設費用の一部を負担いたしますので、これに相応する権利保護のため、物権としてダム使用権を当該事業者に設定いたしております。第三に、多目的ダムの管理は、二つ以上の都府県にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては建設大臣、その他の河川に存するものは都道府県知事が行ふものとしたし、ダムの操作については、所要の手續を経て操作規則を定めることとしたしております。第四に、多目的ダムに貯留される流水を、電気事業者等に供する場合の水利用の処分を建設大臣が行ふこととし、これに伴い、一般の水利用処分について河川法の一部を改正いたしております。

決定の際における関係行政機関との協議が整わるとき、建設大臣が独断でこれを運営するおそれはないかという点、その他農業用水に対する取扱い、ダム操作規則の政令の内容、補償の問題等についてであり、これについて政府側よりそれぞれ答弁がありました。その詳細は會議録に譲ることとしたします。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、「本法案は、新しく水に關する物権を創設し、国土総合開発の目的に沿うより水の高度利用をはかり、わが国経済に寄与するものであるが、既得権たる農業用水利権の規定が明確でなく、農業生産及び農業者の保護に欠けるらうみがある。この付帯決議案を付して賛成する。」旨の御意見が述べられました。すなわち、

一、多目的ダムの建設及び管理に當つては、常に基本的に農業生産及び農業者の利害の存在することは自明であるから、建設大臣は、その基本計画、操作規則、水利関係等の決定、策定に際して、農林大臣との協議を緊密に行ひ、いささかも農業生産及び農業者の利益を侵害することのないよう措置すること。

二、多目的ダム建設費のうち、農業負担部分については、その負担額を極力軽減するとともに、将来、これにダム使用権の設定に關し検討すること。

三、多目的ダムの建設及び管理に當つて生ずる農林漁業者への被害については、国において完全に補償すべきこと。

次いで、自由民主党を代表して斎藤委員から「本法案は、多目的ダムの建設、管理、利用に關する従来の問題の解決に寄与するものであるが、ただ、その運用に當つては関係行政機関等と円満に協議を整えることを期待して賛成する。」また、緑風会を代表して北委員から、同様賛成の発言がありました。討論を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、田中委員提案の付帯決議案について採決の結果、これまた全会一致、本法案の付帯決議とすべきことと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、健康保険法等の一部を改正する法律案

日程第九、船員保険法の一部を改正する法律案

日程第十、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(いずれも第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと叫ぶ者あり】

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉信君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

健康保険法等の一部を改正する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平 殿

（小生及びは衆議院修正）

健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依り生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）を其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
- 三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者

ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ

生計ヲ維持スルモノ
第三条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

標準報酬	月額	日額	報酬月額
第一級	10,000円	100円	40,000円未満
第二級	15,000円	150円	40,000円以上 55,000円未満
第三級	20,000円	200円	55,000円以上 70,000円未満
第四級	25,000円	250円	70,000円以上 85,000円未満
第五級	30,000円	300円	85,000円以上 100,000円未満
第六級	35,000円	350円	100,000円以上 115,000円未満
第七級	40,000円	400円	115,000円以上 130,000円未満
第八級	45,000円	450円	130,000円以上 145,000円未満
第九級	50,000円	500円	145,000円以上 160,000円未満
第十級	55,000円	550円	160,000円以上 175,000円未満
第十一級	60,000円	600円	175,000円以上 190,000円未満
第十二級	65,000円	650円	190,000円以上 205,000円未満
第十三級	70,000円	700円	205,000円以上 220,000円未満
第十四級	75,000円	750円	220,000円以上 235,000円未満
第十五級	80,000円	800円	235,000円以上 250,000円未満
第十六級	85,000円	850円	250,000円以上 265,000円未満
第十七級	90,000円	900円	265,000円以上 280,000円未満
第十八級	95,000円	950円	280,000円以上 295,000円未満
第十九級	100,000円	1,000円	295,000円以上 310,000円未満
第二十級	105,000円	1,050円	310,000円以上 325,000円未満
第二十一級	110,000円	1,100円	325,000円以上 340,000円未満
第二十二級	115,000円	1,150円	340,000円以上 355,000円未満
第二十三級	120,000円	1,200円	355,000円以上 370,000円未満
第二十四級	125,000円	1,250円	370,000円以上 385,000円未満
第二十五級	130,000円	1,300円	385,000円以上 400,000円未満
第二十六級	135,000円	1,350円	400,000円以上 415,000円未満
第二十七級	140,000円	1,400円	415,000円以上 430,000円未満
第二十八級	145,000円	1,450円	430,000円以上 445,000円未満
第二十九級	150,000円	1,500円	445,000円以上 460,000円未満
第三十級	155,000円	1,550円	460,000円以上 475,000円未満
第三十一級	160,000円	1,600円	475,000円以上 490,000円未満
第三十二級	165,000円	1,650円	490,000円以上 505,000円未満
第三十三級	170,000円	1,700円	505,000円以上 520,000円未満
第三十四級	175,000円	1,750円	520,000円以上 535,000円未満
第三十五級	180,000円	1,800円	535,000円以上 550,000円未満
第三十六級	185,000円	1,850円	550,000円以上 565,000円未満
第三十七級	190,000円	1,900円	565,000円以上 580,000円未満
第三十八級	195,000円	1,950円	580,000円以上 595,000円未満
第三十九級	200,000円	2,000円	595,000円以上 610,000円未満
第四十級	205,000円	2,050円	610,000円以上 625,000円未満
第四十一級	210,000円	2,100円	625,000円以上 640,000円未満
第四十二級	215,000円	2,150円	640,000円以上 655,000円未満
第四十三級	220,000円	2,200円	655,000円以上 670,000円未満
第四十四級	225,000円	2,250円	670,000円以上 685,000円未満
第四十五級	230,000円	2,300円	685,000円以上 700,000円未満
第四十六級	235,000円	2,350円	700,000円以上 715,000円未満
第四十七級	240,000円	2,400円	715,000円以上 730,000円未満
第四十八級	245,000円	2,450円	730,000円以上 745,000円未満
第四十九級	250,000円	2,500円	745,000円以上 760,000円未満
第五十級	255,000円	2,550円	760,000円以上 775,000円未満
第五十一級	260,000円	2,600円	775,000円以上 790,000円未満
第五十二級	265,000円	2,650円	790,000円以上 805,000円未満
第五十三級	270,000円	2,700円	805,000円以上 820,000円未満
第五十四級	275,000円	2,750円	820,000円以上 835,000円未満
第五十五級	280,000円	2,800円	835,000円以上 850,000円未満
第五十六級	285,000円	2,850円	850,000円以上 865,000円未満
第五十七級	290,000円	2,900円	865,000円以上 880,000円未満
第五十八級	295,000円	2,950円	880,000円以上 895,000円未満
第五十九級	300,000円	3,000円	895,000円以上 910,000円未満
第六十級	305,000円	3,050円	910,000円以上 925,000円未満
第六十一級	310,000円	3,100円	925,000円以上 940,000円未満
第六十二級	315,000円	3,150円	940,000円以上 955,000円未満
第六十三級	320,000円	3,200円	955,000円以上 970,000円未満
第六十四級	325,000円	3,250円	970,000円以上 985,000円未満
第六十五級	330,000円	3,300円	985,000円以上 1,000,000円未満
第六十六級	335,000円	3,350円	1,000,000円以上 1,015,000円未満
第六十七級	340,000円	3,400円	1,015,000円以上 1,030,000円未満
第六十八級	345,000円	3,450円	1,030,000円以上 1,045,000円未満
第六十九級	350,000円	3,500円	1,045,000円以上 1,060,000円未満
第七十級	355,000円	3,550円	1,060,000円以上 1,075,000円未満
第七十一級	360,000円	3,600円	1,075,000円以上 1,090,000円未満
第七十二級	365,000円	3,650円	1,090,000円以上 1,105,000円未満
第七十三級	370,000円	3,700円	1,105,000円以上 1,120,000円未満
第七十四級	375,000円	3,750円	1,120,000円以上 1,135,000円未満
第七十五級	380,000円	3,800円	1,135,000円以上 1,150,000円未満
第七十六級	385,000円	3,850円	1,150,000円以上 1,165,000円未満
第七十七級	390,000円	3,900円	1,165,000円以上 1,180,000円未満
第七十八級	395,000円	3,950円	1,180,000円以上 1,195,000円未満
第七十九級	400,000円	4,000円	1,195,000円以上 1,210,000円未満
第八十級	405,000円	4,050円	1,210,000円以上 1,225,000円未満
第八十一級	410,000円	4,100円	1,225,000円以上 1,240,000円未満
第八十二級	415,000円	4,150円	1,240,000円以上 1,255,000円未満
第八十三級	420,000円	4,200円	1,255,000円以上 1,270,000円未満
第八十四級	425,000円	4,250円	1,270,000円以上 1,285,000円未満
第八十五級	430,000円	4,300円	1,285,000円以上 1,300,000円未満
第八十六級	435,000円	4,350円	1,300,000円以上 1,315,000円未満
第八十七級	440,000円	4,400円	1,315,000円以上 1,330,000円未満
第八十八級	445,000円	4,450円	1,330,000円以上 1,345,000円未満
第八十九級	450,000円	4,500円	1,345,000円以上 1,360,000円未満
第九十級	455,000円	4,550円	1,360,000円以上 1,375,000円未満
第九十一級	460,000円	4,600円	1,375,000円以上 1,390,000円未満
第九十二級	465,000円	4,650円	1,390,000円以上 1,405,000円未満
第九十三級	470,000円	4,700円	1,405,000円以上 1,420,000円未満
第九十四級	475,000円	4,750円	1,420,000円以上 1,435,000円未満
第九十五級	480,000円	4,800円	1,435,000円以上 1,450,000円未満
第九十六級	485,000円	4,850円	1,450,000円以上 1,465,000円未満
第九十七級	490,000円	4,900円	1,465,000円以上 1,480,000円未満
第九十八級	495,000円	4,950円	1,480,000円以上 1,495,000円未満
第九十九級	500,000円	5,000円	1,495,000円以上 1,510,000円未満
第一百級	505,000円	5,050円	1,510,000円以上 1,525,000円未満
第一百零一級	510,000円	5,100円	1,525,000円以上 1,540,000円未満
第一百零二級	515,000円	5,150円	1,540,000円以上 1,555,000円未満
第一百零三級	520,000円	5,200円	1,555,000円以上 1,570,000円未満
第一百零四級	525,000円	5,250円	1,570,000円以上 1,585,000円未満
第一百零五級	530,000円	5,300円	1,585,000円以上 1,600,000円未満
第一百零六級	535,000円	5,350円	1,600,000円以上 1,615,000円未満
第一百零七級	540,000円	5,400円	1,615,000円以上 1,630,000円未満
第一百零八級	545,000円	5,450円	1,630,000円以上 1,645,000円未満
第一百零九級	550,000円	5,500円	1,645,000円以上 1,660,000円未満
第一百一十級	555,000円	5,550円	1,660,000円以上 1,675,000円未満
第一百一十一級	560,000円	5,600円	1,675,000円以上 1,690,000円未満
第一百一十二級	565,000円	5,650円	1,690,000円以上 1,705,000円未満
第一百一十三級	570,000円	5,700円	1,705,000円以上 1,720,000円未満
第一百一十四級	575,000円	5,750円	1,720,000円以上 1,735,000円未満
第一百一十五級	580,000円	5,800円	1,735,000円以上 1,750,000円未満
第一百一十六級	585,000円	5,850円	1,750,000円以上 1,765,000円未満
第一百一十七級	590,000円	5,900円	1,765,000円以上 1,780,000円未満
第一百一十八級	595,000円	5,950円	1,780,000円以上 1,795,000円未満
第一百一十九級	600,000円	6,000円	1,795,000円以上 1,810,000円未満
第一百二十級	605,000円	6,050円	1,810,000円以上 1,825,000円未満
第一百二十一級	610,000円	6,100円	1,825,000円以上 1,840,000円未満
第一百二十二級	615,000円	6,150円	1,840,000円以上 1,855,000円未満
第一百二十三級	620,000円	6,200円	1,855,000円以上 1,870,000円未満
第一百二十四級	625,000円	6,250円	1,870,000円以上 1,885,000円未満
第一百二十五級	630,000円	6,300円	1,885,000円以上 1,900,000円未満
第一百二十六級	635,000円	6,350円	1,900,000円以上 1,915,000円未満
第一百二十七級	640,000円	6,400円	1,915,000円以上 1,930,000円未満
第一百二十八級	645,000円	6,450円	1,930,000円以上 1,945,000円未満
第一百二十九級	650,000円	6,500円	1,945,000円以上 1,960,000円未満
第一百三十級	655,000円	6,550円	1,960,000円以上 1,975,000円未満
第一百三十一級	660,000円	6,600円	1,975,000円以上 1,990,000円未満
第一百三十二級	665,000円	6,650円	1,990,000円以上 2,005,000円未満
第一百三十三級	670,000円	6,700円	2,005,000円以上 2,020,000円未満
第一百三十四級	675,000円	6,750円	2,020,000円以上 2,035,000円未満
第一百三十五級	680,000円	6,800円	2,035,000円以上 2,050,000円未満
第一百三十六級	685,000円	6,850円	2,050,000円以上 2,065,000円未満
第一百三十七級	690,000円	6,900円	2,065,000円以上 2,080,000円未満
第一百三十八級	695,000円	6,950円	2,080,000円以上 2,095,000円未満
第一百三十九級	700,000円	7,000円	2,095,000円以上 2,110,000円未満
第一百四十級	705,000円	7,050円	2,110,000円以上 2,125,000円未満
第一百四十一級	710,000円	7,100円	2,125,000円以上 2,140,000円未満
第一百四十二級	715,000円	7,150円	2,140,000円以上 2,155,000円未満
第一百四十三級	720,000円	7,200円	2,155,000円以上 2,170,000円未満
第一百四十四級	725,000円	7,250円	2,170,000円以上 2,185,000円未満
第一百四十五級	730,000円	7,300円	2,185,000円以上 2,200,000円未満
第一百四十六級	735,000円	7,350円	2,200,000円以上 2,215,000円未満
第一百四十七級	740,000円	7,400円	2,215,000円以上 2,230,000円未満
第一百四十八級	745,000円	7,450円	2,230,000円以上 2,245,000円未満
第一百四十九級	750,000円	7,500円	2,245,000円以上 2,260,000円未満
第一百五十級	755,000円	7,550円	2,260,000円以上 2,275,000円未満
第一百五十一級	760,000円	7,600円	2,275,000円以上 2,290,000円未満
第一百五十二級	765,000円	7,650円	2,290,000円以上 2,305,000円未満
第一百五十三級	770,000円	7,700円	2,305,000円以上 2,320,000円未満
第一百五十四級	775,000円	7,750円	2,320,000円以上 2,335,000円未満
第一百五十五級	780,000円	7,800円	2,335,000円以上 2,350,000円未満
第一百五十六級	785,000円	7,850円	2,350,000円以上 2,365,000円未満
第一百五十七級	790,000円	7,900円	2,365,000円以上 2,380,000円未満
第一百五十八級	795,000円	7,950円	2,380,000円以上 2,395,000円未満
第一百五十九級	800,000円	8,000円	2,395,000円以上 2,410,000円未満
第一百六十級	805,000円	8,050円	2,410,000円以上 2,425,000円未満
第一百六十一級	810,000円	8,100円	2,425,000円以上 2,440,000円未満
第一百六十二級	815,000円	8,150円	2,440,000円以上 2,455,000円未満
第一百六十三級	820,000円	8,200円	2,455,000円以上 2,470,000円未満
第一百六十四級	825,000円	8,250円	2,470,000円以上 2,485,000円未満
第一百六十五級	830,000円	8,300円	2,485,000円以上 2,500,000円未満
第一百六十六級	835,000円	8,350円	2,500,000円以上 2,515,000円未満
第一百六十七級	840,000円	8,400円	2,515,000円以上 2,530,000円未満
第一百六十八級	845,000円	8,450円	2,530,000円以上 2,545,000円未満
第一百六十九級	850,000円	8,500円	2,545,000円以上 2,560,000円未満
第一百七十級	855,000円	8,550円	2,560,000円以上 2,575,000円未満
第一百七十一級	860,000円	8,600円	2,575,000円以上 2,590,000円未満
第一百七十二級	865,000円	8,650円	2,590,000円以上 2,605,000円未満
第一百七十三級	870,000円	8,700円	2,605,000円以上 2,620,000円未満
第一百七十四級	875,000円	8,750円	2,620,000円以上 2,635,000円未満
第一百七十五級	880,000円	8,800円	2,635,000円以上 2,

第十一條ノ三中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十一條ノ四中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」を「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。

第十三條ノ二第一項第一号中「船員保險法」を「船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)」に改め、同項第七号を削る。

第二十條第一項中「喪失ノ日前」を「喪失ノ日ノ前日迄継続シテ」に改め、「(継続シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日)」を削る。

第三十八條第一項中「官吏吏員」を「該職員」に改める。

第四十二條ノ二中「標準報酬」の上に「被保險者ノ資格」を加える。

第四十三條ノ次に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス
一 都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所又ハ薬局
(以下保險医療機関又ハ保險薬局ト称ス)
二 特定ノ保險者ノ管掌スル被保險者ノ為メ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局
ニシテ当該保險者ノ指定シタルモノ
三 健康保險組合タル保險者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局

第四十三條ノ二から第四十三條ノ六までを次のように改める。

第四十三條ノ二 保險医療機関ニ於テ健康保險ノ診療ニ従事スル医師若ハ齒科医師又ハ保險薬局ニ於テ健康保險ノ調剤ニ従事スル藥劑師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ齒科医師又ハ藥劑師(以下保險医又ハ保險藥劑師ト称ス)タルコトヲ要ス

第四十三條ノ三 保險医療機関又ハ保險薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事ノ行フ

都道府県知事保險医療機関又ハ保險薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ指定ヲ拒ムニハ地方社会保險医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日より起算シ三年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第四十三條ノ四 保險医療機関又ハ保險薬局ハ当該保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ保險藥劑師ヲ於テ調剤ニ従事スル保險藥劑師ヲシテ第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ當ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ

保險医療機関又ハ保險薬局ハ前項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リノ外日雇労働者健康保險法(昭和二十八年法律第二百七号)、船員保險法、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依リ場合ヲ含ム)、

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)又ハ市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)(以下本法以外ノ社会保險各法ト称ス)ニ依リ療養ノ給付及被扶養者ノ療養ヲ担当スルモノトス

第四十三條ノ五 保險医又ハ保險藥劑師ノ登録ハ当該醫師若ハ齒科醫師又ハ藥劑師ノ申請ニ基キ都道府県知事ノ行フ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該醫師若ハ齒科醫師又ハ藥劑師ガ本法ノ規定ニ依リ保險医又ハ保險藥劑師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

前二項ノ規定スルモノノ外保險医及保險藥劑師ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ六 保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ保險藥劑師ニ於テ調剤ニ従事スル保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又ハ調剤ニ當ルベシ

保險医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保險医又ハ保險藥劑師ニ於テ調剤ニ従事スル保險藥劑師ハ前項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リノ外本法以外ノ社会保險各法ニ依リ診療又ハ調剤ニ當ルモノトス

第四十三條ノ六の次に次の十條を加える。

第四十三條ノ七 保險医療機関及保險薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、

保險医及保險藥劑師ハ健康保險ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十三條ノ八 第四十三條第三項ノ規定ニ依リ保險医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保險医療機関ニ支払フベシ

一 初診(命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク)ヲ受クル際 百円
二 第四十三條第一項第四号ノ給付ヲ受クル際 三十円

保險医療機関 毎二日ニ付
前項第二号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ初メテ第四十三條第一項第四号ノ給付ガ行ハレタル日より起算シ三月ヲ経過シタル後ノ給付ニ付テハ之ヲ支払フコトヲ要セズ

被保險者ガ保險医療機関ニ對シ一日ニ支払フベキ一部負担金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該保險医療機関ガ其ノ日ニ當該被保險者ニ對シタル總額ノ給付ニ付テ次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

齒科診療及齒科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保險医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ齒科診療及齒科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付テ夫々別個ノ保險医療機関ト看做ス

第四十三條ノ九 保險医療機関又ハ保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ、

保險者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

保險者ハ保險医療機関又ハ保險薬局ノ契約ニ依リ当該保險医療機関又ハ保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範圍内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保險者ガ健康保險組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保險者ハ保險医療機関又ハ保險薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求アリタルトキハ第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令並ニ前二項ノ規定ニ依リ定メ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

保險者ハ前項ノ規定ニ依リ審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保險診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前二項ニ定ムルモノノ外保險医療機関又ハ保險薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ十 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保險医療機関若ハ保險薬局ニ對シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保險医療機関若ハ保險薬局ノ開設者若ハ管理者、保險医、保險藥劑師其

ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第四十三條ノ十一 保険医療機関又ハ保険薬局ハ保険医療機関又ハ保険薬局タルコトヲ辨スルコトヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局タルコトヲ辨シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一月以上ノ予定期間ヲ設クベシ

第四十三條ノ十二 保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三條ノ六第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条及第四十三條ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ違反シタルトキ

二 違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為メ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二 前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三條ノ

四第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第四十三條ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ違反シタルトキ

三 療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第五十九條ノ二第四項ノ規定ニ依リ支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四 第四十三條ノ十第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五 当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第四十三條ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

六 本法以外ノ社会保険各法ニ依リ療養ノ給付又ハ被扶養者ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三條ノ十三 保険医又ハ保険薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一 第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第四十三條ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依リ質問ニ対シ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三 本法以外ノ社会保険各法ニ依リ診療又ハ調剤ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三條ノ十四 厚生大臣第四十三條ノ四第一項若ハ第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令、第四十三條ノ九第二項ノ規定ニ依リ決定又ハ第四十三條ノ七ノ規定ニ依リ指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルコトハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルコトハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ十五 都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定ヲ拒ミ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルコトハ当該保険医療機関若ハ薬局ノ開設者又ハ当該保険医若ハ保険薬剤師ニ対シ弁明ノ機会ヲ与フルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ予メ書面ヲ以テ弁明ヲ為スベキ日時、場所及其ノ事由ヲ通知スベシ

第四十三條ノ十六 第四十三條第三項第二号及第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハル療養ノ給付及健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令ノ例ニ依ル

第四十三條第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三條ノ八ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ但シ保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ要セザル旨ノ定ヲ為スコトヲ得

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四十三條第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ヲシテ第四十三條ノ八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払ハシムルコトヲ得

第四十四條中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四條ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三條ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三條ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分規ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分規費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中

14 中央審査協議会は、審査に關

する重要事項につき、理事長に對して報告することが出来る。

5 前三項の規定は、地方審査協

議会の構成及び権限に準用する。この場合において、「理事長」とあるのは「幹事長」と、「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第十四条の六中「前五条を」前六条に、「審査委員会」を「中央審査協議会、地方審査協議会、審査委員及び審査委員会」に改め、同条を第十四条の七とし、第十四条の五中「若しくは歯科医師」を「歯科医師若しくは薬剤師」に改め、同条を第十四条の六とし、第十四条の二から第十四条の四までを一

条ずつ繰り下げ、第十四条の次に

次の一条を加える。

第十四条の二 基金は、第十三条

第一項第三号及び第二項の審査

にあたらせるため、従たる事務

所ごとに審査委員を置くものと

する。

2 審査委員は、幹事長が、地方

審査協議会の意見をきいて選任

する。

13 審査は、命令の定めるところ

により構成する審査委員の合議

体（以下審査委員会という）に

おいて行ふものとする。

第二十三條の二中「若しくは歯

科医師を、歯科医師若しくは藥

劑師」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、中健康保険法第七條

の改正規定は公布の日から起算して、その

一月一日から施行する。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条 健康保険法第一條第二項の

規定の改正により被扶養者でなく

なる者であつて次の各号の一に該

当するものの被扶養者としての資

格については、その者が引き続き

当該被保険者又は被扶養者であつ

た者と同じ世帯に属し、もつぱら

その者により生計を維持してい

る間に限り、同条同項の改正規定

にかかわらず、なお従前の例によ

る。ただし、第一号に該当する者

にあつては、当該傷病手当金及び

その傷病手当金の支給事由たる疾

病又は負傷により発した疾病によ

る傷病手当金以外の保険給付、第

二号に該当する者にあつては、当

該疾病又は負傷及びこれにより発

した疾病についての家族療養費以

外の保険給付については、この限

りでない。

（前条後段の規

定による施行をいう。以下同じ。）

病手当金の支給を受け、かつ、

病院又は診療所に収容されてい

る被保険者又は被扶養者であつ

た者によつて生計を維持してい

る者

二一その疾病又は負傷につきこの

（標準報酬に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に被

保険者の資格を取得して、この法

律の施行の日まで引き続き被保険

者の資格を有する者（健康保険法

第二十条の規定による被保険者の

資格を有する者を除く）のうち、

この法律の施行の日の属する月の前月

昭和三十一年十一月の標準報酬月

額が三千円である者の昭和三十

二年一月一日から同年九月三十日ま

での標準報酬月額額は、四千円と

し、その者の同期間の標準報酬日

額は、百三十円とする。

2 この法律の施行の日前に被保険

者の資格を取得して、この法律の

施行の日まで引き続き被保険者の

資格を有する者（健康保険法第二

十条の規定による被保険者の資

格を有する者を除く）のうち、

この法律の施行の日の属する月の前月

昭和三十一年十一月の標準報酬月

額が三万六千円である者の昭和三

十二年一月一日から同年九月三十

日までの標準報酬額については、そ

の者がこの法律の施行の日に被保

険者の資格を取得したものとみな

して、この法律による改正後の健

康保険法（以下「新法」という）第

三条の規定を適用する。

（保険料に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の日の属する月の前

月に係る保険料の徴収について

は、なお従前の例による。ただし、

は、当該疾病又は負傷及びこれに

より発した疾病に關しては、新法

第四十三條ノ八第一項第二号（新

法第四十三條ノ十六第二項におい

て例による場合を含む）の規定に

よる一部負担金を支払うことを要

しない。ただし、その者がこの法

律の施行後引き続き当該疾病又は

負傷及びこれにより発した疾病に

より病院又は診療所に収容されて

いる間に限る。

第六条 健康保険組合は、当分の

間、新法第四十三條ノ八第一項の

規定により一部負担金を支払つた

被保険者に対し、その支払つた一

部負担金に相当する額の範囲内に

おいて、規約をもつて定める額の

支給を行うことができる。

（保険医及び保険薬剤師に関する

経過措置）

第七条 この法律の施行の際現にこ

の法律による改正前の健康保険法

（以下「旧法」という）第四十三條

ノ三第一項又は船員保険法の一部

を改正する法律（昭和三十一年法

律第 号）による改正前の船員

保険法（以下「旧船員保険法」とい

う）第二十八條ノ三第一項の規定

による保険医又は保険薬剤師であ

る者は、新法第四十三條ノ五第一

項の規定による保険医又は保険藥

劑師の登録を受けたものとみな

す。

2 この法律の施行前に旧法第四十

又は保険薬剤師の登録のまつ消の

予告とみなす。

3 第一項の者であつて、この法律の

施行前に旧法第四十三條ノ四第一

項又は旧船員保険法第二十八條ノ

四第一項の規定による厚生大臣の

定に違反したもののについては、新

法第四十三條ノ六第一項の規定に

よる命令に違反したものとみなし

て、新法第四十三條ノ十三の規定

を適用する。

4 この法律の施行前に旧法第四十

三條ノ四第三項又は旧船員保険法

第二十八條ノ四第三項の規定によ

り保険医又は保険薬剤師の指定を

取り消された者については、その

取消の時に新法第四十三條ノ十三

の規定により保険医又は保険藥劑

師の登録を取り消されたものとみ

なして、新法第四十三條ノ五の規

定を適用する。

5 第一項の者がこの法律の施行の

際現に健康保険又は船員保険の診

療又は調剤に従事している病院若

しくは診療所又は薬局は、その者

の行方診療又は調剤に關しては、

この法律の施行の日から起算して六

箇月間

昭和三十一年六月三十日（同日第

三）

に当該病院若しくは診療所又は藥

局につき新法第四十三條ノ三第一

項の規定による指定が行われたと

きは〇〇その指定の日）まで〇〇は、

新法第四十三條ノ三第一項の規定

による保険医療機関又は保険藥局

の指定を受けたものとみなす。

（保険者の指定する者に関する経

過措置）

第八条 この法律の施行の際現に保

険者

三五五

昭和三十二年三月三十一日、参議院會議録第二十二号、健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

險者が旧法第四十三条ノ二第一項の規定による指定をして居る者、
は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第四十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧法によるその指定は、新法第四十三条第三項第二号の規定による指定とみなす。

(療養費に關する経過措置)

第九条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

(資格喪失後の期間に係る保険給付に關する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条(旧法第五十七条第二項、第五十九条ノ二第五項及び第五十九条ノ四第三項において準用する場合を含む。)の規定により保険給付を受けて居る者については、新法第五十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(基金の行方審査に關する経過措置)

第十一条 社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所に、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十四条の二の規定による審査委員の選任が終るまでの間は、その従たる事務所における同法第十三条第一項第三号及び第二項の審査は、従前の審査委員会が従前の例により行ふものとする。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第七号中「及び船員保険」を削る。

第二十九条第一項の表中央社会保険医療協議会の項中「健康保険及び船員保険の保険医」を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医」に改める。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第十三条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師(以下「保険医及び保険薬剤師」という。))を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに」を削る。

第十四条第一項第一号中「保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに」を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる事項」の下に「健康保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第十四条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。
被保険者が第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を次に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。

一 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

二 日雇労働者健康保険の被保険者のための診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、保険者が指定したもの。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第十四条 日雇労働者健康保険の被保険者のための診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、保険者が指定したもの。

第十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十一条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十二条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十四条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第二十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十一条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十二条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十四条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第三十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十一条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十二条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十四条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第四十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十一条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十二条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十四条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第五十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十一条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十二条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十三条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十四条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十五条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十六条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十七条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十八条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

第六十九条 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。

み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六条中「前五条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過規定)

第十五条 附則第八条の規定は、この法律の施行の際現に日雇労働者健康保険の保険者がこの法律による改正前の日雇労働者健康保険法第十一条第一項の規定による指定をしてゐる者について準用する。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年三月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依り生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト称ス)を被保険者ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事實上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引續キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依り生計ヲ維持スルモノ

第四条第一項の表を次のように改める。

標準	報酬	月額	日額	報酬	月額
等	級	月	日	額	額
第一	級	五,〇〇〇円	一,七〇円	五,〇〇〇円未満	
第二	級	六,〇〇〇円	二,〇〇円	五,〇〇〇円以上 六,〇〇〇円未満	
第三	級	七,〇〇〇円	二,三〇円	六,〇〇〇円以上 七,〇〇〇円未満	
第四	級	八,〇〇〇円	二,六〇円	七,〇〇〇円以上 八,〇〇〇円未満	
第五	級	九,〇〇〇円	三,〇〇円	八,〇〇〇円以上 九,〇〇〇円未満	
第六	級	一〇,〇〇〇円	三,三〇円	九,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第七	級	一〇,〇〇〇円	四,〇〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第八	級	一〇,〇〇〇円	四,七〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第九	級	一〇,〇〇〇円	五,四〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一〇	級	一〇,〇〇〇円	六,一〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一一	級	一〇,〇〇〇円	六,八〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一二	級	一〇,〇〇〇円	七,五〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一三	級	一〇,〇〇〇円	八,二〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一四	級	一〇,〇〇〇円	八,九〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一五	級	一〇,〇〇〇円	九,六〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	
第一六	級	一〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満	

第一七級 三,〇〇〇円

第一八級 三,〇〇〇円

第四條第二項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ都道府県知事其ノ標準報酬ヲ定ム

第四條第三項中「被保険者」の上

に「歩合ニ依り定ムル報酬ヲ除クノ外」を加え、同項の次に次の二項を加える。

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依リ報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ變更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ變更アリタル月ノ翌月(其ノ變更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ定ムル月ノ初日(以下基準日ト称ス)現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ改定セラレタル被保険者

ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四條ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ變更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金(当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同様ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労働ノ対價トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人歩(歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ)当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四條ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ變更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金(当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同様ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労働ノ対價トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人歩(歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ)当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四條ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ變更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金(当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同様ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労働ノ対價トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人歩(歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ)当リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

三,〇〇〇円以上 三,〇〇〇円未満

ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四條ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為ルベキトキニ限ル

第八條第二項中「第一条第二項ノ保險給付」を「被扶養者ニ係ル保險給付」に改める。

第九條ノ二及び第九條ノ三を次のように改める。

第九條ノ二 行政庁ハ被保険者ノ異動及報酬、保險給付並ニ保險料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九條ノ三 行政庁ハ保險給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、藥劑師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ其ノ行ヒタル診療、藥劑ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示

ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

行政庁ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ当該保險給付ニ係ル診療又ハ調劑ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同條第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第十二條第一項に次のただし書を加える。

但シ第六十二條ノ三ノ規定ニ依リ保險料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條第二項後段を削リ、同條第三項中「前項ノ督促状ニ依リ」を「第一項ノ規定ニ依リ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日より起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二條ノ三第一項各号ノ事由アルトキ、被保險者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保險者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條ノ二第一項中「本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第六十二條ノ三第一項各号(第三号ヲ除ク)ノ一ニ該当スル納付義務者(同條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保險料納付ノ告知ヲ受ケ保險料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十三條中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十四條中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」を「国税徴収法(明治三十四年法律第二十一号)第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。

第十六條中「船員法」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)」に改める。

第二十條第一項中「七年六月以上十五年未満被保險者タリシ者(三十五歳以後ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク)」を「七年六月以上被保險者タリシ者ニシテ老齡年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一條第二号を次のように改める。

二 老齡年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ

第二十一條ノ三第一項中「同條第三項」を「同條第三項乃至第五項」に改める。

第二十五條ノ二中「保險給付ニ要シタル費用」の下に「(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)」を加え、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ

被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト為リタルニ因リ第十一條ノ規定ニ依リ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ガ推定セラレタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保險給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保險給付ニ要シタル費用(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ診療ニ従事スル保險医(健康保險法第四十三條ノ二ニ規定スル保險医ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保險給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保險医ニ對シ保險給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八條に次の三項を加える。

被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ

発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依リ被保險者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保險医療機関又ハ保險藥局(健康保險法第四十三條第三項第一号ニ規定スル藥局ヲ謂フ以下之ニ同ジ)

二 給員保險ノ被保險者ノ為ニ診療又ハ調劑ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ藥局ニシテ行政庁ノ指定シタルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

第二十八條ノ二から第二十八條ノ六までを次のように改める。

第二十八條ノ二 保險医療機関若ハ保險藥局又ハ保險医若ハ保險藥劑師(健康保險法第四十三條ノ二ニ規定スル保險藥劑師ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ給員保險ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ給員保險ノ診療若ハ

療養ノ給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八條ノ三 行政庁ハ保險給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、藥劑師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ其ノ行ヒタル診療、藥劑ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示

ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

行政庁ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ当該保險給付ニ係ル診療又ハ調劑ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同條第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第十二條第一項に次のただし書を加える。

但シ第六十二條ノ三ノ規定ニ依リ保險料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條第二項後段を削リ、同條第三項中「前項ノ督促状ニ依リ」を「第一項ノ規定ニ依リ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日より起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二條ノ三第一項各号ノ事由アルトキ、被保險者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保險者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條ノ二第一項中「本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第六十二條ノ三第一項各号(第三号ヲ除ク)ノ一ニ該当スル納付義務者(同條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保險料納付ノ告知ヲ受ケ保險料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十三條中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十四條中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」を「国税徴収法(明治三十四年法律第二十一号)第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。

第十六條中「船員法」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)」に改める。

第二十條第一項中「七年六月以上十五年未満被保險者タリシ者(三十五歳以後ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク)」を「七年六月以上被保險者タリシ者ニシテ老齡年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一條第二号を次のように改める。

二 老齡年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ

第二十一條ノ三第一項中「同條第三項」を「同條第三項乃至第五項」に改める。

第二十五條ノ二中「保險給付ニ要シタル費用」の下に「(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)」を加え、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ

調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル命令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ三 第二十八條第三項ノ規定ニ依リ保險医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ初診(命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク)ヲ受クル際一部負担金トシテ百円ヲ當該保險医療機関ニ支払フベシ

一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ初診ノ日ニ當該保險医療機関ガ當該被保險者ニ對シテタル診察料ノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

齒科診療及齒科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保險医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保險医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ齒科診療及齒科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保險医療機関ト看做ス

第二十八條ノ四 保險医療機関又ハ保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ行政庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三條ノ九第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定メル例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセ

ザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保險医療機関又ハ保險薬局トノ契約ニ依リ當該保險医療機関又ハ保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範圍内ニ於テ別段ノ定メヲ為スコトヲ得

第二十八條ノ五 健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項、第四十三條ノ十及第四十三條ノ十四第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條第三項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ關スル準則ニ付テハ健康保険法第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第二十八條第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八條ノ三ノ規定ノ例ニ依リ當該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八條ノ六の次に次の一条を加ふる。

第二十八條ノ七 船舶所有者ガ開設スル病院又ハ診療所ニ就キ當該船舶所有者ニ使用セラレ又ハ使用セラレタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ船員法第八十九條ニ規定

スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クル場合ニハ第二十八條ノ三及前条第二項ノ規定ニ拘ラズ一部負担金ヲ支払フコトヲ要セズ

第二十九條ノ一「保險医及行政庁ノ指定スル者以外ノ医師、齒科医師其ノ他ノ者ノ診療」を「第二十八條第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給」に、「都道府県知事ハ療養ノ給付ニ代ヘテ」を療養ノ給付ニ代ヘテに改める。

第二十九條ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」を「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第二十八條ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第二十八條ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加へ、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九條ノ二の次に次の一条を加ふる。

第二十九條ノ三 船舶所有者ハ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ヲ交付シ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ負担スベシ

前項ノ規定ニ依ル船舶所有者ノ責任ニ関シテハ船員法第八十九條ニ規定スル災害補償ト看做シ同法第九十六條及第十二章乃至第十四章ノ規定ヲ適用ス

第三十條第一項中「被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ」の下に「被保險者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を加へ、同項ただし書を削る。

第三十條第二項第三号に次のただし書を加ふる。

但シ第二十八條第一項第四号ノ給付ヲ行フ場合ニ於テ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ被扶養者ナキトキハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額トス

第三十條に次の一項を加ふる。

第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ關シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條に次の一項を加ふる。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關スル傷病手当金ノ支給ハ前項各号ニ掲グル場合ノ外其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一條ノ二第一項中「保險医及保險薬剤師並ニ行政庁ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第二十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自

己ノ選定スルモノ」に、「療養ヲ受ケタルトキ」を「療養(自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事支給ヲ除ク)ヲ受ケタルトキ」に改め、同条第三項中「被扶養者ガ保險医若ハ保險薬剤師又ハ行政庁ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合」を「第一項及第二項ノ場合」に、「其ノ被扶養者」を「其ノ療養ヲ受ケタル者」に、「當該保險医、保險薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「當該病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第四項中「保險医、保險薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項乃至第三項」に、「第二十八條ノ六第二項、第三項」を「第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ五、第二十八條ノ六第一項」に、「並ニ第三十一條第二号」を「及第三十一條第一項第二号」に、「家族療養費ノ支給」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ關シ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加ふる。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第三十一條ノ二第一項の次に次の一項を加ふる。

被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際前項ノ療養ヲ受クル被扶養者ガ第二十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ藥

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議第二十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案外一件

局ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ引續キ當該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス但シ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ當該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル

第三十二条ノ三第二項を削る。

第三十二条ノ五を第三十二条ノ六とし、第三十二条ノ四を第三十二条ノ五とし、第三十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第三十二条ノ四 第二十八條第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ前三條ノ規定ニ依ル其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受ケル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シ分娩費、出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受ケル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十八條第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失前ノ配偶者ノ分娩ニ関シ第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル育児手当金ノ支給ヲ受ケル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條第一項中「第二十八條ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者」を「第二十八條第三項第二号ニ掲グル診療所ニシテ船舶内ニ在ルモノ」に、「第二十八條第一号」を「第二十八條第一項第一号」に改め、同条

第三項中「第一条第一項後段ノ保險給付」を「被扶養者ニ係ル保險給付」に改める。

第五十五條中「傷病手当金」の下に「、出産手当金」を加える。

第五十六條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ障害年金ノ支給ヲ受ケル者ニ付」を「行政庁ハ保險給付ヲ行フニ付」、「診斷ヲ行フ」を「其ノ保險給付ヲ受ケル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ヲ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ當該職員ヲシテ質問若ハ診斷ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診斷ヲ受ケザル者」を「命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に、「療養ノ給付」全部若ハ一部又ハ傷病手当金、出産手当金、障害年金若ハ障害手当金ノ全部若ハ一部を「保險給付ノ全部又ハ一部」に改める。

第五十六條ノ二中「第五十四條」を削る。

第五十七條第一項中「其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムル」を「其ノ者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ヲ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ當該職員ヲシテ質問若ハ診斷ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者」を「正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第五十八條の次に次の一条を加える。

第五十八條ノ二 国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ船舶保險事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相

當スル保險給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百六十一」を「千分ノ百六十六」に、同項第二号中「千分ノ百四十五」を「千分ノ百五十」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十一分ノ四十九」を「百六十六分ノ五十一・五」に、「百六十一分ノ百十二」を「百六十六分ノ百四・五」に、同項第二号中「百四十五分ノ四十一」を「百五十分ノ四十三・五」に、「百四十五分ノ百四」を「百五十分ノ百六・五」に改める。

第六十八條を削り、第六十九條中「被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十一條ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二 第二十一條ノ三第二項（第二十一條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

第六十九條中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ヲ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハザルトキ

四 第九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ當該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九條ノ二を削り、第六十九條を第六十八條とし、同条の次に次の三条を加える。

第六十九條 船舶所有者以外ノ者故ナク第九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ當該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ処ス

第六十九條ノ二 被保險者又ハ被保險者タリシ者第九條ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ當該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一萬圓以下ノ罰金ニ処ス

第六十九條ノ三 船舶所有者又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一萬圓以下ノ過料ニ処ス

被保險者又ハ保險給付ヲ受ケタル者故ナク第九條第三項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基キ命令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、齒科醫師、藥劑師若ハ手當ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者

第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診察録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ當該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第七十條中「前二條を」第六十八條に、「各本條を」同条に改める。

附則第二項中「其ノ者ニ對スル脱退手当金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ」を「第四十六條第一項ノ規定ニ該當セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同条同項ノ規定ニ該當スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ第四十七條ノ規定ニ拘ラズ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該當シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第七條ノ規定ニ依リ被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船舶トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該當スルモノニ對シテ脱退手当金ノ額ハ第四十七條及前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保險者タリシ期間」トアルハ「被保險者タリシ期間」ト讀替フルモノトス

第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

した疾病についての療養の給付に
関する限り、この法律による改正
後の第二十八条第二項の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、この法律の施行
前に被保険者の資格を喪失した者
であつて、職務外の事由によりそ
の資格喪失前に発した疾病若しく
は負傷若しくはこれにより発した
疾病、その資格喪失前に発した被
扶養者の疾病若しくは負傷若しく
はこれにより発した疾病、その資
格喪失前の分べん又はその資格喪
失前の配偶者の分べんにつき、こ
の法律の施行の際現にその資格喪
失後の期間に係る傷病手当金、家
族療養費、出産手当金又は育児手
当金の支給を受けているものにつ
いて、それぞれ傷病手当金、家族
療養費、出産手当金又は育児手
当金の支給に關し準用する。

3 この法律の施行の際現に航行中
の船舶に乗り組んでおり、かつ、
疾病にかかり又は負傷している被
保険者が、この法律の施行後当該
船舶が次の港に入港すると同時に
被保険者の資格を喪失した場合に
おいては、その者に対する療養の
給付及び傷病手当金の支給につい
ては、当該疾病若しくは負傷又は
これにより発した疾病に關する限
り、この法律による改正後の第二
十八条第二項及び第三十条第三項
の規定にかかわらず、なお従前の
例による。その者がこの法律の施
行の際現に家族療養費又は育児手
当金の支給を受けている者である
場合におけるこれらの保険給付の
支給についても、同様とする。

4 被保険者の資格を喪失した後こ
の法律の施行前に分べんした者で
あつて、この法律による改正後の
第三十二条ノ四の要件を満たして
いるものに対しては、その者がこ
の法律による改正前の第三十二
条ノ三第二項の要件を満たしてい
ない場合であつても、この法律の施
行後の期間に係る出産手当金及び
育児手当金を支給する。
(傷病手当金に關する経過措置)
第九條 この法律の施行の際現に職
務外の事由による傷病手当金の支
給を受けている者については、当
該傷病手当金の支給事由たる疾病
若しくは負傷又はこれにより発し
た疾病に係る傷病手当金に關する
限り、この法律による改正後の第
三十条第二項第三号ただし書の規
定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

(保険料率の調整)
第十條 第五十九條第一項の規定に
より徴収する保険料の保険料率並
びに被保険者及び被保険者を使用
する船舶所有者の保険料額の負担
に關しては、当分の間、同条第五
項第二号中「千分ノ百五十二」とある
のは「千分ノ百五十二」と、第六十
条第一項第一号中「百六十六分ノ
五十一・五」とあるのは「百六十六
分ノ五十一」と、「百六十六分ノ百
四・五」とあるのは「百六十六分ノ
百十五」と、同条同項第二号中
「百五十分ノ四十三・五」とあるの
は「百五十二分ノ四十四」と、「百
五十分ノ百六・五」とあるのは「百
五十二分ノ百八」と読み替へるも
のとする。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第十一條 この法律の施行前にした
行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。
(厚生年金保険及び船員保険交渉
法の一部改正)
第十二條 厚生年金保険及び船員保
険交渉法(昭和二十九年法律第百
十七号)の一部を次のように改正
する。
第十條第二項中「厚生年金保険
法による標準報酬月額」の下に
「(同法附則第六條の規定により同
法によるものとみなされる標準報
酬月額を含む)」を加える。
第三十一條第三号中「船員保険
の被保険者であつた期間の月数」
を「船員保険の被保険者であつた
期間に三分の四を乗じて得た期間
の月数」に改める。
附則に次の二項を加える。
13 第十條第一項の規定により厚
生年金保険法による標準報酬月
額とみなされる船員保険法によ
る標準報酬月額については、厚
生年金保険法附則第八條中「三
千円」とあるのは、「四千円」と
読み替へ、第十條第二項の規定
により船員保険法による標準報
酬月額とみなされる厚生年金保
険法による標準報酬月額につい
ては、船員保険法の一部を改正
する法律(昭和二十九年法律第
百十六号)附則第三條中「四千
円」とあるのは、「三千円」と読
み替へるものとする。
14 附則第九項の者に係る保険給
付については、第三十一條第三

号中「船員保険の被保険者であ
つた期間に三分の四を乗じて得
た期間」とあるのは、「船員保険
の被保険者であつた期間(船員
保険法中改正法律(昭和二十年
法律第二十四号)附則第二條第
二項又は船員保険法の一部を改
正する法律(昭和二十二年法律
第百三十三号)附則第三條の規定
により加算された期間を除く)」に
三分の四を乗じて得た期間」と
読み替へるものとする。
〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

厚生年金保険法の一部を改正する
法律案
第二十五回国会において本院で継続
審査をした右の内閣提出案を修正議
決したからこれを送付する。
昭和三十三年三月十三日
参議院議長 益谷 秀次
(小字及び一は衆議院修訂)
厚生年金保険法の一部を改正す
る法律
厚生年金保険法(昭和二十九年法
律第百十五号)の一部を次のよう
に改正する。
第二十條の表を次のように改める。

標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級 四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級 五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第三級 六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第四級 七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第五級 八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第六級 九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第七級 一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第八級 一二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第九級 一四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第一〇級 一六、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第十一級 一八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満
第十二級 二〇、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円以上

第二十三條第一項中「前二條の規
定によつて標準報酬が決定された被
保険者について、」を「被保険者が」
に改める。
第三十七條第一項中「その年金」を
「その年金(その加給年金額が計算さ
れる)」に改める。

れた期間に係る部分に限る。」に、
同条第二項中「その年金を請求する
ことができる。」を「その年金(その加
給年金額が計算される期間に係る部
分に限る)」を請求することができ
る。」に改める。

範囲を拡張すること、第四に、保険医療制度について、個人指定方式を取り入れた機関指定方式を採用すること、第五に、継続給付を受けるための資格期間を一年に延長すること、第六に、不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずること、第七に、被扶養者の範囲を明確化すること、第八に、厚生大臣または都道府県知事の検査に関する規定を整備すること、第九に、社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査機構を整備すること等であります。

以上が本法律案の概要であります。次に、船員保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近数年来、船員保険は、医療給付費等の支出増加のため、その財政状態が不安定になりつつあります。これに対処するため、現行制度を是正するとともに、その合理化を行うことを目的として、この改正案が提出されたというのであります。

改正の要点的第一は、国庫は予算の範囲内において、船員法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険事業の執行に要する費用の一部を補助するものとする旨の規定を設けることとあります。第二は、将来にわたって船員保険の健全な発展を確保するため、新たに一部負担の制度を設けることとあります。第三は、保険料率につきましても、失業保険の適用を受けるものについては千分の五、適用を受けないものについては千分の七を引き上げようとするものであります。第四は、標準報酬等級の区分を改め、現行の最低四千円を五千円とすること

したのであります。第五は、報酬が歩合によって支払われる場合の報酬月額算定方法を改め、前年度における実績を基準として算定するものとしたこととあります。第六は、職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付等につき、原則として一年につき三カ月の資格期間を設けることとしたのであります。第七は、独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とするもののほか、健康保険法の改正に準じ、被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度の整備等、各般の改正を行おうとするものであります。

以上が、この法律案の概要であります。次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして、改正のおもなる内容を御説明申し上げます。

すなわちその第一は、健康保険法の改正と歩調をあわせ、標準報酬の最低を現行の月額三千円から月額四千円に引き上げることとあります。第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対しても、脱退手当金を支給し得るよう規定を設けようとするものであります。すなわち、同様の事情にある男子に對しは、現行の厚生年金保険法により支給できるようになっておりますので、これと均衡をとりまして、女子に對しても脱退手当金を支給し得る根拠規定を設けようとするものであります。第三は、規定の整備を行うこととあります。現行の厚生年金保険法は、第十九回国会において全面改正が行われて、その施行より約三年近くになりますが、この間の経過を検討いたし

ますに、多少規定の明確を欠く面がありますので、これを明らかにし、解釈上の問題が生ずることを避けるため必要の規定の整備を行うというものであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

この三法案は、それぞれ衆議院において修正議決されたのであります。その要旨を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律案については、第一、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正の項を削除して、基金の審査機構については現行法通りとすること、第二、これに伴い本法律案の題名を健康保険法の一部を改正する法律案に改めること、及び第三、本法の施行期日について、国庫補助に關する第七十条の三の規定は公布の日から施行し、その他の規定は公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することと改められたほか、これに伴う規定の整備を行なったこととあり、船員保険法の一部を改正する法律案は、その施行期日につきましても、国庫補助に關する第五十八条の二の規定は公布の日から、報酬が歩合によって支払われる場合の標準報酬の算定方法に關する第四及第四の二の改正規定は、公布の日から起算して五カ月をこえない範囲内で政令で定める日から、その他の規定は公布の日から起算して二カ月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとするほか、これに伴う規定の整備を行なったものであり、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、その施行の日を公布の日から起算して二カ月をこえない範囲

内で政令で定める日に改めるほか、これに伴う規定の整備を行なったものであります。

なお、健康保険法の運営に關しましては、衆議院社会労働委員会におきまして、修正と同時に付帯決議を付せられたのであります。すなわちその要点的第一は、保険医療機関及び保険薬局に關する指定更新の手續を簡易化すること、第二は、国庫負担制度の根本理念を明らかにすること、第三は、医師、歯科医師及び薬剤師の待遇を改善すること、第四は、医師会、歯科医師会及び薬剤師協会を法制化することの四項目についてであります。

本委員会におきましては、さきに山下義信君外四名の發議による健康保険法等の一部を改正する法律案が、第二十五臨時国会に提案せられ、今二十六国会に継続審査となつておりますので、政府の提案にかかる右三法案と一括して審議が進められた次第であります。

衆議院より送付されました政府提出の右三法案は、三月十四日に本委員会に付託され、委員会においては、まず厚生大臣より提案理由の説明を聴取するとともに、野澤衆議院議員より、衆議院における修正理由の説明を聴取したのであります。本月二十五日には公聴会を開催し、二十六日には岸總理の出席を求めまして、社会保険制度に対する岸構想について質疑応答し、二十七日より改正案の実質的審議に入つたのであります。

委員会におきましては、主として健康保険法の改正問題について熱心なる質疑が集中し、今回の政府提案が、社会保険審議会に諮問すべき建前を無視

して、三たび提出されたことに對する疑義について、また衆議院における修正点並びにこれに關連する部分について検討が加えられ、しかる後に改正案に對する審議を慎重に行なつたのであります。そのうち最も論議の中心となつた問題といたしましては、「衆議院で付帯決議をつけた趣旨は、法律の修正だけでは不十分である」という意味であるか」との質問に對し、野澤衆議院議員は、「法律の改正については、修正点だけでよいと思つてゐるが、たまたま誤解される部分が相當あるので、はなにかといふことを配慮した結果である」との答弁があり、さらに「単価改訂の方針とその実現性及び一部負担と単価値上げとの相関性をいかに考えるか」との質問に對しては、「単価の問題はこれ以上放置できないので、これを値上げする」という前提で調査を進めた

い、これが実現については、多年の懸案事項で問題の焦点もきまつてゐるから、長いことではないと思ふ、税制との問題もその際に考慮する、一部負担と単価値上げとは全く關連がない」と答弁し、また、「本改正案では、国庫は予算の範囲内において補助する」という規定になつてゐるが、これを定率化する考えはないか」といふ趣旨の質問に對しては、「本改正案が通過した後において、将来、国庫負担を定率に持つて行くことについては考慮してゐたい」といふ趣旨の答弁がありました。

標準報酬の問題につきましても、「標準報酬の引き上げは、中小企業労働者の賃金の実態から見ても、低額所得階層に不当な圧迫を加えるものである」といふ質問に對しては、「標準報酬を賃金ベースの上昇に即応して改訂し

たのであり、報酬額の引き上げによつて影響を受ける三千円から四千円未満の者は全保険者のわずか一割に過ぎず、この点ではマイナスの面があるかもしれないが、傷病手当金が増額するのでプラスの面もある」との答弁があり、一部負担については、「一部負担の性格をどう考えるか、また初診の際に百円に満たない場合、その額を収納することは保険事務を複雑化するのでないか」との質問に対しては、「赤字を埋めるための一部負担ではなく、保険制度を完備して行く上において、国が負担すると同時に、これを健全ならしめるために患者に負担してもらふ考である。また、将来点数表の改訂によつて百円未満をなくするかもしれないが、七十五円しかかからないのに百円を徴収することは妥当性を欠いている」との答弁がありました。

なお、医療機関の指定問題については、「医療機関の指定と保険医の登録については、地域指定や定員制を考慮されているのではないか」という趣旨の質問に対しては、「かようなことは考えていない、今日の医療機関保険医指定をそのまま機関指定し、保険医の登録として行きたい」という答弁があり、「医療機関の指定が取り消された場合、何ら不正を働かない善意の保険医までが保険診療の場所を失ひ、生活権を奪われることになる、これは刑法的連座制の採用ではないか」との質問に対しては、「これは共同責任の原理を採用したのではない、指定の取り消しを受けた医療機関の保険医は、他の場所でも診療に携わることができるのであり、現在、医師個人を医療担当者の単位と考えず、医

療がいわゆる機関というものによつて行われている実情を重視して、いわゆる二重指定方法を採用したのである」と答弁し、「医療機関を三つの種類に分けているが、これらの機関に対する異なる行政効果を及ぼすことによつて差別待遇をするのではないか」という質問に対しては、「第四十三条の一、二、三項に規定されている諸医療機関は、不特定多数者を診療の対象とするか、特定多数者を診療の対象とするか、その存立目的を異にしているものであつて、特に差別待遇する意図はない」との答弁がありました。

また、船員保険法の一部を改正する法律案については、「海上勤務者の標準報酬の最高額を据置きにしていることは、傷病手当金等について、陸上勤務者との間に均衡を失ふところがあると思ひがいかん」との趣旨の質問に対しては、「陸上と海上とのアンバランスを是正するため、その標準報酬を引き上げるといふことは了解できるので、適当な機会に検討を加え、すみやかに改訂したい」との答弁がありました。

以上のほか、国民皆保険に対する基本方針、結核問題の根本対策、私的医療機関のあり方、医療担当者の待遇改善等の諸問題についても、きわめて熱心なる質疑応答が続けられたのであります。

なお、本改正案の重要性にかんがみまして、前述のごとき公聴会を開催したのであります。公聴会には、医療担当者、被保険者、事業主の各代表者、学識経験者等十名の公聴人を招き、本案に対する意見の陳述を求めたのであります。各公聴人は、みな本案に重大

な関心を持ち、それぞれの立場から、きわめて貴重な意見の陳述がありましたが、その詳細につきましては会議録により御承知願ひたいのであります。

かくて、質疑を終りましたところ、内閣提出衆議院送付の三法案について、自由民主党谷口三郎君外一名より、修正案が提出せられ、谷口委員より、その趣旨説明がありました。その要旨は、まず、健康保険法等の一部を改正する法律案については、「一、標準報酬等級区分の最低を三千円から四千円に引き上げることを取りやめること。二、いわゆる個人開業医の機関指定の更新については、指定の期間終了前三月までの間に別段の申し出がない限り、申請がなくとも指定の申請があつたものとみなすこと。三、一部負担金中、入院の場合の一日三十円三か月を、一日三十円一か月とする。四、一部負担に關する規定の施行期日を七月一日とし、その他の規定は、それぞれの性質に応じ、施行期日を調節すること」等であります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案については、「一部負担に關する規定の施行期日を七月一日とし、その他の規定は、それぞれの性質に応じ、施行期日を調節すること」であります。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、「標準報酬等級区分の最低を三千円から四千円に引き上げることを取りやめること」であります。なお、本修正案は予算を伴うので、これに対する内閣の意見を求めたところ、厚生大臣より、「修正案に同意する」と旨を表明されました。

次いで、三法案に対する右の各修正案及び修正部分を除く衆議院送付案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して高野一夫君より賛成の意見が述べられ、日本社会党の山下義信君より反対の意見を述べられたのであります。早川慎一君は、緑風会の多数意見を代表して賛成の意を表せられ、竹中恒夫君は、無所属クラブの多数意見を代表して反対の意を表せられ、また、日本社会党の坂本昭君からも反対の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終了し、内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案について、おのおのその修正案並びに修正部分を除く衆議院送付案について、順次採決に入りましたところ、多数をもつて、それぞれ修正議決すべきものと決定いたしました。

なおその際、日本社会党片岡文重君より、船員保険法の一部を改正する法律案に対し、付帯決議を付することの動議が提出せられ、その趣旨について説明がありました。その付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

健康保険の被保険者の標準報酬額を引き上げた反面、船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据え置き、しかも被保険者の一部負担制度をなすことは、船員保険の療養給付の主旨から見て矛盾を感じられるから、船員保険法については、早急に根本的な改正について検討の必要がある。

右決議す。

右の付帯決議案について採決いたしました結果、全会一致をもって可決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。木下友敬君。

〔木下友敬君登壇、拍手〕

○木下友敬君 私は、ただいま上程されました健康保険法、船員保険法並びに厚生年金保険法の一部改正及び自由民主党提案の修正案に対し、日本社会党を代表して、絶対反対の討論をいたすものであります。(拍手)

まず第一に、これらの法案が今国会に提出されたことは違法であります。すなわち健康保険法第二十四条の二、社会保障制度審議会設置法第二条の二によりますと、社会保障制度に關する企画及び立法等をいたします際には、総理大臣及び関係大臣は、あらかじめその大綱を社会保障審議会並びに社会保障制度審議会に諮問しなければならぬことが義務づけられておるのであります。今日上程されておりますこれらの法案は、遺憾ながら上述の諮問を経ないことは御承知の通りであります。これは明らかに違法であるのであります。法治国の国民といたしまして、かような違法のまま本議院に提出されたことは、まことに暴挙であるとして遺憾にたえない次第でございます。(拍手)

岸総理は就任以来、特に国会運営の正常化を強調しておられますが、今や私どもは、岸総理のこのまことしやかな主張が、全く国法を無視し、国民を欺瞞するものであることを知るものであります。まことに遺憾にたえません。さらに、衆議院においても、また参議院においても、委員会の審議の途中におきまして、いまだ十分論議し

尽されない以前に、多数の暴威によつて審議を中断された行為は、みずから国会議員の任務を怠り、かつその権利を放棄したものでありまして、九千万国民諸君に対しても、まことに申しわけないことであると思ふのであります。(拍手)

さて、わが国社会保険制度の現状を見ますに、今日最も急速に取り上げなければならぬのは、従業員五人未満の零細なる事業所に働く人々を、医療保障の中に包含することであり、これら百五十万をこえる気の毒な人々は、日の当らぬ零細企業の従業員であるばかりに、きわめて低い賃金に押えられ、しかも、何ら社会保障の恩恵がないために、一たん疾病におかされましますや、治療どころか、その日の生活にすらたえることのできない状態にありまして、疾病によつては、血を吐く思いでただ死を待たなければならぬ、実に同情にたえぬ状態に置かれております。これら五人未満の従業員を擁する零細事業所に働く従業員を、一般勤労者同様、被用者保険の適用対象とすることは、今日すでに常識でありまして、わが日本社会党におきましては、衆知を集め、長い日月と精細緻密なる労作を経てきま上りました、きわめてすぐれた法案を提出しております。

しかるに、政府並びに与党におきましては、実態の把握が困難である、あるいは移動の激しいという事務的な理由によりまして、全然これに手をつけていないことが、本国会審議の過程において明らかになったのであります。が、その怠慢は、私どものとうてい許すことができないところでありまして、

現在わが国では、実に三千万に近い同胞が社会医療の面から置き去りになっております。私はその解決のため、本国会においては必ずや国民健康保険法の改正案が、政府、与党によつて提出されるものと期待していたのであります。が、一昨二十八日の委員会におきまして、神田厚生大臣は、国民健康保険法の改正はとうてい手に負えないものとして、これを断念したことを明らかにしたのであります。私はその無力と無誠意にあげんとするを得ないのであります。(拍手) 今や国民皆保険は、全国民のひとしく切望してやまぬところであり、わが日本社会党は、早くよりその五カ年計画を意図し、詳細はわが政策として天下に発表したのであります。このわが党の首唱に

は、石橋内閣当時から国民皆保険を主要政策の一つに取り入れ、岸内閣またこれを受け継いで今日に及んでおります。本年度五百万人にこれを及ぼすと申しておりますが、従業員五人未満の零細事業所における従業員の保険を放し、さらに、国民健康保険法の改正すら手をつけない状態で、何の国民皆保険だと言ふことができません。政府、与党の無能と無誠意と無責任は、実に驚くべきことではないかと。

ここで、私は法案中もなる事項について論じます。まず、私どもがこの法案を見て最も惜しみを感ずるものは、一部負担の増高でございます。その一部負担増徴の構想は、三十年程度の赤字六十億を解消する手段として考えられたものであります。御承知の通り、わが国の健康保険の保険料率は、千分の六十の場合、すでに世界最

高でございます。この六十億の赤字解消のため、三十年六月には保険料率はさらに千分の六十五に引き上げられ、一カ年一人当りの平均保険料は実に九千八百八十四円という、たゞさんの額に上つております。しかし、このたびの改正案によりまして、初診時には従来の倍額、あるいはそれ以上に当るところの百円を一部負担として納めなければならぬ。しかも入院の場合には、毎日三十円ずつを支払って行かなければならないという仕組みになつておるのであります。このようにして、保険給付に要する費用は、すべて事業主と被保険者の離出による保険料によつてまかなわれており、国は今日までのところ、運営費のみを負担しているのにすぎない状態であるのであります。しかしながら、社会保険制度の一環として、強制加入の建前のもとに、国がみずから管理に當つて、責任を分担する意味において、給付費について一定率の国庫負担を行うことは当然であります。現在以上一部負担の増徴を行なつて、赤字を満たそうとする考え方は、社会保障の本質をわきまえないものでありまして、これこそ資本家的搾取意識につながる暴政と言わなければならぬと思ふのであります。

(拍手) 現在、初診時の一部負担は、四十六円ないし五十円でありまして、これらの支出ですら思ひにまかせぬ気の毒な患者がたゞさんある社会の実情を見ればはなりません。これらの気の毒な人々が、もし入院でもしなければならなくなつたとき、毎日三十円のお金を支払わなければならぬことになりましたら、この人たちは、被保険者でありながら入院さえできずに、みすみす死の道を急がなければならないという気の毒な状態になるのであります。為政者としては最も思ひをいたさなければならぬ重要な点だと思ふのであります。

そこで、この一部負担のねらいであります。もちろんこれが保険給付の財源の一部になるのであります。そのほかに、いま一つ、一部負担を増徴することによつて患者の出足が鈍るといふこと、これがまた政府のねらいであります。与党のねらいであります。すなわち初診時に百円を徴収することによつて、受診率をぐっと押さへようというのであります。その結果は、果してどのような結果になりますか。申すまでもなく、早期診断による疾病の早期発見と早期治療、この機会を失う結果となりまして、患者をして重症に陥れるおそれがあるのであります。これは人道に背するものでございまして、

これは人道に背するものでございまして、最大の不幸であります。のみならず、病氣によつて貧困がもたれ、さらに貧困によつて多くの社会悪が作り出されることを思えば、この意味において、病者を個人にまかせず、一日も早く皆で助け合つて健康を取り戻して行くことが、これが近代社会におけるところの当然の法則であるのであります。(拍手) しかるに、一部負担の増高によつて、あえてこのあわれむべき弱者を塗炭の苦しみにも陥れようとすることは、とうてい許すべからざる行為であります。人命よりも財貨を重んじる資本家的色彩と、国民の幸福よりも、制度と権力を守ろうとする官僚独

善の臭気があるにも露骨に打ち出されておることを、私は国民の一人として悲しみます。おれませんか。(拍手) 次に、最も奇怪なのは審査の官僚化であります。そもそも社会保険診療報酬支払基金の任務は、診療報酬の単なる支払い事務であります。それゆゑに、現在においてさへも審査が支払側である基金の機構の中において、一方的に行われておることはきわめて不合理であります。私どもはこれが改正を叫んで参つたのであります。政府はそれどころか、さらにこの点を強化して、審査委員の任命権を基金幹事長の手掌握せしめて、審査業務を全く幹事長の支配下に置くことを企図しておるのであります。今までさへ、審査の切り捨てごめんのやり方には、診療担当者もふるい上らせたものでありまして、これが診療報酬の原因となり、診療内容の低下を来たしておるのであります。一たびこの改悪案が通過いたしましたら、この傾向は数段激化されてくることをおそれるものであります。(拍手)

次に、このたびの改正案は、被保険者並びに医療担当者に対する係官の検査、監査のほなはだしい峻厳化を企図しております。係官は、自由に家屋の中に侵入することがこの法律によつて認められるのであります。しかも私どもは、単に係官の質問に対する答へに誤まりがあったというだけで一万円以下の過料に処せらるるとか、係官の質問に答へなかつたということだけで健康保険医の登録を剥奪されるというとき、きわめて苛酷な罰則が規定されているのであります。さらにこれらの措置を一そう峻厳化する意図のもとに

善の臭気があるにも露骨に打ち出されておることを、私は国民の一人として悲しみます。おれませんか。(拍手) 次に、最も奇怪なのは審査の官僚化であります。そもそも社会保険診療報酬支払基金の任務は、診療報酬の単なる支払い事務であります。それゆゑに、現在においてさへも審査が支払側である基金の機構の中において、一方的に行われておることはきわめて不合理であります。私どもはこれが改正を叫んで参つたのであります。政府はそれどころか、さらにこの点を強化して、審査委員の任命権を基金幹事長の手掌握せしめて、審査業務を全く幹事長の支配下に置くことを企図しておるのであります。今までさへ、審査の切り捨てごめんのやり方には、診療担当者もふるい上らせたものでありまして、これが診療報酬の原因となり、診療内容の低下を来たしておるのであります。一たびこの改悪案が通過いたしましたら、この傾向は数段激化されてくることをおそれるものであります。(拍手)

おいて、医療担当者として医療機関をそれ
ぞれ別々に登録、指定することを規定
したのであります。実にアリのはい出
るすきまもないというほどにきびしい
おきてで、最も重要な協力者であるこ
ころの医療担当者も鉄の鎖で縛り上
げ、むちでたたきつたよりな、き
わめて理不尽な法案であります。一体
同じく日本人でありながら、ひとり医
療担当者のみが、何ゆえにかくのこ
とき封建的屈辱にたえ忍ばなければな
らないのでございましょうか。私は国
民がひとしく憲法によって保障され
る基本的人権が、国民の公僕たるべ
き官吏によって踏みつけられ、法に
よって認められた秘密権が、一片の行
政措置によって否定され、その天職た
る医療時代の法規が、公々然と多数の
暴威によって押し通されるという悲し
むべき事実と、これによって引き起さ
れる社会不安をおそれるものでありま
す。岸総理は、今国会においてしばし
ば、心を入れかえて民主的政治家とし
て努力すると言われましたが、今やこ
の法律案を通じてみても、戦時中、日
本刀のごとき鋭さで、そのファッシ
オ的政策を大上段に振りかざして中小商
工業者を泣かした、かつてのあの岸
信介氏本来の姿が、政策を通じて明々
白々に露呈していることは、わが日本
現下の最大の不幸と言わなければなら
ません。

私どもの打ち出す民主的理念による改
正によつて、その抜本的建て直しをし
なければならぬと思ふのであります。
まず第一に考えますのは、現在わ
が国の医療保険には、被用者保険だけ
で、健康保険を初めとして船員保
険、日雇健康保険、共済組合保険、
厚生年金保険等、多種多様でありまし
て、何ら一貫した体系が形作られてい
ないものであります。これでは運営面
においても、経済面においても、きわめ
て不合理であります。非能率でありま
す。ここで一大英断をもちまして、各
種保険を有機的に整理統合し、保険体
系の再編成を敢行するとともに、運営
の民主化と合理化によつて、医療保障
制度の確立をはかることが必要である
と思ふのであります。

これと同時に、重要に問題は、結核
対策についてであります。今わが国に
は、治療を要する結核患者は実に二
百九十二万人に及んでおります。健康
診断の普及と診断技術の進歩によつ
て、要治療者は、どんどん発見され
て参ります。一方、結核の治療法もい
よに進歩して参りまして、このことが
急激に結核療養費の膨張を来し、こ
れが健康保険その他の保険財政を大
く食いふししているのが真相でありま
す。すなわち健康保険医療費の三六
分の一は、結核療養費であります。これ
が今日及び将来における社会保険の運
命を左右する最も重要な課題であると思
ふのであります。しかるに、今日御提出
になつてゐる改正案にも、また三十二
年度予算案にも、この重大な問題につ
いて何らの考慮が払われていないこと
は、きわめて遺憾であります。結核予
防については、全額公費負担を打ち出

してはありますが、肝心の治療費が従
来通りでありますことは、結核予防法
を有名無実の骨抜きにするもので、ひ
いては、経済的には、相も変らず健康保
険依存という寄生虫的存在に転落させ
るものであります。このことは、再三
にわたつて社会保険制度審議会が勧告
して参つたところであります。私も
また、結核予防法を強化するにあらず
れば、健康保険経済の確立は、とうて
い望みがたいと信ずるものであります
が、政府の結核問題に対する施策は、
きわめて微温的でありまして、とうて
いこの重大問題を解決する意欲と能力
を持たないものと断ぜざるを得ませ
ん。まことに国民の不幸でございま
す。

以上、私は今日提案されておる健康
保険法等の一部を改正する法律案の中
心として論じましたが、船員保険法並
びに厚生年金保険法の一部を改正する
法律案についても、大体同様のことが
当てはまるものでございします。なお、
船員保険法について、わが党の片岡謙
員が提案いたしました付帯決議案は、
きわめて重要にして欠くべからざるも
のであることを付言いたしておきま
す。

以上をもちまして、私は反対討論を
終ろうとするものであります。私が、最
後に、強く政府の注意と猛省を促した
ことが二つあります。その一つは、
医療報酬の適正化、すなわち適正単価
の改訂であります。現在の単価は、実
に昭和二十六年以来据置きであり、
その後二十六年以来据置きであり、
その後の社会情勢、経済動向の実情と
は、全く隔絶されたきわめて不合理な
ものであります。これでは医療担当者
は、とうてい時代の要求するがとき

医療施設の充実整備ができないのみ
か、その子弟の教育、さらに生活をさ
え脅かされる実情であります。尊い人
命を預かる医療担当者の生活の保障な
くして、何の医療保障ぞと私は言いた
いのではありません。私は、政府がすみ
やかに早急に、大幅な単価の引き上げ
を、万難を排して断行することを要求
するものであります。

次に、医療保障の円滑なる遂行に
は、特に医療担当者の協力を必要とす
ることは申すまでもありません。保
険者たる政府としては、この点に十分
力をいたさねばならないはずでありま
す。しかるに事実はどうであるか。第
二十二国会以来、全医療関係者は、一
人残らず猛烈な反対を続けて参つてお
ります。従来もそうであつたように、
今回もまた、保険医総辞退をかけて反
対を続けておるのであります。すなわ
ち去る三月十七日に、日本医師会幹部
は、本問題に關して全会員の不信任に
よつて総辞職を余儀なくされ、翌十八
日、同国の国際スタジアムにおける日
本医師会、日本歯科医師会合同の健
改憲反対、全国医師歯科医師総決起大
会は、実に二万数千の医人が血の出る
叫びを叫んだのでございします。しか
し保守政策の非を徹底的に糾弾した
ことは、すでに皆様が身にしみて感じ
られたことであると私は思ふのであ
ります。(拍手) 一方においては、全被保
者六百万の反対、一方においては十六
万の医療担当者の猛烈な反響、これ
一体医療行政が、保険行政が、円滑に
やつて行かれるとお思いになるので
ございましょうか。(拍手)

以上をもちまして、私は本日提出さ
れました健康保険法等の一部を改正す
る法律案並びに自由民主党の提出にな
る修正案に対する反対の討論を終る
のであります。申すまでもなく、健
康は人生最大の幸福であります。健康
のないところ、政治も経済も、真にそ
の成果をあげるものではないと、
このことは前総理大臣の石橋氏の例に
よつても明らかであります。(拍手) そ
のゆえに国民の健康を守り、これを助
長するための医療保障の発展拡充のた
めには、政治家たるものは、政党政派
を超越して、全知全能を動員して、こ
れが達成に努めなければならないと思
ふものであります。これを付言しまし
て、私の絶対反対の討論を終るもの
でございします。(拍手)

ら非常なる誤解と反対を示されたのでありますが、このことは、今後におきまして近い将来、さらにこの土台作りの全貌が示されるに至りまして、山を削るばかりでなく、谷を埋めるという措置も、漸次その全貌を現わすに至りましたならば、必ずやこれらの方々の十分な理解と協力を得るに至るものと、固く私どもは信ずるものであります。(拍手)

この法案は、委員長の報告の通り、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用の国庫補助を初めとし、事業主、被保険者、医療担当者に関する諸事項の改正であります。特に議論の中心をなしますところの国庫の補助率の問題、標準報酬の問題、診療費の被保険者の一部負担の問題、医療機関の指定と保険医の登録の問題、医療担当者に対する指導と監督の問題が最も重要でございますが、審査の問題に關しましては、これはすでに衆議院において修正を受けておりますので、この問題には触れませんが、私ども自由民主党の根本的の、この問題等の解決に對するところの考え方といたしましては、何といたしまして、社会保障制度の健全なる発展をいたしますことは、一つには受益の均等化といふことがまず第一番目に必要な問題であると考えております。第二の問題といたしましては、受益者の保険に對する個人的責任の自覚といふことであります。第三番目には、保険に對する費用の効率的使用といふことであると思つてございまして、私がたゞいまあげましたところの受益の均等化といふことにつきましては、国の予算をいかに使つかといふような議論はのけるといたし

まして、社会保障の恩恵を均等化して、あまねく國民に普遍的に与えるといふことは、特に現在、いまだ三千万に近いところの人々が保険の恩恵に浴しない現状といたしましては、何といたしまして、第一番目に考えるべきことは、受益の均等化であると思はれます。先ほど木下君のお話になりましたように、國民健康保険の問題につきましても、また、五人未満の被保険者の問題につきましても、これは、わが自由民主党といたしまして、早急に解決すべき問題とは信ずるのでございしますが、これには順を追うてやるべきでありまして、ただいまの現状といたしましては、何といたしまして、受益の均等化をはかるべきものと考えておるのであります。

第二の問題といたしましては、受益者個人の保険に對する責任の自覚といふことであります。たとえば、これを被保険者の一部負担の問題に就いてみますと、病氣になつた者が受けますその受益、その受益のために、本人から受益者の負担として一部負担をするといふような考え方、あるいはまた一部負担を増まして受診率を低下させるといふような考え方、これらの考え方以外に、さらに一部負担をしなければならぬといふところであるのであります。と申しますのは、受益者自身が、自分の病氣が被保険者全般に及ぼす影響を自覚いたしまして、進んで健康経済の健全化に寄与するために、これを自覚して、その費用の一端を負うといふ考えであります。そこにおいて、初めて社会保障と勤労意欲を阻害しないといふ二つの点について、十分な

健全化ができるのでありまして、これを外国に見ても、また、わが國の現状を見ても、わが自由民主党といたしましては、何といたしまして、この一部負担といふことが保険の経済の上において最も必要なことと、私どもは信ずるのであります。

その第二の問題といたしましては、保険の経済の効率化といふことでございしますが、この保険経済の費用を最も効率的に使うといふ問題につきましては、今さら申し上げることはないのではありません。そこで、私どもといたしましては、これらの考えに向いまして、社会保障の健全なる推進を企圖しておるのであります。そこで、先ほど問題となりましたところの国庫負担にいたしましては、それは、順を追うてこの問題を解決すべきでございまして、ただいまの段階といたしましては、この法案にきめられたように、國の予算の範囲において一定額を補助するといふことを規定し、さらに、前措置がごとく整いました段階におきまして、さらに恒久的な定率の国庫補助といふことをすべきものと私どもは考えております。

また、標準報酬の問題にいたしましては、給与ベースの上りました今日、その引き上げは適当なものと考えておるのでございしますが、今日、三千万の最低の低額所得者の現存しておる現状といたしましては、修正案のごとく、三千万を据え置くといふことが適当と私どもは考えておるのであります。被保険者の一部負担の増額につきましては、先ほど触れたところでございしますが、先ほど触れたところの低下と、あるいは受益者負担といふような

精神のほかに、さらに私どもは、ぜひとも一部負担をさすべきと考えておりますが、この問題につきまして、ただ問題になりますのは、(一)その問題だよりと呼ぶ者あり)ただ額が、社会的評価の上から申しまして、被保険者の非常なる負担にならないように注意しなければならぬことは当然でございします。今回の修正案によりまして、と、初診の場合に、一回だけ百円までの診療費を負担するといふこと、入院の場合に、一月だけ一日三十円を負担するといふのでございまして、それは、現今の経済的な社会評価から見まして、私どもは、さほど被保険者を重く負担に追い込むものではないと考えておるのでございしますが、しかしながら、この場合に、特殊な場合でございまして、なおかつ、これらの負担を負うことができないような方々がございしますならば、これには、ちゃんと生活保護法という制度が待っておるのでございします。従いまして、これらの者ににつきましては、生活保護法に依存すべきものと考えておるのであります。従いまして、この一部負担につきましては、ただいま提案せられました修正案に賛成するものでございしますし、なおかつ、その運営を十分考えまして、その実施の時期を七月一日に延期するといふことにつきましても、私どもは全く適当な措置と考えておるのであります。

先ほど問題になりました医療機関の指定といふことは、在来におきまして、医療担当者の個人を指定した場合、あるいは現実の面において、事実上機関を指定せざるを得ない場合があつたのでありまして、それらの混乱

さは、ときにはいろいろな物議をかもしてきたのであります。従いまして、筋といたしましては、医療機関を指定するといふことが最も機宜を得た措置でありまして、医療機関を指定するといふ以上は、その医療担当者の終身の登録をするといふことも当然であると考えておるのであります。しかしながら、その場合、その指定のやり方について、これらが非民主的に行われるといふことについて、私どもは重大なる関心を持つておるのであります。これがもし政府の考えといたしまして、地域指定、あるいは定員制、あるいはいろいろな特殊な規格を要請されるといふようなことは、あるいは指定の場合に、特別に官僚統制のようなきらいがあるといふことについて、十分な警戒を要するのでありまして、その点につきましては、質疑応答の上において十分私どもは了解することができた。ただ問題は、三年の期限ごとに、繁雑な手続をもって、再指定を受けるといふことは問題でありまして、これは実際におきまして医療担当者の非常な苦痛であります。従いまして、この点を簡素化したいたしました今回の修正案に對しまして、賛成の意を表するわけであります。

医療担当者の指導監督につきましても、保険運営上から申しまして、指導監督は厳正であるべきが当然でありまして、これをことさら、指導監督といふものが非常にやわらかであつていといふ理屈は何らないのであります。ただ、私どもが為政者といつたしましては、これが民主的に行われるといふことが非常な必要なことであるし、ま

た、医療の特殊性を十分に考慮して行われなければならないという点であります。指導監督ということが正しく行われるということについては異議がないはずであります。これが民主的に行われるということについて、十分な考えを持たなければならぬと思うのでございまして、これらの点につきましても、数回にわたるところの質疑において明らかになるところでありまして、これらの点につきましても、私も十分に了解を得ると考えておるのでございまして、これらの問題に關しまして、法律上さらにいろいろ問題がありまして、(笑聲)これを實現いたしますためには、……(発言する者多し)

○議長(松野鶴平君) 御静粛に願います。○榊原孝君(純) 将来におきまして、国民皆保険の實現に向いて、さらに基礎的ないろいろな措置を要することは、先ほど申し上げた通りでございまして、大体重要なものは四つに要約することができると思っております。その第一は、国庫負担の定率化という問題、第二は、先ほど木下君が申されましたように、短期疾患に対するところの治療について、健康保険が主としてこれを扱っておりまして、長期疾患に對しましては、たとえば、結核、精神病あるいは老人病というようなものに対しては、在来、健康保険の医療の対象となるものが少なかったのてございまして、今日においては、これらの問題が非常に勢いにおきまして健康保険の医療の対象になってきて、従いまして、これらにつきましても、将来十分な考慮を払いまして、

長期の疾患と短期の疾患に対するところの処置の(問題かと呼ぶ者あり)あり方について、さらに検討を要するのてであります。第三の問題につきましては、医師の診療報酬についてでありまして、この診療報酬につきましても、現在、公的医療機関におきましても、私的医療機関におきましても赤字でありまして、この赤字を解消いたしますためには、たとえば点数、単価の問題、あるいは支払い方式の問題、あるいは地域差、技術差、医療融資の問題、あるいは課税の問題等につきましても、相当なる考慮を払うべきであります。これらは、国民皆保険の前提をなすところの一つの措置と考えておるのであります。第四は、医療担当者等の団体に対するところの法制化の問題であります。(笑聲)問題々々と言つて、いろいろお笑ひになりましたけれども、これらの四つのことにつきましても、将来、当局においても、私も自由民主党においても、十分な決意をもつてこれに對処しなければならぬと考えておるのであります。

健康保険が、わが国に実施せられて三十余年、ここに發展の再編成をする時期がきたのでありまして、この法案の成立によりまして、三十一年度におけるところの三十億円の繰り入れとともに、国民皆保険の實施への第一歩を踏み入れたわけでありまして、前途は決して容易なものではありません。前回は決して容易なものではありません。さらに自由民主党は、万難を排してこれが實現のために万全の準備をいたす決意を持っております。

願わくは、保険者、医療担当者、事業主、被保険者一体となりまして協力していただき、一日も早く国民皆保険の日のくるのを熱望いたしまして、私の賛成討論といたす次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 竹中恒夫君。

「竹中恒夫君登壇、拍手」

○竹中恒夫君 たいだいま提案されました三件につきまして、無所属クラブを代表して、絶対反対の討論を申し上げたいと存じます。(拍手)

提案の理由が、保健財政の再建と制度の合理化ということになっておりますが、その提案理由と内容を比較いたしますと、全く羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいでございまして、政府当局は、以前から赤字対策として考えておりましたその内容を、今日直ちに根本対策といたしておりますが、明らかにこれは社会保障制度の後退でございまして、被保険者への経済的なしわ寄せと、医療担当者に対する精神的な圧迫であつて、官僚医療統制の復元であると言つてあえて過言でないでございまして、今こうした諸点について反対点に触れてみたいと思ひます。

第一に、原案は、十人の人が見、十指の指さす通り、最も重要なところの結核対策が欠如いたしております。健康保険の赤字の原因が、総医療費の三分の一以上に上回つておるとするところのこの結核問題を取り上げずして、どうして根本的な対策と言ひ得るでありましょうか。社会保障制度審議会並びに社会保険審議会等、官製のこうした審議会においてすら、健康保険の根本対策は結核問題であるというところを提言し、すみやかにこれが解決策を勧告いたしておるのであります。世に肥羅剔抉という言葉がございまして、

が、健康保険制度の中から結核を取り出すことこそ、根本対策の第一になすべき施策であるというところを、重ねて私はここに申し上げたいと思つてございまして、長期疾患の結核を短期保険で解決するということは、あたかも木によつて魚を求めるのたぐいでございまして、むしろ当局は、結核予防法の財源の貧困を、健康保険に転嫁せんとするがごとき観えらるるのでございまして、

第二の反対の理由は、国庫の定率負担がなされておらないことでありまして、先年の国会においても定率負担が論議され、付帯決議において、このことがコンクリートされたと聞いております。当局の言われるがごとく、真に制度の合理化をはからんとするならば、年々の医療費の総額に正比例する定率負担こそ望ましいものでありまして、これこそ国の責任を明確にしない得るゆえんであるでございまして、かかる見地からいたしまして、すでに国民健康保険を初め、日雇労働者は労災等、すべてに定率が行われておる今日、ひとり健康のみが定率を採用し得ない理由に絶対でございせん。そもそも国庫の負担の真の要因は、国民の所得の頭打ちと文化水準とのギャップ、このギャップは、ますますひどくなつてくるのでございまして、この国民所得の頭打ち、低賃金所得の頭打ちと文化水準、すなわち医療水準の向上とのギャップは、どうしても国庫負担によらざれば解決し得ない問題でございまして、(拍手)この意味合いにおきまして、私は国庫負担が定率でなければならぬ、かように存するのでございまして、

第三点は、被保険者へのゆえなきしわ寄せでございまして、経済的加重でございまして、被保険者の範囲を縮小し、縮小されて制度のうちに放り出されたその気の毒な人を、一体どう取り扱うのか。私は、国民皆保険を唱へながら、せつかに医療保険のワク内にありまするやうした方を、今から外にはり出すということは、国民皆保険の理論と全く矛盾するものでございまして、これを全く笑止というべき、ナセンスでございまして、また同じくしわ寄せの一つといたしまして、継続受給資格の獲得の期間の延長等もせられております。特に見逃すことのできないのは、一部負担の大幅の増額でございまして、先ほど一部負担を受給者負担のごとき論がなされました。私は全く奇異に感じます。制度を利用する者が受益者である、病氣になつた場合に医療保険を利用する者が受益者であるという考え方が根底にあることが、私はこの改正案に對する反対の最大の点でございまして、少くとも医療保険といふものは、一たん病氣になつた場合に、肉体的な苦痛がある、精神的な苦痛がある、せめては経済的な苦痛だけは、お互いに相互共済の精神で、ふだん保険料をかけておることによつて、精神的な、あるいは肉体的な苦痛は避けられなくとも、経済負担だけは何とか避けようというのが健康保険のあるところとすべきです。もし受益者負担であるとするならば、私はあえてお尋ねいたしたい。失業保険において失業給付金を受ける場合に、この制度を利用するからといって、給付金のうちから一部負担を逆に取り取るような考え方は成り立ちましようか。健康保険は、失業保険と同じでございまして、要は、勤労階級の経済的援助でございまして、ただ手段が医療を通じて経済負担を軽減するといふのが医療保険でございまして、してみれば、失業保険と何ら変わるところはないのでございまして、この

見地からして、一部負担の理論は成り立ちません。

第四の反対の理由は、当局の検査権の拡大でございます。単なる保険行政を行い、これが給付状況を検査し調査いたしましたるのに、憲法の精神を乗り越えて、監視権を認めない、立ち入り権を行使する、こういう必要がどこにあるでしょうか。これこそ医療の官僚統制への布石であり、強化であると言わなければならぬのであります。まさに憲兵政治の復活でございます。

(拍手) 十万医療担当者が激憤し、盗人扱いされる改正案に對しまして医療担当者が必死の抵抗をなしますもの、ゆえなしとしないわけでございます。果して医療担当者が、世にいわれるがごとく水増し請求、不正請求がなされたか、私はここに数字をもつて解明いたしまして、世の誤解を一掃いたしたいと存じます。

昭和二十九年の政府所管の健康保険におきまして、取扱件数が四千二百二十四万件、この取扱件数に對しまして、不正によつて処分されたものが二千三百七十件、まさに〇・〇〇〇〇六〇、千分の一の六でございます。金額を申しますれば、三百八十二億円のうち不正の請求が百九十万円、千分の一の五でございます。百九十万円の不正を取り締まるために、今回のごとき施策を必要とされるならば、一人の汚職官吏が一億円という膨大な金を、きわめて容易に費消し得るがごとく官庁機構に對しますところの監督権に、いかような監督規則があるでしょうか。(拍手) 私は医療担当者の監督の強化よりは、むしろ官庁の厳格なる取締り規則の制定を要望してやまないものでございます。(拍手) 取り締まる側の官吏の汚職は三年間に二万数千件、一日二十数件の汚職事件があるという

ことでございます。して見れば、取り締まる官吏の方々の不正の率と医師のほうから巡査を取り締めておるような結果でございます。(拍手) 私は、こういう意味合いにおきまして、今回の改正案は、被保険者にしわ寄せをし、医療担当者に精神的な圧迫を加えたものでございまして、政府は申しました。赤字経済である、何と三者がお互いに犠牲を払おう、三者共泣きしようと言われた。被保険者は三年前に保険料率を上げられて、年々三十五億円の保険料の増額を來たしております。しかして今回また一部負担金の増徴によつて、この改正案が通りますならば、ゆえなくして年々五十億円以上増徴される。医療担当者は、すでに昭和二十六年以来、低単価でもつて泣き続けておられます。被保険者が泣き、医療担当者が泣いて、もう出る涙もございませぬ。このときに泣き得るものは政府でございます。この国庫負担によつて、この社会保険を推進することこそ、最も責任政治を痛感するところの政治家のなすべき義務でございます。

私は時間がありませんので、はなはだ遺憾でございますが、以上、反対の要点を抄論いたしましたして、反対討論いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより三案の採決をいたします。委員長、三案全部を問題に供します。委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。

三案の表決は記名投票をもつて行います。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十二票
白色票 百八票
青色票 六十四票

〔参事朗読〕

賛成者(白色票)氏名

- | | |
|--------|---------|
| 森 八三三君 | 前田 久吉君 |
| 早川 慎一君 | 野田 俊作君 |
| 田村 文吉君 | 村上 義一君 |
| 廣瀬 久忠君 | 大谷 賛雄君 |
| 武藏 常介君 | 川口爲之助君 |
| 島村 軍次君 | 北 勝太郎君 |
| 鹿島守之助君 | 石井 桂君 |
| 松岡 平市君 | 伊能繁次郎君 |
| 堀 未治君 | 有馬 英二君 |
| 苦米地英俊君 | 近藤 鶴代君 |
| 上林 忠次君 | 佐藤 尚武君 |
| 藤野 繁雄君 | 谷口弥三郎君 |
| 新谷寅三郎君 | 森田 義衛君 |
| 後藤 文夫君 | 石黒 忠篤君 |
| 鶴見 祐輔君 | 草葉 隆國君 |
| 仲原 善一君 | 前田 一郎君 |
| 堀本 宜實君 | 成田 佳都男君 |
| 鈴木 秀逸君 | 手島 栄君 |
| 鈴木 万平君 | 柴田 栄君 |
| 大谷藤之助君 | 西川弥平治君 |
| 重政 庸徳君 | 高橋 衛君 |

斎藤 昇君

迫水 久常君

田中 啓一君

安井 謙君

野本 品吉君

岩沢 忠恭君

高野 一夫君

小柳 牧衛君

左藤 義隆君

石原幹市郎君

青米地義三君

大野秀次郎君

井村 徳二君

小澤久太郎君

吉江 勝保君

佐藤清一郎君

吉田 萬次君

神原 亨君

青柳 秀夫君

大谷 登彌君

上原 正吉君

小瀧 彬君

西郷吉之助君

木暮武太夫君

成瀬 暢治君

田中 一君

東 隆君

市川 房枝君

横川 正市君

竹中 恒夫君

鈴木 壽君

伊藤 道雄君

光村 基助君

湯山 勇君

阿部 清松君

松澤 靖介君

海野 三朗君

矢嶋 三義君

小林 孝平君

永岡 光治君

片岡 文重君

佐多 忠隆君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

山下 鏡信君

山田 節男君

島 清君

三木 治朗君

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

特定多目的ダム建設工事特別会計法案

特定多目的ダム建設工事特別会計法

(設置)

第一条 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第 号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事及び当該工事により建設した施設で多目的ダムに属すべきものの災害復旧工事のうち国が北海道以外の地域で行うもの(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する経理を一般会計と区分して行つため、特別会計を設置する。

(管理)
第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、第五条の規定による一般会計からの繰入金、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二十七条ただし書又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五条の規定による都府県の負担金(以下「地方負担金」という。)及びその利子、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百十一号)第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利

子、法第七條第一項の規定による負担金、法第九條第一項の規定により建設大臣が徴収する受益者負担金、第十四條第一項の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取扱費、同項の規定による借入金の償還金及び利子、法第十二條の規定による還付金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入及び歳出等の整理)

第四条 この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分(以下「工事別等の区分」という。)に従つて整理しなければならない。

(一般会計からの繰入)

第五条 多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)
第六条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 前年度の実績表、借入金の借入及び償還実績並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

三 継続費についての前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進捗状況等に関する調査

3 前項各号の添附書類は、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)
第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(継続費の区分)
第八条 継続費は、工事の別に従つて項に区分し、各項ごとにその総額及び年割額を示し、かつ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

(国庫債務負担行為の区分)
第九条 国庫債務負担行為は、工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これを予算の年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じてこれに基いて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

(予算の作成及び提出)
第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

(予算の配賦)
第十一条 この会計の予算でその項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行ふものとする。

(収入金の使途)
第十二条 この会計の工事別等の区分に応ずる収入金は、第十四條第三項に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てられるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てなければならない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については、政令で定める。

(予備費の使用)
第十三条 この会計の予備費は、当該年度の工事別等の区分による歳入予算の額をこえる歳入の取納済額に相当する額(当該年度にお

て当該工事別等の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く。)を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(借入金)
第十四条 この会計において、多目的ダム建設工事に関する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てられなければならないときは、この会計の負担において、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 地方負担金及びその利子並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てられるものとし、当該財源に充てない剰余があるときは、その剰余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越)
第十五条 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることが出来る。

(国庫余剰金の繰替使用)
第十六条 この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十四條第一項及び第二項の規定により借り入れることが

- できる金額に相当する額(既に借り入れている借入金に相当する額を除く)を限度とし、政令で定めるところにより、国庫余裕金を繰替使用することができ、
- 2 前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入金をもつて償還しなければならない。
- 3 前項の規定による繰替金の償還の財源は、工事別等の区分に応じた借入金をもつて充てるものとする。
- (借入金の借入及び償還の事務)
- 第十七条 第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。
- (国債整理基金特別会計への繰入)
- 第十八条 第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。
- (歳出の支出制限)
- 第十九条 この会計においては、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額(国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額)をこえてはならない。
- (歳入歳出決定計算書等の作成及び送付)
- 第二十条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分によるほか、工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書及び繰替費決算報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。ただし、繰替費決算報告書については、当該繰替費に係る事業が完成した年度のほか、この限りでない。
- 2 前項の歳入歳出決定計算書には、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該年度の事業実績表
- 二 債務に関する計算書
- 三 地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表
- (歳入歳出決算の作成及び提出)
- 第二十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
- 2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び繰替費決算報告書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (剰余金の繰入)
- 第二十二条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、工事別等の区分により、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
- (剰余金の預託)
- 第二十三条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、政令で定めるところにより、資金運用部に預託することができる。
- (実施規定)
- 第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、法施行の日から施行し、昭和三十三年年度の予算から適用する。
- 2 昭和三十三年年度予算の国庫債務負担行為に関する第九條の規定の適用については、同条中「工事別に」とあるのは、「事項別に」とする。
- 3 この法律の施行の際河川法第八條の規定により建設大臣が直轄で施行中の次に掲げる工事に係るこの法律の施行の日以後の歳入歳出その他の経理は、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。
- 一 天龍川美和ダム建設工事
- 二 荒川二瀬ダム建設工事
- 三 飯沼野川ダム建設工事
- 四 岩木川目屋ダム建設工事
- 五 和賀川湯田ダム建設工事
- 六 由良川大野ダム建設工事
- 七 球磨川市房ダム建設工事
- 八 淀川天ヶ瀬ダム建設工事
- 4 前項に規定する工事に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際、この会計に帰属する。
- 5 附則第三項第一号から第三号までに掲げる工事が完成した場合における第二十条及び第二十一条第二項の規定によるこの会計の繰替費決算報告書の作成、送付及び添付は、当該工事に係る一般会計の繰替費の昭和三十一年度までの分をも含めて行うものとする。この場合においては、当該工事に係る一般会計の繰替費決算報告書については、財政法第三十七條第三項、第三十九條及び第四十條第二項の規定は、適用しない。
- 6 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三條中第八号の二の次に次の一号を加える。
- 八の三 特定多目的ダム建設工事特別会計の経理を行うこと
- 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び
- 納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第一條中「及び失業保険特別会計」とを、失業保険特別会計及び特定多目的ダム建設工事特別会計に改める。
- 第二條の見出し中「公団等」を「公社等」に改め、同条中「法令による公団」を削り、「日本電信電話公社、復興金融公庫、国民金融公庫、船舶管理委員会及び関係機関整理委員会」と及び日本電信電話公社に改め、「公団等」を「公社等」に改める。
- 第三條中「公団等」を「公社等」に改める。
- 〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕
- 廣瀬久忠君 たいだいま議題となりました特定多目的ダム建設工事特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
- 本案は、国が直轄で行う多目的ダムの建設工事等に関する経理を明確にするため、特別会計を設置しようとするものであります。
- 以下、本案の要点のみを申し上げます。この会計においては、一般会計からの繰入金、都府県の負担金、ダム使用権設定者の負担金、借入金等を歳入とし、建設工事費用、ダム使用権設定者への還付金、借入金の償還金等を歳出とすることにしようとするものであります。また、都府県の負担金に相当するものの財源に充てるため、借入金ができることとし、その借入金のうち、その年度内に借り入れをなかつたときは、その額を限度として翌年度において借り入れができることにしようとするものであります。
- 本案の審議におきましては、建設委員会と連合審査会を開き、特定多目的ダムと農業対策との関係、建設費用配分等について質疑がなされましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。
- 質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)
- 議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。
- 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決されました。
- 議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。
- 午後三時三十四分休憩
- 午後九時開議
- 議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。
- 参事：報告させます。
- 〔参事朗読〕
- 本日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。
- 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回國會法第八号)
- 船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回國會法第九号)
- 本日委員長から左の報告書を提出した。
- 失業保険法の一部を改正する法律案可決報告書
- 原子爆弾被害者の医療等に関する法律案可決報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会閣法第八号)可決報告書

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(第二十五回国会閣法第九号)可決報告書

昭和三十一年度一般会計予算、昭和三十一年度特別会計予算及び昭和三十一年度政府関係機関予算可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、失業保険法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉信君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

失業保険法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和三十一年三月二十六日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

失業保険法の一部を改正する法律案 失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。 第十七条の三を次のように改め

(失業保険金額の自動的変更) 第十七条の三 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均給与額(以下平均給与額という)が、失業保険金額表の制定又は改正の基礎となつた平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、失業保険金額表における第十七条但書に規定する額(その額が本項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下同じ)を変更した上、失業保険金額表を改正しなければならない。

前項の規定により失業保険金額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均給与額が、当該平均給与額に係る月の前十二月のいづれかの月の平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金額については、改正後の失業保険金額表は、これを適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき失業保険金について、中央職業安定審議会の意見を聞いて、その者の離職した日の属する月の平均給与額に対する改正の基礎となつた平均給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金の日額と均衡を失しないように、失業保険金の日額をあらたに定めるものとす

る。但し、変更後の第十七条但書に規定する額を超えてはならない。第三十五条第四項中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。以下本条において同じ。」に改め

第三十八条の二ただし書中「同一事業主に雇用された者」の下に「(第三十八条の五第二項但書の認可を受けた者を除く。)」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中「公共職業安定所の所在する市(東京都の区に存する区域を含む)町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域」を「特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(労働大臣が指定する区域を除く。又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて労働大臣が指定するもの)」に改め、同条に次の一項を加える。

労働大臣は、第一項の規定による指定については、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

五第二項但書の認可を受けた場合又ははを加える。

附則 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の八の改正規定は、昭和三十一年五月五日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く)の施行の際現に受給資格者である者について改正前の失業保険法(以下旧法という)の第十七条の三第二項の規定により支給すべき失業保険金の日額は、改正後の失業保険法(以下新法という)第十七条の三第二項後段の規定により定められたものとみなす。

3 この法律(第一項ただし書に係る部分を除く)の施行の際現に旧法第三十八条の三第一項の規定により指定されている市町村の区域及び事業所は、新法第三十八条の三第一項及び第三項の規定により指定されたものとみなす。

4 昭和三十一年五月において新法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年四月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとす。第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとす。

5 新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十一年四月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日以前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和三十一年三月二十六日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長 松野鶴平殿

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案 (小字は衆議院修正)

第一章 総則(第一条-第二条) 第二章 健康管理(第三条-第六条)

第三章 医療(第七条-第十四条) 第四章 原子爆弾被爆者医療審議会(第十五条-第十七条)

第五章 雑則(第十八条-第二十条) 附則

第一章 総則 (この法律の目的) 第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれて健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者 二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定められた期間内に前号に規定する区域のうちで政

令で定める区域内にあつた者
三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後に於いて、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

第二章 健康管理

(被爆者健康手帳)

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事(その居住が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に關し必要な事項は、政令で定める。

(健康診断)

第四条 都道府県知事は、被爆者に對し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行ふものとする。

(健康診断に關する記録)

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に關する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果、必要があるとき、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行ふものとする。

第三章 医療

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷

害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に對し、必要な医療の給付を行ふ。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施設
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」といふ。)に委託して行ふものとする。

(認定)

第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行ふに當つては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行ふに當つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行ふについて、厚生大臣の行方指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機

関が前条の規定によつて請求することができない診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに當つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に對して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に對する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から

第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに對して必要があるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に對し、その行つた医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

第四章 原子爆弾被爆者医療

(設置及び権限)

第十五条 厚生大臣の諮問に應じ、被爆者の医療等に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として、原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に關する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

第十六条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条 この法律に定めるものの

は、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

第十八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第十九条 この法律により金品の支

給を受ける権利は、差し押えることができない。
(交付金)

第二十條 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県に基く命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用については、広島市又は長崎市とする。）に交付する。

（権限の委任）
第二十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第二十二條 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第二十三条 この法律による健康診

断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知得した人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第七條第二項各号に規

定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれ

に從わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附具
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
(経過規定)

2 第二号各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、第二条の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

3 (厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法

第五條第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 原子爆彈被爆者の医療等に關する法律（昭和三十

二年法律第 一 号) の定める
ところにより、医療機関を指
定し、並びに医療の給付に関
する必要な診療方針及び診療
報酬を定めること。

第九条第三号の次に次の一号を

加える。

三の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

第二十九条第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の一項を加える。

原子爆——厚生大臣の諮問に応じ

て、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議すること。

4 社会保険診療報酬支払基金法の
一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「又は未帰還
者留守家族等援護法(昭和二十八
年法律第百六十一号)」第二十二

第三項」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二條第三項又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第百一十号）第二十二條第三項」に改定する。

法律(昭和三十三年法律第
第十二条第三項)に改め、「戦傷
病者戦没者遺族等援護法第十九条
第四項の下に、原子爆弾被爆
者の医療等に関する法律第十二条
第四項」を加える。
(地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

第六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)を、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第百三十三号)若しくは青少年保護の検付(若しくは)

医療の給付若しくは医療の給付」に改める。
第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは児童福祉法を、児童福祉法若しくは原子爆弾被害者の医療等に関する法律」に、「若しくは育成医療の給付」を、育成医療の給付若しくは医療の給付に改める。

千葉信君登壇 拍手

千葉信君 ただいま議題となりまし
失業保険法の一部を改正する法律案
びに原子爆弾被爆者の医療等に關す
る法律案について、社会労働委員会に
ける審議の経過及びその結果を御報
申し上げます。

まず、失業保険法の一部を改正する

法律案について申し上げますと、失業
保険法は、被保険者が失業した場合、
大業保険金を支給してその生活の安定
をはかることを目的とし、昭和二十二
年に制定され、その後、数次にわたる

改正により制度の整備が行われまして、今日に至っております。また、日雇いの失業者の失業保険制度は、昭和二十四年の失業保険法の一部改正の際に創設され、今日に至ったものであります。

日の賃金の実情からみて、現行の日雇失業保険の給付内容は、実情に沿わなくなりましてので、従来の失業保険日額、百四十円及び九十円のうち、九十円は、これを廃止し、新たに

次に、日雇い労働者の失業保険制度

町村合併の結果、区域が著しく拡大されることにも、日雇い労働被保険者を扱ふ農業労働の被保険者（日雇い労働者）の適用区域は、従来市町村単位に定めておつたのであります。最近の

扱ひ、及び一般の失業保険制度にお
ける失業保険金額の自動的変更につ
いて、実情に沿うよう合理化をはから
んとするものであります。

のおもなる点は、日雇い労働者の失
保険金日額の増加、待期日数の短
び、適用区域の整備、就労日数の増加
び失業対策の強化等についてござ
いましたが、これらの質疑に対して
ずれも労働大臣は善処する旨答弁さ
しました。

次いで討論に入り、採決を行なった。

きもの決定いたしました。

ところで、多数をもつて原案通り可決す

続いて、日本社会党藤田委員より、

石の改正案に關し、付帯決議を付すべ

であるとの動議が提出されました。

この案文は、
政府は、日雇労働者の生活の実情にかんがみ、失業保険金日額の増額をはかるとともに、待期日数等について善処するより最善の努力をすべしである。

右決議する。

本決議案については、提出者から越前守明が行われた後、採決に入りまし

たとところ、全会一致をもって可決した

次第であります。

次に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案について申し上げます。

本法律案の要点の第一は、原子爆弾投下された当時、広島市、長崎市に投下されていた者、その他原子爆弾の放射能の影響を受けていると考えられる者に對し、その申請により、毎年健康

進行断及び必要な健康上の指導等の管理を行ふことでもあります。第二は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、また、その申請により必要と医家と合す態にあるような被爆者に對しまして

その申請により必要な因循の給付を行ふことでもあります。第三は、医療給付は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて指定する医療機関において行われ、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、必要な監督規定を設けることでもあります。第四は、被爆者の

療等に関する重要事項について調査
議するため、学識経験者等よりなる
子爆弾被爆者医療審議会を設けるこ
であります。第五は、この法律の施
に要する費用は、全額国庫の負担と
健康診断等、都道府県知事の行方

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 議事日程追加の件 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案外一件

事務について、広島市と長崎市の分は、広島市長及び長崎市長において、これを行うこととしたのであります。

以上が本法律案の概要であります。

本法律案は、衆議院におきまして修正議決されたものであります。衆議院の修正は、本法案の付則に一項を加えて地方税法の一部を改正したことであり、すなわち、地方税法における法人事業税の課税標準の算定方法に関する規定、並びに個人事業税の課税標準の算定に関する規定を改め、本法案に基く医療につき支払いを受けた金額は、総益金または総収入金額に算入せず、また本法案に基く医療にかかる経費は、総損金または必要な経費に算入しないこととしたのであります。

本委員会におきましては、政府委員より提案理由について、衆議院議員亀山孝一君より衆議院における修正について、それぞれ説明を聴取した後、慎重審議をいたし、熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終了、討論に移りましたところ、格別な意見の開陳もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、失業保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、原子爆弾被害者の医療等に関する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも第二十五回国会内閣提出、第二十六回国会衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年三月三十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

〔小字及び一は衆議院修正〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「一、一般会計ヨリノ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十年度以降七箇年度間」を「昭和三十年度及昭和三十一年度以降六箇年度間」に改め、同条を第十八条ノ七とし、第十八条ノ二から第十八条ノ五までを一

条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二 健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各積立金中第九

条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ当分ノ同予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

第二十五回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和三十三年三月三十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平君

〔小字及び一は衆議院修正〕

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」の下に「(船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。)」を加え、「船員保険法」を「同法」に改める。

第二十六条中「昭和三十年度以降六箇年度間」を「昭和三十年度及昭和三十一年度以降五箇年度間」に改め、同条第二項中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額(第二十六条の規定による受入金を除く。)」を

「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六条の規定により繰り入れられた金額」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 ただいま議題となりました二つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第二十五国会に提出され、継続審査となつて今国会に至つたものであります。今回の健康保険法の改正において、政府管掌健康保険事業の経費の一部を国庫が補助することとなるのに伴ひまして、この会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受け入れ金の事項を加え、また、第二十二国会の改正によつて、借入金の償還財源を一般会計から繰り入れることとなつて

いる措置は、昭和三十一年度以降の分を昭和三十三年度以降に繰り延べる等の改正をしようとするものであります。

なお、この繰り入れ措置の繰り延べは、別途、今国会に提案されております。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 ただいま議題となりました二つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第二十五国会に提出され、継続審査となつて今国会に至つたものであります。今回の健康保険法の改正において、政府管掌健康保険事業の経費の一部を国庫が補助することとなるのに伴ひまして、この会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受け入れ金の事項を加え、また、第二十二国会の改正によつて、借入金の償還財源を一般会計から繰り入れることとなつて

改正点を含めまして、昭和三十三年度以降とすることに、衆議院において修正されたものであります。

次に、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案も第二十五国会に提出され、継続審査となつて今国会に至つたものであります。今回の船員保険法の改正により、療養給付部門の財源の一部を補助することになるのに伴ひまして、この会計法の一般会計からの受入金の精算規定は、この繰入金には適用しないこととし、また第二十二国会の改正により、一般会計からこの会計に給付費の財源として繰り入れることとされている措置は、昭和三十一年度以降の分について、昭和三十三年度以降に繰り延べることにしようとするものであります。なお、この繰入金繰り延べの措置も、厚生保険特別会計の場合と同様の修正が衆議院においてなされたのであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、二案を一括して討論、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、昭和三十三年度一般会計予算

昭和三十三年度特別会計予算
昭和三十三年度政府関係機関予算
以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。予算委員長吉米地義三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年度一般会計予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十三年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔苦米地義三君登壇、拍手〕

○苦米地義三君 ただいま議題となりました昭和三十三年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、財政の規模について申し上げますと、一般会計予算は、歳入歳出とも一兆一千三百七十四億円で、前年度当初予算に比べ、一千二十五億円の増となつております。

次に、明年度予算に織り込まれている政府の重要施策の概要について申し上げますと、まず、一般会計歳入について、明年度においては、最近のわが国経済の好況に伴ひ、租税及び印紙収入、専売納付金について一千九百七十七億円の増収が期待されております。

ために、来年度において、所得税につき一千九百二十億円の減税を行うこととし、他面、租税特別措置の整理合理化、揮発油税の増収等を加減し、純減税額七百二十億円余をもつて国民負担の軽減合理化をはかり、さらに、その上、一千二十五億円余を歳出増加財源として、重点的に政府の重要施策を推進することとしたものであります。

政府の重要施策のうち、おもな経費について、その概要を申し上げますと、社会保障関係費につきましては、一千二百二十六億円を充て、低所得者対策、国民健康保険の普及促進、結核予防措置の充実、失業対策事業の事業内容の改善等がはかられており、文教関係費につきましては、一千三百四十七億円をもつて、義務教育職員の給与改訂、小中学校の統合、二部授業の解消、国立学校の施設の充実、教育研究経費の増額、学校給食及び教科書給付対象の拡大等が配意せられ、また、科学技術振興費につきましては、特に原子力研究所の整備等について、国庫債務負担行為とともに、大幅な増額が見込まれ、防衛関係費につきましては、従来の繰越額等をも勘案し、前年度とほぼ同額にとどめ、自衛力の質的増強に重点を置いて、わが国自衛体制の整備を期することとしております。

公共事業関係費につきましては、産業基盤の整備、特に輸送力の増強に重点を置き、道路、港湾等の整備をはかり、道路については、揮発油税率の引き上げと並行して大幅の増額を行うとともに、北海道、東北、離島等、国土総合開発についても留意せられております。

また、住宅対策費といしましては、財政資金で約二十万戸の建設を予定し、民間建設と合わせ年間五十万戸の建設を期待するとともに、住宅規模の適正化、不燃化、高層化の促進等、質的向上をはかり、あわせて上下水道等、環境衛生施設の整備を促進することとせられております。

そのほか、中小企業の育成強化、貿易の振興、海外投資、国際技術協力の積極化、農林漁業の経営安定対策等につきましても、財政投融資と相俟つて、所要の予算が計上せられております。ほかに、公務員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨に従つて、給与の改訂合理化等がはかられております。

また、地方財政につきましては、地方交付税率を一％引き上げ、地方税の自然増収とも関連し、地方行政内容の充実、住民福祉の増進を期することにも、地方公共団体間の財源調整、公債費対策等についても特に配慮せられております。

特別会計につきましては、食糧管理特別会計は、昭和三十一年度補正の後も赤字を持っておりますが、本制度の基本的問題を検討するため、政府に臨時食糧管理調査会を設置し、その結論

り、道路については、揮発油税率の引き上げと並行して大幅の増額を行うとともに、北海道、東北、離島等、国土総合開発についても留意せられております。

また、住宅対策費といしましては、財政資金で約二十万戸の建設を予定し、民間建設と合わせ年間五十万戸の建設を期待するとともに、住宅規模の適正化、不燃化、高層化の促進等、質的向上をはかり、あわせて上下水道等、環境衛生施設の整備を促進することとせられております。

そのほか、中小企業の育成強化、貿易の振興、海外投資、国際技術協力の積極化、農林漁業の経営安定対策等につきましても、財政投融資と相俟つて、所要の予算が計上せられております。ほかに、公務員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨に従つて、給与の改訂合理化等がはかられております。

また、地方財政につきましては、地方交付税率を一％引き上げ、地方税の自然増収とも関連し、地方行政内容の充実、住民福祉の増進を期することにも、地方公共団体間の財源調整、公債費対策等についても特に配慮せられております。

特別会計につきましては、食糧管理特別会計は、昭和三十一年度補正の後も赤字を持っておりますが、本制度の基本的問題を検討するため、政府に臨時食糧管理調査会を設置し、その結論

昭和三十三年三月三十一日 参議院会議録第二十二号 議事日程追加の件 昭和三十三年度一般会計予算外二件

三六七

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 昭和三十三年度一般會計予算外二件

を待って、健全化の具体策を講ずることとし、昭和三十三年度においては現行制度を存続し、米の消費者価格は据え置くこととして予算が編成せられております。なお特別会計は、ダム建設事業及び食糧増産対策事業の促進をはかるための特定多目的ダム建設工事特別会計及び特定土地改良工事特別会計並びに国有財産の運用の合理化をはかるための国有財産特殊整理資金特別会計の三特別会計が新設せられることとなっております。その結果、総額三十九となり、その歳入一兆三千二百五十八億四角、歳出は二兆二千二百億四角となっております。

政府関係機関につきましては、日本国有鉄道は、昭和三十三年度を初年度として輸送力増強をはかることとし、一千六十九億四角の建設工事を実施いたしますが、所要経費の一部不足のために、貸客平均一三%の値上げを実施することとせられております。このほか北海道開発公庫において、東北地域の開発事業資金の融資をあわせ行うより機構を拡充するとともに、公営企業のための公債の消化を容易にするため、公営企業金融公庫を新設して、総額十一となり、その予算総計は、収入一兆一千四百五十億四角、支出は一兆六千九百億四角となっております。

また、財政投融資につきましましては、昭和三十三年度の計画資金は、三千二百四十六億四角で、前年度の計画に比

べ、六百七十三億四角の増となっておりますが、最近の経済の好況に伴い増加した原資を活用し、わが国経済の隆路部門である電力、鉄鋼、輸送力等の産業基盤の整備拡充によつて、なお一段と経済規模の拡大をはかり、ひいては完全雇用の推進にも努めるとともに、住宅対策、中小企業対策に重点をおいて資金の運用を期せんとしております。

本三案は、二月一日国会に提出せられましたので、予算委員会におきましては、二月七日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、三月九日、衆議院よりの送付を待って、十一日より本審査に入り、委員会を十三日間、分科会を三日間開催し、慎重に審議を重ねました。さらにこの間二日間にはわたり公聴会を開くとともに、山際日銀総裁を参考人として質疑をする等、審議の周到を期した次第であります。予算審議に当りましては、内政、外交諸般の問題について広範囲にわたり熱心な質疑応答が行われましたが、以下、そのうちおもなる事項について簡単に御報告申し上げます。

まず、「予算編成の前提としておる経済諸条件の見通しが、あまりにも樂觀的に過ぎるが、世界景気の最近の基調から考え、来年度の国際収支は悪化する一方、国内においても予算規模の拡大等によるインフレのおそれが多いのではないか、また、最近、日銀の

とった公定歩合の引き上げは、その警戒的措置ではないのか」との質疑がありました。これに対し大蔵大臣より、「世界景気は、来年度も大体好調の維持が予想せられ、経済外交の推進等、輸出の振興に努力すれば、輸出二十八億ドルの達成は可能である。輸入については輸入原材料在庫が多いので三十二億ドルに抑制し得て、国際収支は見込み通り均衡すると思われる。また、国内物価についても大体心配はない」と旨答弁があり、また日銀総裁より「今回の公定歩合の引き上げは、経済界、金融界の現状に対する警戒信号という意味ではないが、日銀としては今後の推移に即応して、いつでもその機能を発揮し得る態勢におくという意思表示の一つである。来年度予算は均衡財政であることは認めるが、執行に当っては、特に経済界に急激な変化を与えないよう、慎重な配慮を要する」と旨答弁がありました。

次に、減税の問題について、「政府は一千億減税を誇示するが、その実態は、高所得階層に片寄っている、減税の恩恵を受けない階層は、運賃値上げ等によつて、かえって生活困窮に陥るのではないか、また、所得税減税に重点をおいて直接税、間接税の関係、所得税、法人税等の均衡についての配慮がなされていないのではないか」という質疑がありました。これに対し大蔵大臣より、「所得税の減税割合で

は、低所得者の方が高所得者より高率にいたしておる。直接税、間接税の現行比率はおおむね妥当と思われるが、法人税については、今回は中小法人の減税に重点をおき、法人税全般については将来の自然増収の推移に応じ軽減合理化をはかりたい。配当所得、租税特別措置等についても、将来さらに再検討して行く方針である」との答弁がありました。

次に、社会保障問題につきましましては、「政府は国民皆保険を旨とし、来年度、五百万人の国民健康保険被保険者数の増加を見込んでゐるが、予算で見ている事務費が過少にすぎ、地方財政窮乏の折柄、これが実現は困難ではないか、また五人未満の零細企業については、政府管掌健康保険によるべきではないか」との質疑がありました。厚生大臣より、「困難な事情は予想せられるが、四カ年計画の目標は堅持し、事務費についても来年度ある程度引き上げたが、さらに、実態に即応した国庫負担に努め、市町村の熱意にこたえない、零細企業については、財政負担の関係もあり、慎重に検討したい」との答弁がありました。

防衛問題につきましましては、日本の独立を完成するため、現行の不平等、片務的な安保条約、行政協定を改廃する意思はないか、岸首相が訪米の際、日本が海外派兵など、新たな軍事的義務を負わされることがないかと約束できる

か、また、原水爆兵器の持ち込みは断わるといふが、革命的戦略構想の時代において、日米共同防衛の体制をとる以上、こぼみ切れないのではないかと、などの質疑がございました。これに対し、内閣総理大臣より、「安保条約、行政協定は全面的に再検討すべき時期に來ていると思うが、日米共同防衛の体制はなお維持する必要がある、安保条約第四条に期限をつける意思は、差し当りはない。訪米の際は、一般的な話し合いをするのであつて、防衛問題にも触れるが、憲法に反すること軍事義務を負うようなことは考えない。原子兵器の持ち込みについては、現在まで何らアメリカ側から意思表示もなく、また、万一あるとしても、断固断わる信念である」と旨答弁がありました。

次に、地方財政の問題であります。地方財政健全化政策の最後に残された最も重要な問題である地方債の措置について、本年度の措置はきわめて不完全であるし、これを根本的にはどう処理されるのか」という質問がございました。これに対し、自治庁長官より、「本年度は、さきの補正予算で計上された地方交付税のうち、八十六億円をもつて、三十三年度に償還される給与関係費公債の分は全額と、一般公共事業等三種の施設費公債については、その利子の半分を交付税の中でまかなうことにした。この措置は、三

三六八

十二年度に限り行ふものであつて、十三年度以降については別個の法律を設けて、予算上も独立した地方債対策を講じ得るよう政府として努力したい」と答弁され、大蔵大臣は、「公債の元利償還費を基準財政需要の単位費用に入れることも問題があり、自治庁長官の言われた方法にも問題があると思うが、将来の財政計画を十分勘案して、地方財政の健全化を進めたい」と答弁されました。

次に、国家公務員の給与改訂について、「政府は人事院勧告をどう取り扱うのか、近三公社五現業について仲裁裁定があれば、それとの均衡をはかる必要はないか」との質疑がありましたが、内閣総理大臣より、「政府としても、勧告はできるだけ忠実に実施するが、職務であると考え、今回の給与改訂案を作成した。今後も勧告は尊重するが、仲裁裁定があつても、直ちに一般公務員につけ加える考えはない」との答弁があり、人事院総裁より、「勧告は、毎年三月を基準として調整するので、その後の推移については、七月ごろに調整を終るため、現在は全く白紙である。人事院としては、法の建前から、生計費及び民間給与との比較において勧告するものであるから、三公社等とは、ある程度の均衡は必要と考えるが、必ずしも同一水準にしなければならぬとは考えていない」との答弁がありました。そのほか、食糧特別会

計の赤字に關連して、米価の問題、国鉄運賃の値上げと輸送力増強五カ年計画の問題、住宅対策などにつき、活発な論議がなされましたが、これらの詳細は会議録について御承知を願います。

かくして、本日をもちまして質疑を終了いたしました。討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して湯山委員より反対、また、自由民主党を代表して安井委員より賛成、また、緑風会を代表して森委員より賛成の旨、それぞれ述べられました。これをもつて討論を終り、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十一年度予算案は、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野圓平君) 三案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。天田勝正君。

〔天田勝正君登壇、拍手〕
○天田勝正君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和三十一年度予算案三案に反対いたします。その理由を明らかにせんとするものでございします。

反対の第一の理由は、政府の予算編成の前提が、全くくずれ去つたという点であります。政府の予算編成の前提は、国民総生産と国民所得は増大し、世界景気は好況を維持し、輸出はますます好調を続け、国際収支はほとんどんとであるといひ、卸売物価は若干上昇するにいたしても、消費者物価は横ばい

を続け、国民生活を圧迫しないといふのであつたのであります。

この前提の甘いことは、予算委員会の公聴会において、稲葉秀三氏、東大の武田教授、立大の藤田教授、また京大の桑原教授等の公述によつても明らかであるところでありました。また、世界景気の家元アメリカの経済動向は、停滞から下降に向いつつあります。さらに、これが下期には下降を続けるであらうことは、私どもの指摘のみならず、岸内閣のバックである財界もひどく憂えておるところであります。また、国際収支については、政府は本年上期の外貨予算を、委員会審議中にこれを公表することを避けてきたのであります。ところが、時間切れになるところから、ようやく昨日、閣議の決定をみまして、これを公表されたのであります。

この発表をもつていたしまして、赤字が上期において一億二千六百万ドルとなりまして、年間の赤字は二億五千万ドルをこえると推定されるのであります。この面からしても、政府の樂觀論はくずれ去つたと言わなければなりません。

次に、消費者物価は横ばいで、国民生活を圧迫しないという龍弁は、後に詳しく申し述べたいのでございします。要するに、国民総生産は、前時代

的な労働条件を維持することを支柱としたしまして増大するではありません。したが、分配国民所得は庶民大衆のものにならないことが、予算審議を通じて明らかにされたのであります。

反対の第二の点は、政府は、さきの前提に立つて一千億の積極政策と一千億の減税という、まことに国民にとつては耳ざわりのよい方針を打ち出したのであります。ところが、元来この目標が掲げられるに至つたのは、きのう、きょう成立いたしました岸内閣の功績では絶対にございしません。歴代の保守党内閣が、いわゆる貧乏人食糧論や、中小企業首つり論の実現をいたし、大衆を政治の庇護の圏外に放置いたしました。大衆の耐乏生活の集積が、今次の二十億になんとなんとするいわゆる税の自然増収に現れたのでございします。から、この際、何をいっても、目の当らない庶民大衆に、まず、あたたかい手を差し伸べなければならぬと思ふのであります。しかるに、三十一年度財政投融資計画は、三千二百四十六億円の巨額に達し、昨年度よりも六百七十三億円の増加と相なつておるのであります。この神武以来の投融資の内容容は、電力、開墾等に集中いたして、ますます大資本擁護の政策を強化しておるのであります。また、昭和三十一年度補正予算において、一般会計から三百億円の資金を産業投資特別会計に繰り入れまして、その使途は依然とし

て明らかにされておらないのであります。財政法の精神をじゅうりんし、歪曲するなど、無理を重ねつつ、やがてこれまた大資本擁護に使われることは推定にかたくなのであります。かかる傾向は、断じて大衆のためのものではないと存するのであります。(拍手)

次に、本予算案は、昨年度に比して一千二十五億円の増額であります。その内訳は、五百億円は事務的自然増であり、残り五百億円が新たな施策に使われるのであります。しこうして、その増加費用の最大なるものは、地方交付税の二百三十九億円、道路整備費の二百億円等であつて、確かにこれらも名目的にはけつこうな増加でありますけれども、直接には庶民の救いにはならないのであります。庶民の救いには、社会保障費、実質七十億円の増加にすぎません。これを資本擁護の諸施策と比較するとき、いかに保守党政権といえども、あまりに片手落ちと言わなければなりません。

第三に、政府が誇る一千億の減税についてであります。これは去る二十九日、租税三法が上程されました際、同僚、椿君の討論によつてきびしく批判されましたので、ここに詳述は避けさせていただきます。ここに詳述は避けさせていただきますが、実質は七百二十億円であることは、予算書によつても明らかであります。さらに地方譲与税関係の増五十一億円を差し引きますなら

ば、六百六十八億円と相なります。これに鉄道運賃の値上げ三百六十五億円、また三十二年度分だけの食糧の赤字百四十二億円等、大衆の負担増は、一千億減税のかけ声にもかかわらず、六百六十一億円にすぎないというバランス・シートに相なるのであります。また減税の大部分を占めます所得税関係におきましては、減税の該当者は一千二十五万人、その家族を含めまして、わが国全人口九千三十三万人のうち、国民の七三%六千五百万人の大衆は、かけ声のりっぱなこの減税には全く無縁の人々であることを忘れてはなりません。(拍手)さらに減税の恩典に浴する者を階層別に比較してみますと、二十五万円の所得者の軽減率は一〇%でございますが、減税の額は、わずかに三百七十五円にすぎません。所得五十万円の者は、軽減率は五〇・九%と下りますけれども、減税額は二万六千七百三十円となり、所得二百万円ならば、軽減率は四〇・九%に下りますが、減税額は二十八万六千三百七十円に達するのであります。これが一千万の高額者は、軽減率は二八・六%でございますが、減税の額は、実に百六十二万二千九百円に相なるのであります。何人も、減税の率に喜びを感じる者はないのでございまして、税額が幾ら安くなったか、また、その税金の減額によって自分の生活が幾ら

楽になったかに喜びを感じるのだと思ふのであります。以上の階層を生活の向上の面から比較いたしてみますと、所得二十五万円の者は、わずかに一万余の十五の向上にすぎません。五十分分では百分の五・三四になります。二百万円では百分の一四・三一の向上に相なります。また、一千万円では一六・二一の生活向上となるのであります。高所得者は、低所得者に比べて生活が百倍以上楽になるのであります。この矛盾を政府も認めておるのであります。その言い分は、税を納めない者に恩典の道はなく、低額納税者には、わずかしこ恩典が与えられないのであります。これは、もしこの言葉を税務官僚や経済学者が言うならば、いざ知らず、政治家の言葉としては、現代には通用いたさないと存するのであります。(拍手)

一方、税制においても資本家擁護の政策を依然として続け、租税特別措置法の改正に当つても、税制調査会の答申を尊重したと言いつながら、不徹底に終つております。改正後といえども、依然としてこの措置法によつて一千三百十七億円の特典が残されておるのであり、さらに不勞所得の最たる配当所得においては、控除率を引き下げて、名目的には国民の感情をやわらげながら、実体は、税率の緩和によつて課税の最低限を百二十八万円から百四十四万円まで無税とするのみならず、一千万円までの所得者でありまして、なお従前よりも有利にしているとも、利子所得においても一年以上の預金は依然無税にするなど、その資本擁護の方向は実に明白であらうと思ふのであります。

反対の第四点は、政府は、卸売物価は上昇しても、消費者物価を押えて生活を圧迫しないと言ふのでありますけれども、物価の値上りを押えるには、まず政府みずから範を示して、政府機関の値下げを断行すべきであらうと思ふのであります。しかるにもかかわらず、今回、国鉄運賃を値上げしようとすることは、まことにもつて了解しがたいところでございまして。この問題も、すでに去る三十日の本議場において、同僚、衆参両院によって論ぜられておりますから、詳細は省きたいと思ひますが、昨年、運賃値上げを言い出した当時は、経営が赤字であること、唯一の理由としたのであります。ところが今年に入りまして、この主張は消え去つて、五カ年計画遂行のためであると、その理由を転換いたしております。これは、国鉄当局すら認めております通り、三十一年度の自然増収百五十億円と言われ、経済評論家は一致して、二百億円の自然増収ありとされているのでございまして、この点からも運賃値上げの理由の一端はくずれたのであります。また、三十二年度に

おいて五%の伸びがあるということ、政府の答弁で明らかでございまして、現在、運賃値上げは理由にならなかつたのであります。(拍手)政府の言うがごとく、かりに五カ年計画を遂行いたしまして、その後において輸送が三〇%増強されたとして、その三〇%が全部収益部分とならないにしても、その半分以上が、いわゆる質的に増強され、残る半分以上が収益増加と見ましても、この金額は六年後には八百二十八億円となるのであります。別にこれに対する運営費あるいは維持改良費等が五百三十億円増加すると見込みましても、六年後には資本部分も含みまして、年間六百億の増収と推定されるのであります。もし、投下資本を財政投融资あるいは借入金などでまかなひますならば、今日、大衆負担の運賃値上げは避けることができると思ふのであります。

さらに、政府の主張を全面的に信頼するといつたとしても、五カ年計画の年度割工事費は、毎年一千億円でありますが、この額は実に平年度の二・五倍に当ります。一方、目下の実情は、調査に手をつけるといふ状態でありまして、計画の仕事量は、とうてい遂行できないのであります。また、一割三分の値上げと称しておりますけれども、旅客運賃は、最低でも一割三分であるのみならず、利用率の高い大都会の周辺では、ほとんど二割の値上げに相なつてゐるのであります。その欺瞞ぶりに驚かざるを得ないのであります。かような政府の態度であります。がゆえに、私鉄あるいはバス会社二百社のうち、すでに三分の二は、運賃値上げを申請している状態であつて、ガソリン関係の税六千五百円の大増値上りのね返りとともに、大衆の生活を圧迫いたしますことは必至でござい

(拍手)

次に食糧會計と消費者米価の問題であります。この問題は、補正予算を審議いたすに當つて、大きな問題として取り上げられたところでございまして、一応補正において、三十年度分赤字だけは補てんいたしました。しかし、三十一年度分赤字百六十一億円、三十二年度の見込百四十二億円は、依然今後の問題として残されてゐるのであります。このために政府は、さきに消費者米価値上げによつて、これを解決しようといつたしまして、一たん閣議決定をいたし、その後の情勢の変化によりまして、それが、たな上げにはされませんでしたけれども、しかし、特別調査会なるものを設けて、結局値上げを合理化しようといつたことは、その委員の任命が政府の恣意によつてできることからも、その結論はすでにきまつておると同様であらうと存するのであります。かくいたしますれば、消費者の生計を圧迫するのは、ただ時期がずれたにすぎないという結果にならうと思ふのであります。

次には、農林関係の予算でございますが、これまた、きわめて冷淡でありまして、食糧増産費は、若干増額したとして二百七十億円を計上いたしております。しかしながら、この計上によつて、食糧増産を百五十万石見込んでおるのでありますが、一方におきましては、農地の墾殖、人口の増加等によつて、どうしてもわが国は、毎年百五十万石を必要とするのであります。従いまして、差し引き逆で、政府の施策は四十万石の減となるということでありまして、かかることからして、政府の経済計画の大綱によりまして、農家経済の伸びは、他と違ひまして、わずかに四％しか見込み得ないという結果になつて現われておるのであります。かような状態でありますから、依然として、農政待遇は保守党の政策であると言ひ得るのであります。

次に、地方財政でございますが、今日、国家予算は拡大予算をうたい、これに反しまして地方財政は、依然として六百億の赤字財政を放置したままであり、加えて所得税の減税に伴うその収入減には、三分の一しか補てんしたにすぎません。かかる実情の中に、地方税もまた減税すると言いつつ、一般庶民負担は増大し、これに反しまして、芸者花代の減税をはかるなど、保守党の性格、面目躍如たるものがあると思ふのであります。(拍手)

次に、完全雇用の欠陥を指摘いたさなければなりません。完全雇用のか

け声は、言葉だけでも、失業者、潜在失業者にとりましては、春のそよ風のごとく快く響くのであります。しかし、政府の経済計画によりまして、完全失業者は、前年度同様六十万人になつておるにもかかわらず、予算におきましては、逆にこれが二万五千人の減として計上され、しかも、寛春防止法の完全実施をいたしますならば、この面からも二十万人の失業者が出て参ります。この二十万人の失業者は、何ら計画に入つておらないのであります。これは一体失業対策に不熱心なのか、あるいは寛春防止法をやらなかつたものか、そのいずれかであらうと思ふのであります。また、全労働者二千五百四十六万人中、週六十時間以上働いておる労働者は、六百四十九万人を数えるのであります。この労働者は、言ひまでもなく、低賃金のため、やむなく残業と超勤によつて生計を維持いたしておるのであります。一方には失業者、潜在失業者が多くあるのに、長時間労働者との調整ができません。は、労働政策の貧困と言わなければなりません。また、共かせぎは九百五十万人おられますし、月四千円未満の勤労者は、八百六十六万人の多数を数えるのであります。この対策も、予算審議を通じては絶無と言わざるを得ません。ここに於いて、わが党は最低賃金法、家内労働法を先般提案いたしましたのであります。その提案の理由

は、現政府の労働政策の貧困を補わんとするものでございます。(拍手)これが審議に當つては、どうか同僚議員各位の御賛成あらんことをば、この際お願い申し上げておくものであります。(拍手)

次に、社会保障の充実、なかならず国民皆保険の問題であります。これはまた政府の重大施策の一つとして取り上げられたのであります。ところが、先にも述べましたように、その社会保障の予算は、実質七十億円の増額にすぎません。拡大予算と高額所得者減税と対比いたしますならば、あまりに冷たい措置と言わなければならぬと思ふのであります。また、健康保険法の改悪案は、若干の修正を見たのであります。この修正の骨子は、結局、患者負担を増す点でございまして、この点から見ても、社会保障の逆行であると言ひ得ると思ふのであります。国民皆保険のよりどころである国民健康保険法の改正につきましては、去る二十八日、本院の社会労働委員会におきまして、神田厚生大臣が、改正案を今期国会には提出しないと言明したのであります。公約違反もはなはだしいと言わなければなりません。(拍手)

さらに住宅政策が、庶民住宅重点から高級住宅重点へと移行しつつある問題、あるいはまた防衛関係費の内容、

原子兵器の持ち込みの問題等、幾多批判いたしたい点がございしますが、時間の都合上これらを省略いたします。実に欠陥の多いこの予算案に対して、わが党は、さきに予算大綱を提示して世論に訴へますとともに、保守党政権下におきましても、なお手直しをすることによつて、よりよき予算案を作ることが可能なりと信じて、衆議院の段階において、保守党政権下、可能な修正案をもつて自民党と協議をいたしたのでありますけれども、かようなさやかな修正案に対しては、頑迷にも応ずるところがなかったものであります。かような状態でございます。まして、ここに日本社会党は、もちろん協力関係にある勤労大衆の意思を代表いたして、この予算案に絶対反対の意思を明らかにし、ここに私の反対討論を終るものでございします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 左藤義詮君。
〔左藤義詮君登壇、拍手〕
○左藤義詮君 自由民主党を代表いたしまして、昭和三十一年度一般会計予算案二案に対し、賛成の意を表するものであります。

本案審議の日程がかなり窮屈であつたにもかかわらず、野党の諸君が公明正大に審議に協力せられ、欠缺なく年度内に予算の成立を見ますことを喜ぶもつて喜びたいとします。(拍手)二大政党内、主義、政策で堂々対立論議すべきはもちろんであります。過度の摩擦や闘争を避けて、国会運営を正常化するとは、民主政治の最大要件でありまして、春とともに病氣も快方に向いつつある石橋前首相も、さぞかし満足しておられることと存じます。つつしんで社会党の同僚各位に深甚の敬意を表する次第であります。(拍手)

さて、本年度一般会計予算は、一兆一千三百七十四億という未曾有の大規模となりました。ただいま天田議員は、その数字の膨大を非難されましたが、こゝ一両年の日本経済のすばらしい発展にかんがみすれば、決して過大なものとは言へないのであります。御承知のごとく、経済復興のテンポは、過去二年にわたつて特に顕著でありまして、昭和二十九年に比べて、昭和三十一年度は、鉱工業生産が一・五％の増、輸出が三〇％の増であり、さらに昭和三十一年度には、三十年度に比べて、生産二一％、輸出二〇％の増加となつておるのであります。昭和三十一年度の生産力を戦前に比べてみますと、実に二二七％に上るのであります。その生産力が国民の生活を潤し、輸出の伸張となつて、わが国の経済をささえておるのであります。一兆一千三百七十四億という数字は、一見いかにも膨大に見えますが、国民所得に対する予算の割合が、前年度の一四・八％に對し、本予算ではむしろ減少して一二・九％にとどまるという事実を見ましても、この数字がきわめて健全であることを物語るのであります。(拍手)

願ひて、あの惨たんたる戦中戦後、イモの葉っぱを食べたり、こじきのよいうなボロを下げたあの当時に比べまして、よくもここまで立ち直つたものだと、うたた感慨にたえません。あれほどのひどい打撃のどん底から、これはどうもやかに立ち直つた事例は、世界の歴史にもまれでありましょう。これひとえに、勤勉にして能力高き国民諸君のたゆまざる努力と忍耐の結果にはかなりませんが、十余年間、主としてこの難局を背負つてきた保守党の財政政策が、幸いにして大過なかつたことを喜びとする次第であります。(拍手)

右のごとき国民経済の上昇を反映して、国家財政も著しく改善せられ、昭和三十一年度には、税収は予算の見積りをはるかに上回つて、一千億という自然増が見込まれるに至りました。この勢いで参りますと、昭和三十一年度におきましては、一億二千億の自然増収が予想されるのであります。この財政の著しい改善に際して、わが自由民主党は、一千億を減税へ、一千億は重要政策の積極的な推進に振り向けることといたしました。一千億減税、一千億施策という、わが党の予算編成方針が、どれほど歓迎せられ、期待せられてゐるか、ほうはいたる世論の証明するところであります。(拍手)

まず、第二の一千億減税について、申すまでもなく、わが国民は、戦後特に過重の税金にあえいで参りました。

戦前に比べて約二倍、しかも戦前は、間接税が過半を占めておりましたのに、今日では租税の体系は、直接税中心となり、所得税だけについて見ますと、実に約六倍という重さになっております。所得税の課税の最低限は、今日では大体二十四万でありますが、戦前には、これが大体六十万くらいまでは所得税を払わなくて済んだのであります。

一方、税率を見ると、これは非常に急進的でありまして、カーブが急でございまして、最初の税率一五%が、五十万円になると四〇%になり、百二十万円では五〇%、五百万円以上になりますと最高の六五%が適用され、諸外国とは比較になりません。これでは勤労意欲も向上せず、貯蓄の奨励も、資本の蓄積も十分を期することはできません。こうした国民の重い租税負担を軽減するために、わが党は、過去数回にわたつて、累計四千五百四十億円の減税をいたしました。ただ、過去の減税におきましては、とりあえず諸控除の引き上げが主となつて、四千五百億の八割までがそれに注がれたのであります。今回はこの不均衡を調整して、税率の引き下げに重点を置き、減税総額の大体七割を税率引き下げに、三割を控除の引き上げに充てておるのであります。戦前との比較において、中堅の所得層の租税負担が特に重くなつてゐるのが、これによつてようやく均衡に近づいたのであります。天田君は先ほ

ど、この減税が非常に片寄つてゐるといふ御説でありましたが、わが党が多年努力して参りました六回の減税を総合せられましたら、その当らざることをおぼろになるでありません。

(拍手)減税の恩典に浴しない階層の多いことを攻撃されますが、すでに控除引き上げで所得税を納めていない人、すなわちゼロから、さらにマイナスすることとは算術的に不可能なことであります。従来、最もしわ寄せられていた国民中堅層の負担を軽減して、明日からの勤労に励みと喜びをもちたらしめることは、何といふ明るいこととございましょう。給与所得者のみならず、個人営業者においても、所得税において平年度百二十億以上の負担の軽減となるのであります。そのほかに、中小法人に対しては、百万円までの課税所得に対する法人税と事業税の引き下げ、個人事業に對しても年五十万円までの課税所得に對しての事業税の引き下げと、中小企業の機械設備の償却には特別の考慮を払ふこととし、また、中小企業を対象とする第四次の資産再評価を行なつて、税負担の軽減合理化をはかつたことなどによつて、中小企業者は、所得税の軽減以外に、なお、年百億以上の税負担の軽減を受けることになつておるのであります。(拍手)仁徳天皇は、三年みづきのをとおめて國を富ましめられました。私も、私どもは、岸内閣が国民多数の支持によつて、さらに明年も明後年も、あまねく広く

の仁政を拡充せられるより、心から念願をいたす次第であります。

本予算の第二の柱は、一千億の新しい財源による積極的な経済拡大、特に基礎産業の隘路を除去して、明日への経済飛躍と雇用の拡大に資せんとすることであります。まず、鉄鋼については、輸入税の免除によつて、鉄鋼需給の安定化をはかることに、設備の近代化による増産に全力を傾注いたします。

輸送においては、道路の整備と国鉄輸送力の増強、本年度三百五十億円であつた道路費を、一挙に二百億増額して五百五十億と、別に道路公団の事業費を八十七億から百三十五億に増額して、この予算によつて、一般国道は、前年度に比し約六割の増、公団道路については、倍増の建設が可能となり、多年の懸案であつた関門トンネルが完成するほか、名古屋、神戸間の高速自動車道も、いよいよ着工の運びとなるのであります。国鉄の輸送力につきましては、三十二年を起点として、五カ年間、約六千億の巨費を投じて、幹線輸送、通勤輸送の改善、電化その他の近代化の促進に乗り出すことになり、本年度予算におきましては、前年度の倍に近い一千六十九億円の工事費を計上しております。その画期的な五カ年計画遂行のために、国鉄運賃が一割三分の引き上げを余儀なくされましたが、もとより国鉄の運賃は、他の一般物価の値上りに比較して非常な割安になつており、一般物価の戦前比三

百四十倍に對し、貨物運賃は百六十七倍、旅客運賃はわずかに百二十倍にとどまつてゐるといふ実情を考えますとき、国鉄輸送力の画期的な増強のためには、この程度の運賃の値上げは、やむを得ないものとして了承せざるを得ないのであります。これによる物価の値上りを心配されますが、運賃の影響はわずかに一%、それよりも滞貨を一掃して流通をよくする方が、はるかに物価を抑えるのであります。

隘路の第三、電力につきましても、開発銀行の融資の増額、電源開発公社の開発費の増額、公営発電への政府資金供給額の増加、その他三十二年度に財政から供給する電力開発関係の資金は、前年度の六百二十億に對して二百四十億も増額され、八百十六億に達してあり、これによつて三十二年度の発電量は、前年度よりも二・八%の増加を見るのであります。このように経済拡大の隘路打開のために、大幅な資金増額が行われておるほか、国土総合開発の促進、科学技術の振興、貿易の振興、食糧増産及び農林漁業の振興等、経済拡大に資するための経費が著しく増額されておるのであります。時間的關係上詳述を避けまして、ただ一点、中小企業の育成振興について、国民金融公庫、中小企業金融公庫の資金の大幅増額、商工中金の金利引き下げ、信用保証協会の保証業務の拡充等、各般の措置をいたしております。

さきに申しました税制上の優遇と相待ち、さらには目下審議中の中小企業団体の、中小企業の振興に大いに役立つものと確信するのであります。(拍手)

最後に、本予算案の最大の特色とすると、これは、民生の安定、向上、特に住宅建設の促進と社会保障の拡充であります。わが党は、昭和三十年鳩山内閣当時、住宅建設十カ年計画を樹立し、二百七十万戸に及ぶ住宅不足の解消に努力して参りましたが、その期間をさらに短縮して、おおむね五カ年をもって住宅不足の解消をはかることとし、このため公営住宅、住宅公団、住宅金融公庫の資金を思い切つて増額しておるのであります。一世帯一住宅の夢が実現するの決して遠い将来ではありません。(拍手)

また、社会保障の面におきましては、生活保護の基準の引き上げ、母子加算の増額、児童保護費の増額、母子福祉貸付金の国の負担率の引き上げ、遺族に対する援護費の増額等、社会保障の充実に努めておりますが、なかなか特筆すべきは、国民皆保険、母子年金、老齢年金制度創設への第一歩を踏み出したこととあります。国民保険法の改正が、今国会の間に合いかねたことは、まことに遺憾であります。が、予算面におきましては、新たに五百万人の加入者の増加が予定されております。母子年金、老齢年金の制度は、とりあ

えず創設準備費が計上されておりますが、この実施に踏み切つたことは、非常に大きな意味を持つものであり、明年度以降には、大きな財政負担が約束されていくのであります。これは、わが国の社会保障制度における画期的な前進でありまして、天田君が、先ほど仰せられました日の当りぬ階層、減税の恩恵に浴しない人々に対し、わが党は、かくのごとく力を注いでいるのであります。社会主義政党が、多年夢想せられた社会保障は、まさにわが党によつて現実化しようとしているのであります。(拍手)

かくのごとく、昭和三十一年度予算は、大幅な減税を行つとともに、一方において、経済拡大の基盤を整備するために多大の資金を振り向け、他方において、社会福祉の向上に資すべきもろもろの施策を取り入れており、健全にして積極的な予算であるとして、われわれは全面的に賛成の意を表するものであります。(拍手)

さきに天田君は、愛国の至誠をこめて、本予算がインフレを招来しないかと心配されましたが、公聴会における公述を聞きまして、本年度は、閣の見通しを見ましても、本年度は、インフレにもならず、デフレにもならない中間の道を行くであろうという意見が大勢を占めておるのであります。ただ、少数とはいえ、天田君のごとく、インフレに対する強い警告がある

という事実は、政府においても率直に認めなければなりません。特にインフレ助長の心理的要素、すなわちインフレ警戒論が、架空の需要を呼び起すときこそ、物価の騰勢に拍車がかけられるのであります。政府が、財政金融の緊密なる連繫によつて、敵にインフレーションの要因を抑えることを要望するとともに、祖国を愛し、子孫を思うまじめな国民諸君が、あくまで浮華を戒め、勤儉を励まれないことを、この壇上から切にお願いいたすものであります。政治の要諦は、先んじて憂い、おくれて憂はむにあり、綱紀粛正を使命とする岸内閣が、本予算の執行に当り、あくまで厳肅、慎重に、厘毛といえども、この国民の膏血をおろそかにしないよう、特に要望いたしまして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 千田正君。
〔千田正君登壇、拍手〕
○千田正君 私は、ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計及び特別会計並びに政府関係機関予算について、反対の意を表するものであります。(拍手)

なぜならば、政府並びに与党の諸君があまりにも朗らかならうばを吹き過ぎて、われわれ国民は、非常に不安の念にかられているからであります。真に国を憂い、真に民生を憂うものは、まさに万世のために命を断つというだけの信念を持たなければ、今後の

日本の独立は期せられないと思ふから、私は反対するのであります。

池田大蔵大臣は、その財政方針を述べるに当りまして、三十一年度予算は、収支が均衡をえておれば、財政規模は大した問題ではないと説明して、インフレ化の心配がないがごとく豪語しておられるのであります。が、一千億円の予算規模拡大と、財政投融資の増加六百七十三億円を合わせると、これが物資への購買を刺激して、特に生産財の需給を窮乏にし、輸入増を来たして、国際収支のアンバランスとなり、国内インフレに至る方向へ進むことは、火を見るより明らかであります。

以下、その理由を述べて、政府の考慮を促したいと思ふのであります。

反対理由の第一点は、本予算及び財政投融資計画が、内外経済の現状、見通しから見ましても、インフレ要因を包蔵していることとあります。

池田蔵相は、国会における財政演説で、世界の景況は、多少の波動はあるにしましても、今後もなお高水準を維持し続けると言われてはおりますが、われわれは手放しに池田蔵相の言葉を信ずるわけには参りません。その理由の一つとしては、国際収支のバランスは、本年に入つて、二月の国際収支を見ましても、一月に引き続き六千三百万ドルの赤字であります。これは、仏貨債の支払いや特需収入が少かつた点

もありますが、根本的には、輸出が伸び悩んで、二月は二億三千三百万ドルと、三十一年度の月平均約二億ドルと変らないのに対して、輸入は二億七千八百万ドルと、最近にない最高の数字を示しておるからであります。しかも、三十一年度上半期外貨予算の発表によりますと、上期二十六億四千三百万ドルを公表するに至つて、石油、食糧、繊維原料あるいは肥料原料、鉄鋼原料の輸入に十分の予算を計上したから、物価は上らないというのは、あまりに甘い見通しではないでしょうか。むしろ輸出の前途には樂觀を許さぬ悲觀材料が多いのであります。国際収支アンバランスの不均衡が財政に及ぼす影響は多く、インフレ要因十分とわれわれは見ざるを得ません。

反対理由の第二点は、いわゆる一千億の減税施策により、国民生活の上に、あるいは国民所得分配の上に、ますます不均衡を拡大して行くこととあります。すなわち千九百九十二億円の所得税減税の恩恵は、先ほども天田君が指摘しておりましたが、国民の七三、六千五百六十八万人に達する所得税を納めていない低所得層の人々には及ばないのであります。しかもこのような低い所得層は、地方税、間接税を多額に納めており、三十一年度においては、四百億円前後の間接税が、この低所得層から増徴され、高額所得層の減税の財源に充てられるという矛盾

があるからであります。一方、減税内容を見ますに、年所得五十万円をこえる納税者は、全体のわずかに七割にすぎないのに、減税額は七百億円、これに対し、五十万円以下の納税者は九割を占めるのに、減税額三百億円という、上に厚く下に薄いという不均衡があるのであります。さらに鉄道運賃の一三割の引き上げによる増収三百六十五億の約七〇%、約二百五十五億円、私鉄バスの値上げ、タバコの増収五十五億円等は、この低所得層の負担増加となり、ますます苦しい生活にやがて追いやられる結果となると私は断ぜざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、完全雇用についてであります。政府は一千億施策について、完全雇用を掲げておりますが、経済企画庁の三十二年度経済の見通しを見ますと、明年度新たに加わる労働力約九十万人に対し、国民総生産七・六%の伸びによって、八十九万人を吸収すると見込まれておるのであります。この数字は、労働人口の増加見込数と一致し、雇用者数はふえても、失業者数は変わらないということになります。現在六十万人の完全失業者、さらに一千万になんなんとする潜在失業者や不完全就労者は、全く救われないということになっております。一方において、今日この程度に顕在的な失業者が食いとめられておるといふ事実は、農村における過剰就業

という事実を土台にして成り立っているという事で、この点も見のがすわけにはいきません。政府が標榜しておるところの完全雇用の道は、農業においては過剰就業あるいは潜在的大量の失業者をかかえたまま、他産業における雇用の問題を解決するという形では、完全雇用の解決にはならないのであります。さらに、インフレの積極政策で、たとえ一時的に雇用が増大しても、完全雇用への増進な発展は望めないと私は思うのであります。

反対理由の第四は、農林漁業対策並びに公共事業費についてであります。農林予算の拡大予算総額に対する比率は、一・二%低下いたしました。食糧増産対策費百七十億円、百万石の食糧増産が見込まれても、農地の壊廃あるいは人口増によるところの増産必要量百五十万石に対しては四十万石の後退となっております。さらに明年度経済計画の大綱に、鉱工業生産の伸びを二・五%に予定しておるのに、農林生産の伸びは、わずかに〇・四%にしかすぎないのであります。農林省の推計によりまして、食糧の生産並びに国内における消費が現状のままに推移いたしますと、消費人口の増加と農地の壊廃によって、昭和三十五年における米麦の不足量は、約六百万トンに推定されるのであります。これは米に換算して約四千万石ということになります。このような問題が出てお

るときに、食糧自給に対する予算は、前にも述べましたように年々減少してきておりまして、農村あるいは漁村等におけるところのいわゆる基礎産業は圧迫されつつあるのであります。ことに増産のため、必死の開拓者に対しては、開拓行政は、新たな観点のもとに立て、この人たちの意欲を十分に伸ばすべきではないでありまして、私はつくづく、こうした問題についての現政府の政治の貧困を嘆かざるを得ません。

次に、災害復旧費は昨年度に比べて四十四億円の減少になっております。災害復旧率は、三十二年度末において、昭和二十八年の災害が八五%、二十五年の災害がよりやく一〇〇%復旧されるにすぎないという現状において、災害復旧費が約一〇%も減少しているという事は、災害復旧に対して誠意のないことを立証しておるのであります。三年間に完全復旧してこそ、年々災害に悩む国民の要望にこたえるゆえんであると思ふのであります。

たことは冷酷であり、生活保護は受けていないが、ボーダー・ライン層は、全国で九百万から一千万人に上ると言われる、この階層に対しては、何ら見出すべきところの対策は打ち出されておらないのであります。さらに、失業対策の対象人員を三十一年度の二十四万八千人を二十二万五千人に減らし、失業対策費は、給付単価を五%引上げたにもかかわらず、三十一年度より三億円削つておるのであります。給付単価五%の引き上げも、運賃やバス代の値上りにより相殺されるということになるのであります。さらに、住宅問題あるいは国民健康保険の問題等、数えれば数限りのない政治の貧困を私は追及せざるを得ないのであります。

最後に、地方財政におきましては、地方財政再建促進特別措置法により再建整備をやっておりますが、それは行政水準の切り下げによって、地方住民の福祉の犠牲において、この赤字を整理しているという状態になっておるのであります。全く地方財政は、行政内容の低下によって憂うべき状態にあると、自治庁すら指摘しているのであり、自治交付税につきましても、所得税の減税に伴う欠陥は、交付税の繰入率を三・〇五%引き上げなければそれを補うのに十分でないのに、地方自治体側の要求が三%引き上げに対し、わずかに一%の引き上げしか認められておらないのであります。実質的には、

二・〇五%は少くなつたと言わざるを得ません。さらにまた、国の財政は拡大均衡予算、地方財政は六百億円という借金予算の計画では、中央と地方財政の不均衡を拡大するものであり、地方債の現在高実五千二百億、この数年を出でずして、地方債の償還額と借入額がひとしくなると言われている地方財政の現状から考えますと、三十二年の公債費の元利補給九十五億円は、三十一年度分の地方交付税の自然増を回すというからくりをしており、自主財源たるべき交付税を特定財源に充てたいしなすならば、不当な処置といふべきであり、かくのごとき処置では、地方債の重圧から地方財政の窮乏を救うことはできないと思ふのであります。

以上、六点をあげましたが、このほかに、戦後十二年、いまだに戦争の犠牲の問題があります。外に向つては、国の賠償の問題、国内においては戦争犠牲者に対する問題等ありますが、今次予算の審議の過程からみまして、神武以来の景気どころか、社会不安への断崖へと進みつつあると断言せざるを得ません。私は政府に対し、真に国民生活の安定を期し、さらに健全財政の理想を達するためには、明らかに今度の財政というものは、むしろ不安へ不安へと進む財政政策であるといふことを、あえて究明いたしました。政府

の猛反省を促して、私の反対討論を終ることいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 森八三二君。

〔森八三二君登壇、拍手〕

○森八三二君 私は森風会議員総会の決定に基づきまして、ただいま議題となっておりまして昭和三十一年度一般会計予算外二件に對しまして、以下申し上げます。政府の善処を求め、原案に對し賛成の意を表明する次第であります。

一般会計予算は一兆一千三百七十四億円であります。前年度に比べまして千余億円の増加であり、財政投融資におきまして六百七十億円の増加が計上されております。さらに、昭和三十一年度予算補正におきまして追加計上せられて、そうしてそれが三十二年に持ち越して使用することになつております。二百億円を加えますれば、まさに二千億円になんなんとする膨張を見るのであります。貨幣価値が変動しておるとは申しますものの、予算規模におきましては、まさに神武以来の大予算と言ふべきであります。

最近における産業経済の異常な発展と、国民所得が八兆をこえるという見込みに立ち得る現状等からいいますれば、さして驚くに足らないというより、説明がなされているのではあります。この膨大な財政規模自身がインフレ的要素を持っておりますこと

は、委員会におきまして、同僚委員多数の諸君が指摘したところでありまして、否定するわけには参らないところであります。さらに他面、鉄道運賃の値上げ三百六十五億円が計上されていること、ガソリン消費税の引き上げ、軽油引取税の増徴等が実施されんとする

のであります。計算上一般物価に影響するところはきわめて僅少であるとの説明であります。ところが物価に及ぼす影響は、ただ単にその部分だけを平面的に計算した程度にとどまるものでないことは今さら申し上げるまでもありません。ここにインフレを招来し、せっかく安定拡大の堅実な発展を示して参りました日本経済を、根底から破壊するに至ることをおそれるのであります。いたずらなる消費は徹底的に抑制するべきであり、進んで貯蓄等、資本の蓄積増成には、格段の努力が払われなければなりません。特に金融と財政の緊密、有機的な運営に遺憾なきを期さなければなりません。政府は異常の決意をもってインフレの回避に対処されたいのであります。

次に、本予算は、最近の経済界の好況を反映する二千億円の達する自然増収を引き当てとして、一千億円減税、一千億円施策を打ち出しているところに特徴を見出すのであります。自然増収の半額が、財政支出に当てられておりますことにつきましては議論のあるところでありまして、ここでは、一応

その議論は避けることにいたしますが、いわゆる一千億円減税であります。もちろん、所得の増加がありますので、平面的に計算することは当然な

いものではあります。予算面だけから見ますれば、三十一年度に対して所得税の軽減は三百二十億円にすぎないのであります。他面、間接税の増徴四百億、国鉄運賃の値上げ三百六十五億等を考えますと、財布から出て行く金額は、大して軽減されないばかりか、階層によりましては、かえつてふえるかと存じます。所得の増加をたな上げにしておいて、負担だけを論ずるのは虫がよ過ぎるというのではあります。しょうけれども、重税に苦しんでいる国民の多数は、現実には財布から出て行く金の軽減を期待しておるのであります。実際問題として、これが具体的解決は、非常にむずかしいことではあります。将来の課題として留意されなければなりません。さらに今日、九千万国民中、七三%、六千五百万は非課税者であり、納税者は二七%、二千五百万であります。その九三%が五十万円以下のいわゆる低所得階層に属し、軽減額のおおむね三百億、残りの七

百億が七%の五十万円以上の所得層に對する軽減になるかと存じます。以上のようないふからいたしまして、いわゆる低所得者及び非課税者は、比較的減税の恩典に浴し得ないのであります。これらの階層中、社会保

障施策の対象となつておる人々に對しましては、十分ではなくとも、それぞ

れ別途に對策が講ぜられておりますから、これらの階層に属する人々を除きまして、残された多数の諸君に對する処遇をいかにするかということが問題であると存じます。大蔵大臣は、かつ

て、「この問題は、世界の政治家が税を取り扱うときに、きわめて大きな悩みとしておるところでありまして、解決はきわめて困難であります。大切なことであるから、鋭意研究して善処したい」といふように申されました。研究の結果、ここで問題になつておる人々が、主として構成しておる各種協同組合の剰余金は、一般営利法人の利益と同一視されるべきものではないことは当然でありまして、戦前、いずれも特殊法人として非課税の取扱いがなされておりましたことに思いをいたされまして、一般法人税四二%に對して三五%に軽減の措置をとられたのであります。これらの特殊法人に對する法人税を全免いたしましたことは、まさに問題解決の一方策であることは間違いないところであらうと存する次第であります。すみやかにこれが実現を期せられますよう希望するのであります。なお、特別措置法の整理について不徹底な部分を存しておるのであります。今後さらに検討されまして、税法上の不均衡を是正するとともに、今日法人税が高きに失し、企業

の発展を阻害しておると思われる幾多の問題が存していることにかんがみ、合理的な特別措置を含めて、平均三〇%を軽減すべきであらうと存する次第であります。政府の考慮を求める次第であります。

第三に、地方財政の問題であります。今日、地方公共団体が多額の赤字に苦しんでおることは周知のこととあります。今やまさに、自治体としての機能を停止しなければならぬ最悪の状態にあるものはないわけではあります。もちろん、地方財政が放漫に流れることは厳に慎むべきであつて、自治庁の厳正な監督指導を望むものであります。が、本件は、一日も放置のできない緊急、喫緊の要事であり、市町村合併促進法、再建整備法が、この問題の解決に一步を進めておりますことは申すまでもありません。が、何といたしまして、当面公債費の問題を急速に解決することであらうと存じます。政府もここに思いをいたされまして、三十一年度補正予算中、八十六億円を、三十二年にこれが対策のために支出することを計画され、所要の法律が制定されました。しかしながら、この措置は、地方交付税に特別を設けたものでありまして、たまたま三税の自然増収が生じたからのことであります。元来、地方交付税法に特別を設けることにつきましては、問題点がないわけではあります。その欠

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号 昭和三十三年度一般会計予算外二件

三七六

陥は、将来補完するという政府の言明に信頼することといたしますが、自然増収がもしなかったといたしますれば、本施策は行われなかったであろうことは想像にかたくないところであります。政府は、国家財政がきわめて慮まれておる今日、地方財政の健全化を講じするために、絶好のチャンスであろうと存する次第であります。すみやかに根本的、合理的にして、かつ十分な地方公債償還問題の解決に対する具体的方策を樹立し、実行されますことを強く要請するものであります。

次に、世界的好況に伴って、政府の経済五カ年計画を根柢から改変しなればならぬという、異常な産業経済の進展をみましたことは御同慶の至りであります。しかるに、電力、鉄鋼等の基幹産業の開発がこれに伴わず、きわめて重大な隘路を出現しておる現状にかんがみ、三十二年度予算において、あわてて電力、鉄鋼、運輸等の拡充を計画されておるのであります。はなはだ残念な次第であります。今からでもおそくはない、すみやかにこれが計画の達成を望むものであります。ところが、これらの計画を具現いたしますことと、住宅問題の解決、五十万戸の新設等、いずれも莫大な資材を所要

するのであります。委員会の質疑を通じ、所要資材の計画的生産、配給に対する計画がきわめてずさんであるように理解されたのであります。かくては計画の達成はもろろん、その間物価のいたずらなる値上りを招来する危険なしとは申されません。政府は、諸般の事情に十二分の注意をなし、資材の確保に、その価格に支障を生じませぬよう、格段の措置を望むものであります。

第五に食糧問題であります。まず、昭和三十三年度食糧特別会計におきまして、百四十二億の赤字が予見されていること、三十一年度赤字が百六十二億持ち越されていることを考えますれば、三十二年度予算が均衡を得た健全財政であるとは申しがたいのであります。ここにもインフレ的要素をみることは、はなはだ残念のきわみであります。そのことは別といたしまして、すでに三十一年度補正予算の討論におきまして申し述べましたごとく、臨時調査会を設けて、これらの問題の解決を含めて食糧会計の合理化対策を発見されんといたしておるのであります。が、世上、調査会は、消費者米価値上げを理論づけるためのものであるといふような心配がなされておる次第で

ありまして、政府は、あくまでもこれらの心配が雲散するよう対処されんことを重ねて要求する次第であります。特に重視しなければならぬことは、三十二年度の国際収支の見通しであります。輸出二十八億ドル、輸入三十二億ドルでありまして、貿易外の特需等に依存して、ようやく収支の均衡を得しめておるという状況であります。

現に公聴会におきまして公述にみましても、参考人として意見を聴取いたしました日銀山際総裁の話によりまして、国際収支のバランスをとることは容易ならざる困難事であるとされております。ここで問題になりますことは、輸入の王座を占めている食糧の自給度向上のことです。三十二年度予算からいたしますれば、食糧増産対策費二百七十億でありまして、約百万石の増産ということでありまして、無計画とは申しがたいまでも、各省庁間に有機的な連絡が不徹底な関係等からいたしまして、年々歳々相当の美田が壊滅している実情を勘案いたしますれば、人口増加とともに、百五十万石程度の増産を要すると思っております。差し引き四十万石の輸入増加ということになり、さらに国際収支に悪材料を提供していることになるかと存じます。さらに、予約売り渡し制

度は存続するという総理の言明であります。が、本制度実施以来行われて参りました予約奨励金石当り百円、並びに時期別価格差奨励金を削除いたしておりますことは、理論的には理解できるといたしても、生産者は、すでに米価の一部として受け取っておる現状からいたしますれば、生産意欲を減殺する結果となるでありません。かくのごとく、積極的な増産施策が十分であり、消極的に生産増強を後退せしむるがごときは、食糧自給度向上を重要な政策として掲げておる政府の方針に反するものであると申しても、差しつかえないかと思われる次第であります。それが、わが国の平和再建における絶対の命題である経済自立の基

本的要素である国際収支に悪影響を及ぼすことになると思はれます。きわめて遺憾なことでありまして、政府の特に再考を要するところであります。農村が常に労働人口の調節的役割を果して参りました功績と、現に多数の潜在失業者を包容しておるといふ実態からいたしまして、さらに国民の約半数を占める農民の購買力の消長が、国内経済、特に中小企業の盛衰に重大な関係を有することにかんがみますれば、農林水産業の原始産業に対し、政

府の施策が、漸次後退しておりますことは、前述の国際収支問題と相關連して遺憾にたえません。将来の問題に關し、特段の留意を願う次第であります。

今日、産業の拡大と輸出貿易の進展を期するための重要課題は、下積みとなっている多数の中小企業の正常な発展を期することでありましよう。これが対策は、もちろん一にして足らないのであります。その動脈をなすものは、組織化と金融の問題であります。政府は常に、業者の協同化を推進すると述べられておりましたが、われわれの同意するところでありまして、その組織の強化を行いますためには、金融がその組織を通じて行われるがごとき体系を確立することではなければなりません。しかるに、中小企業に対する金融体系がきわめて複雑であるとともに、協同組織を強化する方向を示しておりませんことは、いかがかと思っております。この際、協同組合の系統組織を強化するといふ基本的態度を根柢とする金融体系の強化確立と、その金利の低下に格別の関心を払われましよう。要求をする次第であります。

最後に、競輪等射幸的娯楽は、すみやかに整理さるべきものであり、さき

に本院の付帯決議も、その内容を包蔵していたものでありまして、地方実施団体に対する施設費等直接的な財政上の負担を考慮しつつ、すみやかに具体的な対策の樹立を望む次第であります。

以上、希望の要点を申し述べまして、政府の誠意ある措置を期待し、予算三案の原案に賛成の意を表して、討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 八木幸吉君。

「八木幸吉君登壇、拍手」

○八木幸吉君 私は、昭和三十一年度予算三案に対し反対するものであります。(拍手)

反対理由の第一は、自然増収に比較して減税額が少いことであります。臨時税制調査会の答申の基礎は、自然増収六百億円であつて、その後の経済界の情勢により、所得税で一千億円の減税と、特別措置の整理、間接税の増徴によつて、差引六百二十九億円の純減税をする案でありました。本予算案では、自然増収を約二千億円と見込み、所得税で一千九十一億円の減税し、これに対し、租税特別措置の整理、合理化、揮発油税、印紙税等の増徴で、差引純減税額は七百二十億円であります。

す。しかるに、その後の国民所得の増高等を考へるならば、なおこの上に八百五十億円の自然増収も見込まれるとする字者もあります。私は、公共事業費、各種補助金等の徹底的整理、予算の効率的使用をはかるならば、一般歳出のための多額の財源捻出も可能であつて、従つて、自然増収のうちから、なお相当の減税をなし得ると信ずるものであります。現在、国民一人当りの租税負担額が一万七千八百八十円であることからしても、財政規模の増大よりも、減税を主張するゆゑんであります。

第二は、食糧制度のあり方についてであります。政府は、米価の決定を臨時食糧管理調査会の答申に期待されておるようであります。その答申によつて、一応赤字補てんの問題は片づいても、やみ米の問題は片づきません。供給量及び価格の両面から見ても、また、やみに流れる米の数量が千七百数十万石に及んでおる事実から見ましても、すでに食糧管理制度は、崩壊しておると見ねばなりません。この事実を直視せずして、当面の赤字補てんの問題にのみ重点を置く政府の態度には賛成できません。ことに、順法精神から一大勇断を下すべき時であります。

第三に、国鉄運賃値上げの問題であります。国鉄全線の八割までが赤字であり、また赤字路線の四割まで経費が収入の二倍以上である事実に対し、国鉄当局者は、何らの積極的対策を有せざることは遺憾であります。また、建設資金の増加四百八十三億円の七割六分まで運賃値上げによつて行はるは不合理であります。政府は、運賃値上げをする前に、まず内部の経営刷新と、外郭団体の整理、並びにその企業形態の根本的検討をなすべきであります。(拍手)

第四に、政府は、今回、各官庁を通じて、約三千人の定員の増加を要求しておりますが、その個々の事情はともかく、根本において、戦前に比較して行政機構が膨大、複雑化している現状にかんがみ、その簡素化、能率化のためにも、これが一大改革を準備すべき時代であります。予算上、これが片りんさえも現われておらないのは遺憾であります。

最後に、私は独立国として軍備の必要を認めるものであります。しかしながら、自衛隊が憲法第九条に違反するとは明白であります。従つて、現状の規模における自衛隊の予算は、憲法を改正せざる限り、これを認めることはできません。

以上をもつて、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 野坂参三君。

「野坂参三君登壇、拍手」

○野坂参三君 私は、日本共産党を代表して、本予算案に反対するものであります。

政府は、本予算案は国民負担の大幅な軽減並びに社会福祉の推進をはかるものであると称しております。しかし、このスローガンは、政府が大資本家の利益のために国民をだます看板にすぎません。(拍手)その理由は、第一に、政府の減税とは、実は高所得者に対する大幅な減税のことにはかならないのであります。その証拠に、人口の七割三分に及ぶ大多数の国民にとつては、減税どころか、運賃、米価の引き上げ、間接税の増徴などによつて、かえつて負担が増しております。これが事実です。

第二に、政府は、社会保障の拡充などと言っておりますが、たとえば健康保険法の改悪から見ても、医療費その他の負担がますます国民に転嫁されようとしております。政府の掲げた羊頭

狗肉の国民皆保険さえ、早くもその実施を延ばそうとしておるではありませんか。(拍手)

さらに政府は、中小企業に対しては、投融資をわすばかりふやしたにすぎず、中小業者が熱望する低利の金融、大幅な減税は実質的に無視され、ことに、零細企業は捨てて顧みられない状態にあります。加うるに、独占資本による中小企業の系統的な搾取は、かえつてひどくなるうとしております。

また、農業に対しては、依然として低米価政策を続け、土地改良など、日本農業の自主的発展に必要な施策は、ほとんど何ら予算には盛り込まれておりません。

以上のことから、われわれは、この予算は国民の大多数の生活を少しも改善せず、逆に国民の負担を増大させるものであるということを私は断言できます。いわゆる国民負担の軽減とか、社会福祉の推進などは、一体どこを押せば、このような声が出てくるのでありましょうか。しかし、本予算案は、他方では、大企業の利益のため、できる限りの手厚い施策を盛り込んでおります。大企業を優遇する税の特別措置は、その大半が残されている

ばかりか、さらにこれをふやそうとさえしてあります。その上に、陸路の打開など、いろいろな名目で、電力、鉄鋼、海運、石油化学、原子力工業などの独占企業に対しては、膨大な財政支出を集中しております。ことに、アメリカの新しい戦争政策に協力するため、防衛庁費を実質的に二百七十億円も増額し、近代兵器の生産に六百億円をこえる巨費を投じようとしているのであります。

さらに、この予算案は、中国、ソビエト同盟との経済交流の発展を、むしろ押えることを前提としてあります。政府は、対アメリカ貿易では、アメリカの言うままに譲歩しながら、他方、中国通商代表部の設置を渋り、日ソ通商協定の締結を意圖的におくらせております。

以上に述べたことが、本予算案の本質であり、特徴であります。要するに、この予算案は、国民生活を犠牲にし、日本経済の平和的な、自主的な発展を妨げ、日本を軍事的にアメリカに従属させながら、少数独占資本だけを富ませ強める反国民的な予算であると断定せざるを得ないのであります。皆さん方には耳が痛いでしょう。

私は、以上の理由に基づき、本予算案

に対し、全面的に反対するものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。

三案の表決は、記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。……投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九票

白色票 百三十二票
青色票 七十七票

よって三案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百三十二名

森 八三一君 前田 久吉君
早川 慎一君 野田 俊作君
田村 文吉君 村上 義一君
廣瀬 久忠君 大谷 賛雄君
武藤 常介君 川口爲之助君
島村 軍次君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
伊能繁次郎君 梶原 茂嘉君
加賀山之雄君 堀 末治君
有馬 英二君 苦米地英俊君
近藤 鶴代君 上林 忠次君
佐藤 尚武君 井野 碩哉君
藤野 繁雄君 西川甚五郎君
谷口弥三郎君 新谷寅三郎君
森田 義衛君 杉山 昌作君
後藤 文夫君 石黒 忠篤君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君
草葉 隆國君 仲原 善一君
成田 一郎君 堀本 宜實君
前田佳都男君 松村 秀逸君
手島 栄君 鈴木 万平君
柴田 栄君 大谷藤之助君

大沢 雄一君 西川弥平治君
重政 庸徳君 高橋 衛君
土田国太郎君 斎藤 昇君
雨森 常夫君 永野 護君
迫水 久常君 三木與吉郎君
田中 啓一君 横川 信夫君
木島 虎蔵君 安井 謙君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山俊一郎君 岩沢 忠恭君
三浦 義男君 高野 一夫君
宮田 重文君 小柳 牧衛君
木内 四郎君 青山 正一君
左藤 義詮君 植竹 春彦君
石原幹市郎君 黒川 武雄君
重宗 雄三君 苦米地義三君
中山 壽彦君 泉山 三六君
平井 太郎君 小林 英三君
大野木秀次郎君 寺尾 豊君
松平 勇雄君 井村 徳二君
伊能 芳雄君 井上 清一君
小澤久太郎君 西田 信一君
稻浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
勝俣 稔君 小西 英雄君
佐藤清一郎君 西岡 ハル君
宮澤 喜一君 吉田 萬次君
横山 フク君 榊原 亨君
佐野 廣君 青柳 秀夫君
白井 勇君 高橋進太郎君

反対者(青色票)氏名 七十七名

大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 鈴木 強君
藤田藤太郎君 相澤 重明君
松永 忠二君 占部 秀男君
森 元治郎君 木下 友敬君
平林 剛君 山本 経勝君
岡 三郎君 久保 等君
柴谷 要君 大和 与一君
安部キミ子君 近藤 信一君
千葉 信君 戸叶 武君
大倉 精一君 竹中 勝男君
田畑 金光君 吉田 法晴君
中田 吉雄君 松澤 兼人君

○議長(松野鶴平君) 次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

河合 義一君 成瀬 輔治君
島 清君 田中 一君
松本治一郎君 三木 治朗君
東 隆君 荒木正三郎君
市川 房枝君 八木 幸吉君
野坂 参三君 岩間 正男君
横川 正市君 長谷部ひろ君
竹中 恒夫君 鈴木 壽君
大河原一夫君 伊藤 顯道君
千田 正君 光村 甚助君
鈴木 一君 湯山 勇君
加瀬 完君 阿部 竹松君
安部 清美君 松澤 靖介君
椿 繁夫君 阿具根 登君
山口 重彦君 海野 三朗君
中村 正雄君 矢嶋 三義君
相馬 助治君 小林 孝平君
小酒井義男君 永岡 光治君
松浦 清一君 天田 勝正君
高田なほ子君 片岡 文重君
重盛 壽治君 羽生 三七君
岡田 宗司君 佐多 忠隆君
曾根 益君 栗山 良夫君
山下 義信君 清澤 俊英君
棚橋 小虎君 内村 清次君
山田 節男君

本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十二分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 公営企業金融庫法案

一、日程第二 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第三 とん税法案

一、日程第四 特別とん税法案

一、日程第五 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 印紙税法の一部を改正する法律案

一、日程第七 特定多目的ダム法案

一、日程第八 健康保険法等の一部を改正する法律案

一、日程第九 船員保険法の一部を改正する法律案

一、日程第十 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

一、特定多目的ダム建設工事特別会計法案

一、失業保険法の一部を改正する法律案

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案

一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、昭和三十一年度一般会計予算案

一、昭和三十一年度特別会計予算案

一、昭和三十一年度政府関係機関予算案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

森 八三三君 前田 久吉君
早川 慎一君 野田 俊作君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田村 文吉君 村上 義一君
廣瀬 久忠君 大谷 賢雄君
武藤 常介君 川口爲之助君
島村 軍次君 北 勝太郎君
岸 良一君 鹿島守之助君
石井 桂君 松岡 平市君
伊能繁次郎君 梶原 茂嘉君
加賀山之雄君 奥 むめお君
堀 末治君 有馬 英二君
苦米地英俊君 近藤 鶴代君
上林 忠次君 佐藤 尚武君
井野 碩哉君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君

新谷寅三郎君 森田 義衛君

杉山 昌作君 後藤 文夫君

石黒 忠篤君 本多 市郎君

鶴見 祐輔君 草葉 隆圓君

仲原 善一君 成田 一郎君

堀本 宜實君 前田佳都男君

松村 秀逸君 手島 榮君

鈴木 万平君 柴田 榮君

大谷藤之助君 大沢 雄一君

西川弥平治君 重政 庸徳君

高橋 衛君 土田国太郎君

斎藤 昇君 雨森 常夫君

永野 護君 迫水 久常君

三木與吉郎君 田中 啓一君

横川 信夫君 木島 虎蔵君

稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君

平島 敏夫君 後藤 義隆君

勝保 稔君 小西 英雄君

佐藤清一郎君 西岡 ハル君

宮澤 喜一君 吉田 萬次君

横山 フク君 榊原 亨君

佐野 廣君 青柳 秀夫君

白井 勇君 高橋進太郎君

山本 米治君 大谷 登潤君

寺本 廣作君 鯛木 亨弘君

小幡 治和君 上原 正吉君

岡崎 眞一君 古池 信三君

小瀧 彬君 館 哲二君

郡 祐一君 西郷吉之助君

小林 武治君 紅露 みつ君

小山邦太郎君 木暮武太夫君

石坂 豊一君 下條 康徳君

野村吉三郎君 笹森 順造君

林屋亀次郎君 杉原 荒太君

青木 一男君 木村篤太郎君

津島 壽一君 吉野 信次君

江藤 智君 大矢 正君

林田 正治君 中野 文門君

森中 守義君 北村 暢君

鈴木 強君 藤田藤太郎君

相澤 重明君 松永 忠二君

占部 秀男君 森 元治郎君

木下 友敬君 平林 剛君

山本 經勝君 阿 三郎君

久保 等君	柴谷 要君
大和 与一君	安部キミ子君
近藤 信一君	千葉 信君
戸叶 武君	大倉 精一君
竹中 勝男君	田畑 金光君
吉田 法晴君	中田 吉雄君
松澤 兼人君	河合 義一君
成瀬 暢治君	島 清君
田中 一君	松本治一郎君
三木 治朗君	東 隆君
荒木正三郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	野坂 参三君
岩間 正男君	横川 正市君
長谷部ひろ君	竹中 恒夫君
大竹平八郎君	鈴木 壽君
大河原一次君	伊藤 顯道君
天坊 裕彦君	千田 正君
光村 甚助君	鈴木 一君
湯山 勇君	加瀬 完君
阿部 竹松君	安部 清美君
松澤 靖介君	椿 繁夫君
阿具根 登君	山口 重彦君
海野 三朗君	中村 正雄君
矢崎 三義君	相馬 助治君
小林 孝平君	小酒井義男君
永岡 光治君	松浦 清一君
天田 勝正君	高田なほ子君
片岡 文重君	重盛 壽治君
羽生 三七君	岡田 宗司君

佐多 忠隆君	曾林 益君
栗山 良夫君	山下 義信君
清澤 俊英君	棚橋 小虎君
内村 清次君	山田 節男君
内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	中村 梅吉君
法務大臣	池田 勇人君
大蔵大臣	藤尾 弘吉君
文部大臣	神田 博君
厚生大臣	井出一太郎君
農林大臣	水田三喜男君
通商産業大臣	宮澤 胤男君
運輸大臣	平井 太郎君
郵政大臣	松浦周太郎君
労働大臣	南條 徳男君
建設大臣	石井光次郎君
国務大臣	宇田 耕一君
国務大臣	大久保留次郎君
国務大臣	小瀧 彬君
国務大臣	田中伊三次君
政府委員	
厚生省公衆衛生局長	山口 正義君
厚生省保険局長	高田 正巳君

びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十二日

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

寺本 廣作 宮田 重文
佐野 廣 小橋 治和
斎藤 昇 西田 信一
藤田 進 小酒井義男
上林 忠次 河野 謙三
大沢 雄一 田中 茂穂

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術庁に国立国会図書館支部図書館を設置するとともに、支部図書館名につき所要の改正を加えようとするもので、必要な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十二日

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

阿部 竹松 大竹平八郎
青柳 秀夫 小橋 治和
白井 勇 大谷 實雄
豊田 雅幸 加藤 正人
西川弥平治 古池 信三
島 清 小西 英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、海外投資に伴う危険を担保する範囲を拡大し、更に、補率を引き上げるとともに、新たに海外投資利益保険を創設し、海外投資に係る配当金を非常危険によつて本邦へ送金することができないことにより受ける損失をカバーすること等によつて海外投資を促進しようとするものである。

本措置は、輸出貿易その他の海外取引の健全な発達のためには概ね妥当な措置であると認める。

別に費用を要しない。

審査報告書

雇用審議会設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十二日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山 長造 永岡 光治
迫水 久常 松村 秀逸
伊藤 顯道 松岡 平市
田畑 金光 泉山 三六
竹下 豊次 上原 正吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、雇用及び失業問題に関する事項を調査審議して、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、かつ、所要の意見を述べ、又は報告させるため、失業対策審議会を改組して総理府に附属機関として雇用審議会を設置しようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のため要する費用は約二百万円であり、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十二日

内閣委員長 亀田 得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山 長造 永岡 光治
迫水 久常 松村 秀逸
田畑 金光 伊藤 顕道
松岡 平市 泉山 三六
竹下 豊次 上原 正吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働省において、最近総合調整を要する事項が増大してきたため、大臣官房に官房長を置こうとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

参議院会議録第二十号中正誤

頁 段 行 誤 正
二五 二三 減税額は納 減税額は約
二五 二二 ことに こえて
二五 二六 暴行 暴利
二五 二五 特別合計 特別合計
二五 二〇 討討 討議
二五 三 十三行目の次に内村清次
君を加えるべきの誤

参議院会議録第二十一号中正誤

頁 段 行 誤 正
三三 一 三 基幹産業 基幹産業

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第二十二号

三八二

昭和三十三年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し長質紙は二十円)
(配達料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、四三二二